

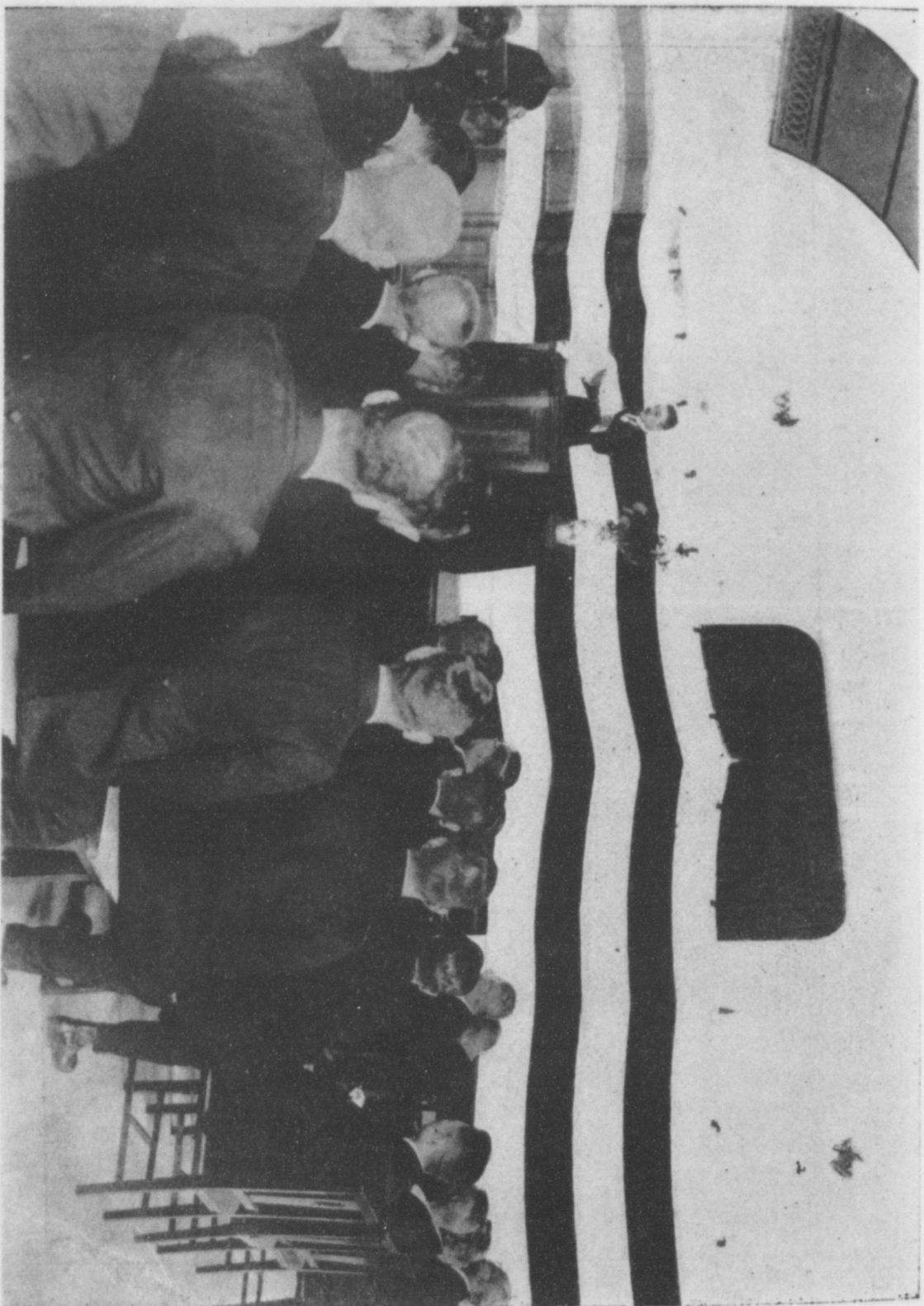
刑 政

昭和七年十月二十八日印刷
昭和七年十一月一日發行
第四十五卷 第十一號

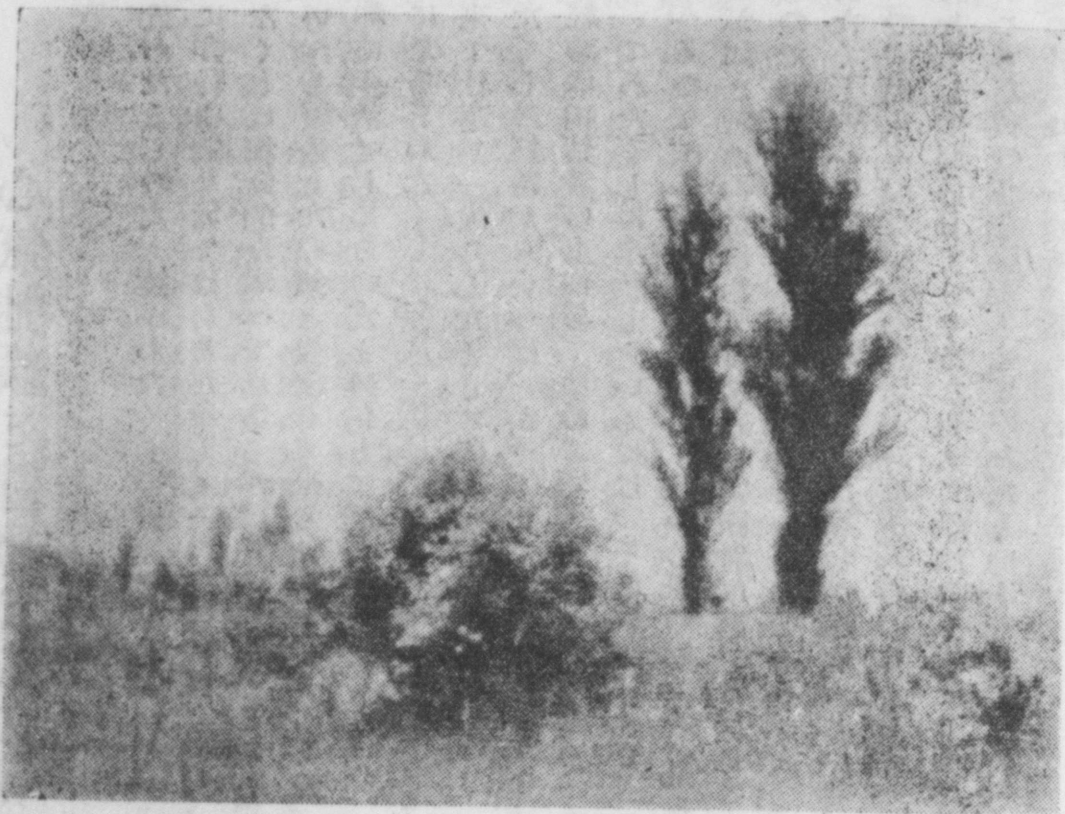
第 十 一 號 第 十 一 月 第 四 十 五 卷

心氣弛緩と健康と心の轉向 (卷頭言)	正 木 亮 2
行刑一年の回顧と展望	鹽 野 季 彦 4
一般智能と行刑成績	青 木 誠 四 郎 15
行刑に於ける法律と技術	林 靜 夫 34
白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計	ジョルジュ・ゲルトン 42
犯罪人分類處遇について	刈 屋 公 正 50
伯耳義に於ける行刑制度の發達(上)	アー・デリエルニユウ 54
海 外 時 報	66
廢物利用木製品について	原 三 郎 71
刑務所建築の回顧(上)	白 井 勇 松 74
雜報——海外新聞錄——刑政俳壇—— 家庭の頁——讀者の頁——訓令通牒—— 敘任辭令——	

財團法人 刑 勢 協 會 發 行



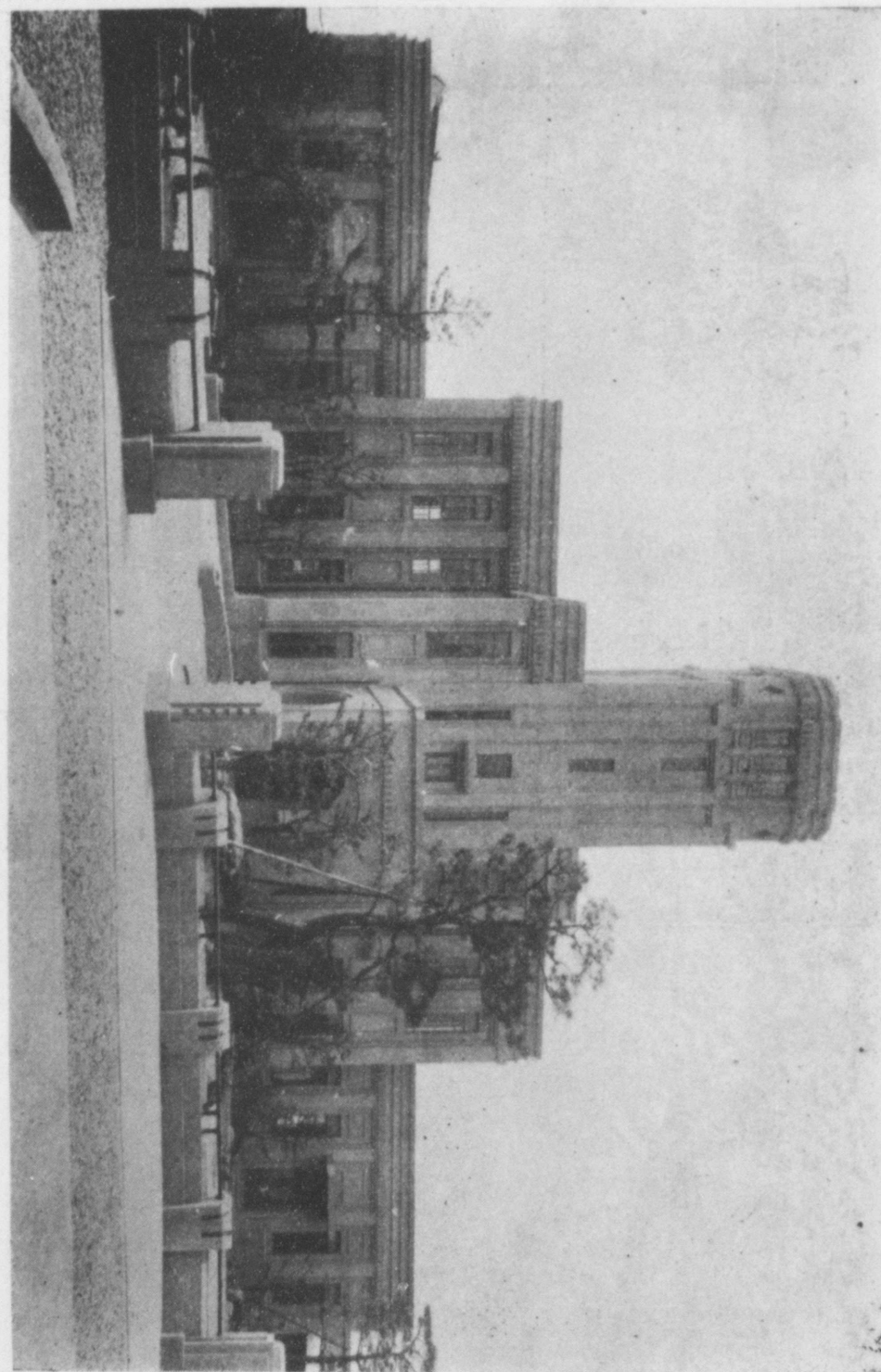
（長局刑行野鹽の讀代を爾祝臣大法司） 式成落所支務刑山歌和



刑 政

第 四 十 五 卷

第 十 一 号



新築落成した和歌山刑務支所

心氣弛緩と健康と心の轉回

最近わたくしの友人達がわたくしの健康を案じていろいろの健康法をすすめて呉れた。しかし、わたくしは誠に非科學的な考ではあるが少しもその忠告に應じて見ようとは考へない。

わたくしは獨斷的な考へではあるが、或はわたくしの特異質かも知れないが、百の健康法を實行するよりも、いつも緊張した心氣と後續して來る仕事に引きづられて休む暇のないその状態が、わたくしを健康に元氣一杯に生活せしめるのだと確信して居る。

冬になるとわたくしは年に一度は必ず風邪をひく癖があるが、そんなときはきつとわたくしの心にゆるみが出來て仕事が一段落したときに限つて居ると思ふ。

わたくしの経験からいへば、かやうに心氣が弛緩する時必ず健康が傷はれる状態に置かれるのであるが、その経験は拘禁者の上にあてはめて考へられないであらうか。折も折わたくしの友人がある種の犯人の健康に付いてわたくしに示教していふには、その種の犯人が長い間獨居拘禁を繼續せられながらよく健康をもちこたへるのは彼の體力の點ではなく彼の心氣の點である。殊に、その犯罪に付きそれを善なりと信じて敢行するが如き者は拘禁に對する憤懣と當路者に對する反抗と未來に對する希望とで常に彼の心氣を引きしめて居るので彼は健康を害する暇がないといふのである。

わたくしの心の緊張と彼のそれとは場合が異なる。しかし、その心の緊張によつて健康を維持するといふ點は一で、而もそんな場合の忠告が耳に這入らぬことも亦一でなくてはならぬ。

わたくしは別としてさやうな犯人に教誨をしたところで思想轉向の水をむけたところで結局は徒勞でむしろいこちな彼の心を緊張させるのみだといふことが、わたくしの場合とわたくしの友人の示教して呉れた場合とに於てはからずも一致したわけである。

しかし、わたくしも犯人も共に人である限りいつかは心の弛緩に出會ふことは免れぬ。その心の弛緩した場合よし健康がそこなはれて居ないまでも人の忠言を拒む元氣をそがれ、その生活様式に従つては又多感にもなり得るのである。

もしも信念に生きようとする人々に乗じようとするならばせめてはその機會をねらふべきではあるまいか。殊に、假にかかる心氣弛緩によつて健康が害されたと假定したなら彼は一層雜感によつて頭裡を支配され易い。誰もが經驗するやうに病床の呻吟に思出づるものは自己の身邊や親や子や妻や、恰も走馬燈の廻轉するが如くに幻想となつて描き出され易いのである。

順調な生活の中に病床につく人が、かかるときに人の情に泣くすらあるに、さうして逆境の人がかかるときに思ひ出に泣かぬ者があるであらうか。よし、それが固き信念に囚はれた人にせよ、彼が人類である限りしかあるべきことを誰が否定し得ようぞ。

信念に基く犯人の思想の轉向はむづかしいとよく人々はいふが、彼等には彈壓の外には途がないとよく人は話すが、それらの人々でも彼等が雜感に泣くの時あることを忘れるはしない。又むづかしいとして放置すること、頑強なりとして彈壓する裏に彼等の心氣を益々緊張せしめることのあることを彼等は忘れない。今確信犯人に對する行刑の基本がどこにあるかといふことは世界的に模索の時代である。しかし、行刑の使命としてはたとひ頑強な思想の彼等に對してもその動向を導き全体生活に入らしめるほかにはないのである。

そのさし當りの方法としてわたくしは執拗な彼等の心氣を弛緩せしめ、そこに人情を注入するに若かざるを思ふのである。言ひかへれば確信犯人の改善の方策は思想問題の研究よりも、知識の闘争よりも情と情との闘争でなければならぬといふことになるのである。

その意味に於て差し當り病弱な彼等に對し情の注入を試みることは意義のない試練でないのではなからうか。

昭和七年十月十四日夜

正 木 亮

行刑一年の回顧と展望

鹽 野 季 彦

目次

- 1 序 言
- 2 行刑指導者の養成
- 3 精神的教化と行刑一體主義
- 4 刑務所の失業とその対策及び民業壓迫
- 5 累進制に關する所見

一 序 言

私は昨年の本月號に於て在職一年間の行刑を回顧し且展望を試みた關係上茲に更に在職二年を迎ふるに當り再び過去一年を回顧し展望を試みようとするのである。
昭和六年末より今日に至る一年間に於ける世界の行刑學界にはさして變動は見出すことが出来なかつた。殊に行刑學に關する著述は世界全般を通じて近年にない不振の狀況にあつたといはねばならない。只行刑學に緊密な關係を有する刑事政策學の著述が比較的出版され

ることが多かつたことが行刑學の著述の少なかりしに照應して特に私達に多大の關心を惹起せしめるのである。何となれば、行刑學の論及は近年に至つて急激なる勢を以てその根幹にたどりついて、吾人に對し行刑の本質が特別作用の觀點より教化作用なることを斷定し、同時に罪刑法定主義の觀點より囚人の法律的地位の保障に向て邁進すべきことを示教して茲に小康を得るに至つたのである。

その根幹の示教が定まつた以上行刑學は茲に愈々その試練、改良の努力を續けて行く道程に押しつめられたのであつて、今や世界全般に亘つてそのことがつづけられ、近き將來に於て實證行刑學の著述の旺んるべきを思はしむるものであると考へ得られるのである。

本年になつてからその魁としてアメリカに於て、典獄ローウェ・ローウェス氏がシン・シンに於ける二萬年 20,000 Years in Sing Sing と題して實證行刑學を出して居るが、この種の著述は之れからの行刑學の態を爲すべきものと觀察し得られるのである。

斯様に、行刑學界が靜止の狀態に立ち至つたのに反し、アメリカでは特にエツチンガーの犯罪諸問題の如きドイツではヘンチツヒの刑罰論の如き刑事政策の著述が續刊されて居るが、之等は今日のクライム・ウェーブに對し今日の刑事政策が猶討究すべき幾多の餘地あるべきことを示教して居ると見るべきである。換言すれば、世人が犯罪對策を監獄問題だけで片付け、累犯増加を行刑丈けの責に歸せようとして居ることがあやまりで前提たる刑事政策を更に深く研究すべきことを示して居るとも考へられるのである。今日はその點に於て刑事政策の討究時期

に入り、行刑はむしろ科學的實證時代に達著して居るものと見るべきであらう。本年初夏の候ベルンで國際刑務委員會が開かれ、十月にはアメリカでアメリカの行刑會議が開かれる豫定になつて居るが學界が靜止状態にあるに反し行刑技術の點はかやうに活躍状態に這入つて居るのである。

私は斯様な世界的傾向に對して我が行刑が如何なる實行を此の一年間に爲し遂げたか、又如何なる計劃を爲して居たかを回顧して見ようと思ふのである。

二 行刑指導者の養成

行刑の目的が犯罪人に對する感化教養を第一義として居ることは今更いふまでもない。しかし、感化教養は指導者その人を得なければ到底成功するものではないのである。この意味に於て從來當局は刑務官の人格養成智識の向上に就いて繰返し之を要望し、殊に三十年來その訓育事業として刑務官練習所を繼續して居たのであるが、この事業は最近數年殊に昭和七年度に於ては之が俄然行刑學の核心的問題として世界的に取扱はれるに至つたのである。

惟ふに自由刑の本質論としては自由刑が應報作用なりや將又教育作用なりやに就き論議の餘地があるには違ひない。しかし、刑務官の採るべき方針の上から見れば自由刑の實施が教育であるべきことは謂ふまでもないことである。さて、自由刑の實施が教育であるといふ前提を採るとすれば教育の指導者にその人を得ることは自由刑執行の上に欠くべからざる要件であ

るのであるが、世界的に觀察すればその必要なる問題が漸く一九二五年以後に着手され昭和七年の本年に至つて始めて問題が大きくなつたのである。

この世界的傾向に對し全く巍然として獨り致々その事にいそしんで居たのはわが行刑であつて、その點に於て、いかに日本行刑が世界の先驅を爲しつつあるかの一端を示すに足るものがあるのであるが、私は昨年來更に三十年來のわが行刑指導者養成の方法に對して百尺竿頭一步進むべきものあるを考へたのである。即ち行刑指導者の養成は之を普偏的にのみ行ふべきではなくしてむしろ更に分化すべきであることを考へた。

大正十一年兩本願寺が教誨師の練習所を起し、猶同年高級看守長の練習所が又大正十三年泉二局長時代に醫師、作業關係職員の特別練習所を始められたのは結局行刑事業の分化的指導の必要なることを認められたるに他ならぬと思ふが、更に看守の訓練に關してもその當るべき犯人の種類によつては之を専門的に教養すべき必要あることを意識せざるを得なかつたのである。かやうな觀點より私は昨年來思想犯人の處遇に當る看守を召集して特別練習を實施すること本年に至るまで既に四回に及んだのである。

學術的論争に於ては思想犯人の如き確信犯人は教育の對象となり得ないといふ議論も行はれる。しかし、その確固たる確信が打壞出來ないといふことは論理の上では割り出せないもので、只之を知るのは神のみなのである。故に、行刑官吏は之が處遇に直面させられる以上この未開の境地を開き彼等の所謂確固不動の信念を我々國民生活の常規に轉向せしむべき途を發見す

ることに努力せねばならなくされて居るのであるから、その爲めには茲にどうしてもこの種の行刑に當る刑務官吏の養成に従事する必要に迫られかくは特別練習所を開いたのであつた。更に本年七月、八月の兩月にかけて私は各大學法學部を卒業したる看守長及び看守合計三十五名に對して諸學の教養を試みたが、之は動もすれば理論を離れて技術に走り勝ちな行刑界に對し理論と技術とを鹽梅し今後の行刑に冷靜なる批判と試練とを爲し得べき人々を養成せんとするの意圖から出たものであつた。それらの成績がどんなであるかといふことに就いては未だ發表するに足る結果は見出せない。

しかし、今日世界的に要望せられつつある指導者養成に關し、我が當局は之に一步進めて之を分化的に試練を爲しつつあることには些か平かなるものがあるのであつて、同時に世界が囚人分類の確立するに従ひその養成方法を我が制度の如く分化するであらうことを豫斷するに難くないのである。

三 精神的教化と人的戒護

極く僅かな事例ではあるが過去一年に於て精神的教化に一抹の暗影を投じたことを深く遺憾とせねばならない。そしてその事例は既に新聞紙上に喧傳されたところで識者の熟知せらるるところであるから簡単に二三の例をとつて批判して置き度い。

その一はある種の職員が作業製品を横領したといふ事件である。その二はある種の職員が

受刑者と通謀して之を逃走せしめたといふ事件である。その三はある職員が公金を費消したといふ事件である。

之等の事件に對しては勿論嚴罰主義を以て臨む方針であり、また既に嚴重なる處分に付したものであるが、しかし、ことは決して夫等の者を嚴罰した丈けで済むものではない。殊に疑心暗鬼を生み勝ちな拘禁者たちはさなきだに作業職員に對してその素品及び製品の取扱處分に對して疑ひの眼を向け易きにこの事實一度起るや彼等は竟に刑務官全體に對して疑ひを擴げ行くのである。殊に受刑者と通謀し或は公金を費消したりとの報に接するに於てはどうして官吏の指導に服し得べきであらうか。

我々は受刑者を善に導くべく彼等の信仰心喚起に勤め、或は獨立獨行の精神を養ふべく勤勉の習慣を誘ひ或は合法生活を馴致せしむべく紀律の勵行を強要しつつあるのであるが、一度官吏に不正行爲を爲すものあらんか、彼等は官吏全體を目し不正者と看倣すに至るのである。教化せらるべき者が教化する者を疑ふときさうして教化の實が擧げ得られよう、従つて我々の特に重要視せる精神的教化は茲に竟に根底的に破壊せられ、一人の行動が延いて萬人の熱誠を奪ひ去るに至るのである。

從來刑務官吏は囚人の逃走と縊死とには萬全の注意を拂つて防止に努めて居る。しかし逃走と縊死とより以上に怖るべき害惡は官吏瀆職行爲であるといふことに對しては稍もすれば神経を鈍ぶらせて居たやうである。その弊は抑も何に由來するか。

私は思ふ。それが各官吏間を一貫すべき協調の精神に欠けるところあるが爲めであるといふことを。即ち各員は互に相戒め互の精神の相寄るところに精神教化の結果が生れるといふことを閑却した爲めであるといふことを考へるのである。行刑上物的戒護の重要なことは今更いふまでもない。しかし、人的戒護の更により重要なことを思はねば教化事業はいふべくして行はるべきではないのである。故に、私は僅少ではあるものの過去一年の不祥事がいかに精神的に悪結果を惹起したりしやを恐懼すると共に今後に於ては極力人的戒護に不適任なる官吏の淘汰に力を盡されんことを要望して止まない。その淘汰を完成する曉に於て茲に始めて精神的教化の期待すべきものあることを意識されんことを望む次第である。

四 刑務所の失業とその對策及び民業壓迫

職業を訓練せねばならぬ刑務所に於て、又國民の膏血によつて經營せられて居る刑務所に於ては如何なる點から見ても受刑者を失業せしめてはならない。假に、失業しないまでも一日約十三錢の糧食代を支拂ひ得ないほどの働きに満足せしめることは殊に自立性養成の目的を第一とする刑務所作業のとらざるところである。

しかし、打ち續く財界の不況はこの理想に益々遠ざかり行きつつあつたのである。殊に僻遠の地に於ては低廉なる作業は愚か就業すべき何物も得がたいまでに押しつめられて居たので

あつた。加ふるにこの財界不況の影響を極度に蒙つて居る民間企業家は刑務作業が日に月に擴張されるが如く誤解し彼等の業務の壓迫すべからざるの理由を以つて嘆願を續けて居たのである。

この二つの事由より刑務作業は昨年來極度に憂慮すべき状態に置かれて居たのである。之に對し民業壓迫の問題に對しては既に大正十三年以來所謂官用主義の原則を確立して主として國家機關及び公共團體等の需要に應じ民間に需要を求めないこととしては居たが、しかし、刑務作業の傳統的遺習は受刑者の能率の不足と納期の遅延の故を以て決して我々の希望に應ずるだけの注文を受けることは出来なかつたのである。加ふるに、從來は財界不況時の唯一の繋ぎとして居た受負業殊に機織工すら廢業續出するに至り昨年末に至つて刑務作業の經營困難は竟にその極に達するに至つたのである。

然し、熟々思ふに官用主義の不徹底の原因が能率と納期とにあるとすれば、作業經營上この點の改良すべき餘地が存するには非るか、僻遠の地の無作業状態を補ふに良策なきには非ざるか。換言すれば、今日の刑務作業の經營を根本的に改良するに於ては此の窮況を脱する餘地あるには非るかといふことは私の考へねばならぬ最後の問題であつたのである。

時恰も滿蒙の風雲急を告げ、その戦火納まるや本年初春戦火再び上海一帯に燃え擴がつて兵沾部の需要は愈々多きを加へるに至つた。此の時に際つて私は受刑者の熱誠がよく從來の能率を挽回し得るの確信を以て軍部と協調して全能力を軍需品製作に用ゐんことを意圖して茲

に作業動員計劃を建てたのである。即ち、指令の一下指定作業に従事せしめること、受刑者移送を円滑敏速に行ふこと、各所間の連絡作業を爲し得ることを以て動員計劃の基本としてこの試みに當つたのである。

その結果は意外の成功を納め得たことを確信する。能率の點に於て、納期の點に於て、各所間の連絡に於て從來嘗て見ざるの結果を挙げ得たのであつた。而してこの結果は俄然官用主義の確實なる實現を見るに至つたのである。しかし、之を永續せしめるが爲には若し作業の經營管轄を從來の如く各所獨立に放置するに於てはそこに再び各所間の競争が起り到底今日の如く良好なる結果を續けることは出來ないのである。

私が所謂作業統制と題して全國を三區に區分し第一區を東京に第二區を大阪に第三區を廣島に定めてその三ヶ所の刑務所を以て二箇乃至三箇の控訴院管内の各所を代表せしめて或は納期の督促を或は賃金の統一を或は作業の分賦を司らしめたのは實に今日の成績を持續せしめ一には失業の對策に二には民業壓迫の聲を避け以て作業經營の確立を圖らんが爲めであつたのである。

幸にしてこの計劃は異常なる成績を挙げ得たと報告することが出來ようと思ふ。先づ、その作業分賦の點に於て特に僻遠の地を除いては代表刑務所より之を補給し得るの狀態となり、その収入の點に至つては今年二、三月の候に於て見込より約四十萬圓本年度に入り九月末迄に東京控訴院管内丈けに於て約十九萬圓の増収を見得るに至つたのである。

私はこの計劃を今後に於て益々發展せしめ度いと思ふ。同時にその中心刑務所の資格を向上して更にその職能の發揮を易からしめんことを意圖しつつあるのである。

五 累進制度に關する所見

教化主義の行刑を運行するが爲めの基本方法として累進制を確立すべきことは最早論議の餘地はない。恐らく世界何れの國の行刑法規と雖最早累進制に關する法規を規定しないものがない程さやうに此の制度は行刑の基柱を爲すものである。

我行刑に於ては既に各刑務所が己が自ら法規の許す範圍内に於て之を實施しつつあるのでその運用上に於ては決して世界の大勢に遅れるところはない。しかし、何分にも現行監獄法は受刑者の處遇上に關し極度にその權利を制限して居るので、殊に、權利と責任觀念とより成り立つところの累進制度が徹底して行はれよう筈はないのである。例へば、給養の點に就いて之を見るに彼等の能率を増進せしめその結果に基いて上級に進めんとする場合に、之に伴ふ優遇の一方法として彼等に自辨の權利を與へんとしても現行法は之を嚴に禁止して居るのである。又彼等の精神的慰安を講ぜんが爲めに郊外散歩を爲さしめ或は彼等各個の徳義心に訴へて自ら行刑の治安を保持せしめようとしてもそれは現行法の精神には何れも乖反するところとなるのである。

斯様な現行法の下に於ては到底其の教化行刑を遂行し眞の累進制を期待することは出來な

いのである。さりながら、我々は行刑の衝に當る限りに於て監獄法を文理的にのみ解釋すべきものだとは信じないのである。行刑學者のいふが如く監獄法に關する限りはその解釋は自由法學的解釋が許されねばならぬのでその意味に於て監獄法が教育法なることが是認せられるのである。

累進制度は囚人に對する平等の權利でなくてはならぬ。甲の刑務所の權利と乙の刑務所の權利とが差等が出来れば刑罰の衡平はその點からくづれる。

私は累進制度が教育法の觀念を前提とし權利平等の觀念を内容として全國に統一的に施行せられねばならぬといふことを毎に抱懷して居たのであるが、私は今やその理想に向つての計劃に従事しつつあるので近き將來に於ては之を實施するの運びになるのであらうと思ふ。その曉に於て我が行刑が愈々教化主義の本格的試練を爲すに至るのであらうことを豫想することが出来るのである。

以上を綜合して過去一年を回顧すると我が行刑はいくらかの不祥事はあつたが大體に於て特別豫防に必要な諸點の試練には相當努力も拂つた積りであるし、又將來更により以上の努力を續くべく今やその方針を確立せんことに焦慮しつつあることを諒恕せられたいのである。

一般智能と行刑成績

——川越少年刑務所よりの行刑技術學への貢賦——

(行刑の技術學的考察(二))

青木 誠 四 郎

内 容

- 一、緒 言
- 二、少年犯人の智能
- 三、知り得る行刑成績
- 四、智能と行刑の經歷(以上前號)
- 五、智能と刑務所に於ける行刑成績
 - A 智能と作業成績
 - B 智能と情意傾向
- 六、概 括

五、智能と刑務所に於ける行刑成績

A、智能と作業成績

刑務所に於ける受刑者の生活に示さるゝ行刑成績の第一としてあげられるものは、彼等の作

表 七 第

成績	人員
1 分	12
2	13
3	10
4	3
5	3
6以上	1
計	42

第 八 表

作業成績 智 能	劣	中	優	計
	人員 %	人員 %	人員 %	人員 %
— 70	4 80	1 20		5 100
71— 80	2 28.5	3 42.9	2 28.5	7 100
81— 90	4 18.2	17 77.3	1 4.5	22 100
91—100	2 25	2 25	4 5.0	8 100

業能力である。而してこの成績を最も適確に示すものは、同一作業の賦課にあたつて示す作業能力だと云はねばなるまい。この意味に於て獨房に於ける麻工としての成績は、この能力を示す恰當のものと云ふことができる。

そこで今入所後二ヶ月間の獨房に於ける麻工の成績のこれ等少年に關して記録あるものについて、その科程に對する割合を以て示されたものを見ると、第七表の如くその平均は二・四三分(標準錯差一・三六である。即ちこれによつて優劣の段階を附すれば普通は二——三分であつて、一分は劣れるもの、四分以上のは後れるものと云ふべき状態にあるのである。

然らばこれ等優、中、劣、各成績のものが、各智能の段階にいくばく含まれてゐるだらうか。第八表はこれを示すものであつて、その各智能段階の平均は

七〇以下 一二五分 七一——八〇 二・八六分
八一——九〇 二・二三分 九一——一〇〇 三・三七分
となつて、智能の低いものにあつては作業成績の著しく

低いものが多く、智能高きに於ては成績の優れるものがまた著しく多いことが示されてゐる。即ち成績劣れるものが智能の最も低きに於ては八〇%を占め、しかも秀れたものは皆無であるのに、智能高きに於てはその八〇%内外が中及優の成績を示してゐるのである。たゞ平均に於ては八一——九〇の群に低い事實が見られるのは後に述べる情意傾向の特性と照合して注意すべきものがあるが、——但しこれも最も低いもので劣る程度ではないので、大体智能との間に並行の關係を示してゐるのである。

以上は、單純なる同一作業に於ける成績であるが、これ等はその單純なるだけ、その作業の形態を學習するために、特に智能を必要とするとも考へられない。これ等成績の相異は智能高低と關係して、科程に對する責任感、努力の度、作業の速度の異なるものがあるためであらう。

單純作業の成績は以上の如きものであるが、これ等少年は、やがてその適性に從つて、印刷、家具、木工、營繕、洋裁、炊夫、耕耘等の職業的意味を有する作業に就くに至るのであるが、その携る作業の成績について、各技術指導者の技術の巧拙について優、中、劣の評定をしたものを、智能の段階と關係させて見ると、第九表の如くであつて、その評定は多く主觀的なものゝ含まるゝものはあるのであるが、智能高きものに於ては、その大部分が技能の優秀をもつて評定せられて居るのに、智能低きにあつては、その多くのものが、技能の劣等を以て評定せられて居るのを見るのである。

しかも、智能低きものに於て普通の成績を示してゐる二人は、洗濯、麻工の如き單純作業にすぎないので、こゝには極めて明瞭な智能の高低と作業能力との並行が見られるのである。
(註、二) かかる智能低きに於ける作業能力の低さは、デユ・アリングの研究にも示されて居るやうに一

第九表

作業 成績 智 能	優	等	中	等	劣	等	計
	人員 %		人員 %		人員 %		人員 %
— 0			2	33.3	4	66.6	6 100
71— 80	2	28.5	5	71.5			7 100
81— 90	12	40.0	11	36.7	7	23.3	30 100
91—100	10	62.5	5	31.2	1	6.3	16 100
100—	1	100					1 100
計	25		23		12		

第一〇表

作業 速度 智 能	優	中	劣	計
	人員 %	人員 %	人員 %	人員 %
— 70		1 16.7	5 83.3	6 100
71— 80	2 28.5	5 71.5		7 100
81— 90	11 36.7	12 40.0	7 23.3	30 100
91—100	10 62.5	5 31.2	1 6.3	16 100
100—	1 100			1 100
計	24	33	13	60

般的な事實であつて、こゝに智能低い受刑者に對して課する作業の種類の限定せられるの必要が痛切に感ぜらるゝのである。

而して、これ等作業の速さを技巧と別に評定してこれを智能と關係せしめて見ると、第一〇表の如くその關係は一層顯著に見られるものがある。

たゞ以上二つの觀察に——巧拙及び速度の如何——於て八一—九〇の段階に於ては劣れるものゝ多いことは、すでに見た單純作業の成績にも窺ひ得たところで、注意するに値するであらう。

かくて、作業能力を社會適應の一つの重要な條件と見るならば、智能高きにあつてはこれに欠くる事少いのであるが、智能低きにあつては——特に著しく低き——この條件に欠くところありと云ふべく、私達は行刑の實際に於てこれ等受刑者に對して單純にして智能低くしても堪え得る業種を選擇してこれを訓練し、やがて釋放の後に於て社會生活に適應し得る素地を養ふの要あることが、こゝに示唆されてゐると云つてよい。

(註ノ一) その適性配置の原理は、大体、拙著「刑務所に於ける適性検査」、(刑政、第四五巻、第五號)によつてゐる。

(註ノ二) Durlin, D. The *Io x* intelligence quotients as economic index. *J. of Juv. Res.*, 1931, No. 15, 278-287 に於て the defective can successfully do work only a routine nature. と結論してゐる。

B、智能と情意傾向

受刑者の情意傾向の如何は、その生活の形態を左右するものとして重要なものを有つてゐるのであるが、これを行刑に於ける社會適應性の涵養と云ふ立場から見ても、その向上如何を考ふる場合、所謂操行として最も消極的な性質を有つてはゐるのであるが、また最も問題となるべき性質を有するものは、受刑者の犯則行爲である。刑務所内の

第一一表

智能	懲罰度数			延人員	全員に對する割合
	1	2	3以上		
— 70	2			2	28.8
71— 80	1	1		3	37.5
81— 90	10	3	1	21	56.8
91—100	3			3	17.6
計	16	4	1	29	41.4

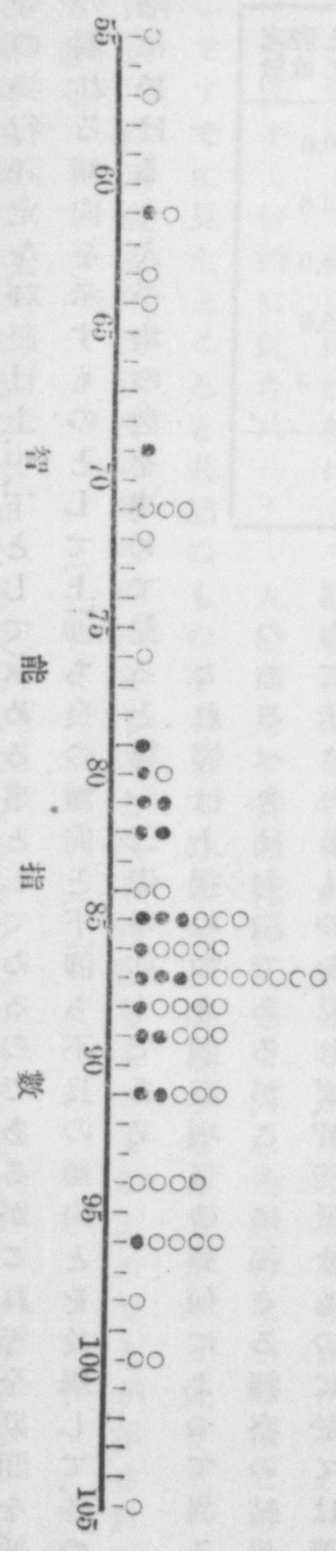
犯則の頻々たることは一面その訓練方針の不當を物語るものとも見られるのではあるけれども、また一面受刑者の性格に何等かの缺陷があつて、その社會——刑務所としての社會組織——に適應することの困難を示すものとも見られるべきものがある。然るに犯則行爲の少いことは、それが、いかなる意味に於てにせよ、一つの社會適應性を示すものとする事ができるのであつて、これ等の意味に於て各受刑者に於ける犯則行爲の多少は多少とも行刑成績を物語るものありと云つてよいのである。

こゝに、如上七〇名の少年受刑者について、その犯則行爲の著しいため懲罰に附せられたものを見ると二一名二七件に及んでゐるのであるが、その各智能段階中に含まるゝ

割合は第一一表の如くである。

さきに作業能力について見た場合には、智能低きものに於てその成績の著明に低きを見たのであつたが、この場合に於ては、彼等に於てその割合最も高きものに次いで少いのを見るのである。これ恐らくは、智能低きものゝ不良傾向には犯則に至る程の積極性を欠くがためであらう。而してその最も多いのは、智能稍高く普通に近き八一——九〇のものである。犯則事項がかく智能やゝ高きものに多い事實は、第一圖の如く、これ等犯則をなせるものを智能によつて圖示して見ると明かになる。即ちそこには著しく低きものに少く、又高きに少いことが見られるのである。これ等は、精神變質者がやゝ智能高きものに多き事實と符號して注意すべきものを有つてゐると云ふべきであつて、受刑者處遇の上に一つの示唆を與へるものと云ふべきである。

第一圖 ●は懲罰をうけたるもの



以上の懲罰は、受刑者の成績を示す極端な記録なのであるが、私達は受刑者の示す日常生活に於ける成績についても、よくこれを見なくてはならぬものがある。私達は現在少年受刑者の入

所時二ヶ月間次に見るが如き受刑者教養上注意すべきものと考へられる諸種の生活傾向について、その具体的な観察事項を定めて、一週に一度その週中に於ける生活傾向の観察に基いて擔當看守の操行評定を評語は上、中、下として求め、事としてあるのであるがこれ等全期間を通じて、その偏れる傾向を示すものとして「上」即ち良の傾向と「下」即ち不良の傾向とを枚擧して、各の智能段階に於ける一人平均の數を求めて見ると、第一二表の如くである。

第一二表

智能	全人員	良と評定さ れし度數	不良と評定 されし度數
—— 70	7	9.7	10.6
71—— 80	8	20.8	3.6
81—— 90	35	16.3	4.0
91——100	15	20.0	5.8
100——	1	49.0	0
計	90		

これ等は上掲の如き観察項目の如何によつて異なるものあるべきは勿論であるが、こゝに掲ぐる觀察の結果として示されるものを見れば、智能低きものに於ては著しく良の傾向少く、不良の傾向が多い。そしてそれより高いものに於ては、八一——九〇の段階の傾向に良やゝ少きを見るが一般に良の傾向の多いのが見られる。これ等は前述の懲罰に於けるものと相通するものあるを見るのである。

これを更に、著しく良、不良の傾向を示して、二週間以上繼續して、良或は不良と判定された場合を検して、各智能段階のもの一人の平均數として見ると第一三表の如く、こゝでは、八一——九〇を例外として大體智能の高低と並行してゐるのを見る。この事實は、近くシナイダーに

よつて確かめられた事と一致してゐるのである。(註ノ三)

以上は上掲の觀察を一般的に見たのであるが、これ等の中には、その生活の種々なる側面が含まれてゐるのであるから、その内容たる諸側面を分けて見ると、そこに特殊な情意生活の形態の示されるものがあるかも知れない。こゝに於て、各の觀察項目について、その評定が偏つて(即ち良或は不良と二度以上なされた人々を枚擧してその全人員に對する割合を求めて見ると、第一四表の如きものを見る。(このうち、ゴチツクにて示せるものは、特にその傾向が他の段階と比較して多いものを示す)。

次表によつて特に情意の生活に於て長所と認められるものを見ると、智能の最も低いものには他に比して秀れてゐるものは、これを見ることのできないが、反對に最も智能高きものでは、命を守り、溫順にして規律的、鋭敏にして緻密、沈着等の秀れた特徴を有してゐる事が示されてゐる。而して、智能やゝ普通に近き八一——九〇に於て特に他に比して秀れた點のないのは、この段階についてすでに見たところと共通のものを示してゐる點があるのであるが、やゝ低き、七一——八〇に於ては、正直、忍耐、清潔、守命等智能高きものと異なる特徴をもつものがあることが示されてゐるのである。

次に第十四表についてその欠點と認められてゐるものについて見よう。智能著しく低きものにあつては長所と認められる點の特になきに反し短所としては、他に比して強情、粗雑、不規律、遲鈍、輕卒、等智能高きものゝ「示す」特質と相反した面の種々な欠點があげられてゐる。たゞこれ

第一四表

智能 觀察項目	—70 71—80 81—90 91—100				智能 觀察項目	—70 71—80 81—90 91—100			
	—70	71—80	81—90	91—100		—70	71—80	81—90	91—100
守命	5	71.5	81.0	100.0	違令				
正直	4	57.2	78.5	100.0	不正直	1	14.2		
溫順		3	37.5	113.2	強情	4	57.2	3	97.5
規律的		4	50.0	112.3	不規律	2	28.6		3
鋭敏		2	25.0	111.3	遲鈍	4	57.2	1	12.5
緻密		2	25.0	92.6	粗雑	3	42.9	1	12.5
忍耐		4	50.0	141.1	倦怠	1	14.2		3
沈着	1	14.3	45.0	133.8	輕卒	4	57.2	1	12.5
清潔	3	42.9	78.5	164.7	不潔	1	14.2		2
純正		1	12.5		猜疑				1

等の欠點に於ては、智能低きものに、於けるものと共に高きものに於ても相當著しく評定されてゐるものが多く八一——九〇に於ける粗雑、輕卒、九一——一〇〇に於ける強情、倦怠等がそれである。即ち智能普通なるものは上述の長所をもつものと共にこれ等の欠點を示すものがあり、やゝ普通に近きものにあつては著しき長所をもつものなきに、欠點を有つものが比較的多くあるので、すでに述べたこの段階のものの特異性と關係して注意すべきものがあるのである。

以上はこゝで當面の問題としてゐる行刑の成績と考へらるゝものとはやゝ離れて、智能の高低と獨居に於ける情意生活の傾向との間に見られる關係と云ふべきものである。私達が特にこゝに見ようとしてゐる所謂成績はこれとやゝ異なるものがある。併し是等の關係づけによつて示されたところもまた、

第一三表

智能 觀察項目	—70 71—80 81—90 91—100				智能 觀察項目	—70 71—80 81—90 91—100			
	—70	71—80	81—90	91—100		—70	71—80	81—90	91—100
守命	5	71.5	81.0	100.0	違令				
正直	4	57.2	78.5	100.0	不正直	1	14.2		
溫順		3	37.5	113.2	強情	4	57.2	3	97.5
規律的		4	50.0	112.3	不規律	2	28.6		3
鋭敏		2	25.0	111.3	遲鈍	4	57.2	1	12.5
緻密		2	25.0	92.6	粗雑	3	42.9	1	12.5
忍耐		4	50.0	141.1	倦怠	1	14.2		3
沈着	1	14.3	45.0	133.8	輕卒	4	57.2	1	12.5
清潔	3	42.9	78.5	164.7	不潔	1	14.2		2
純正		1	12.5		猜疑				1

行刑の實施の上に種々注意すべきものを示唆してゐるとは云ひ得るであらう。

私は更に進んで、これ等の生活傾向が刑務所に於ける訓練によつて如何なる變化を示したかを觀察して見たい。すでに述べたやうに、これ等の觀察は、二ヶ月の間の獨居生活中になされたものであるが、これが、その間にいかなる變化を辿るものであるかを見ることは、行刑の成績を示すものとして興味あることであり、また大切なことでもある。

いま、觀察者の眼に映じた長所、あるひは欠點が、いかに變化したかを全体として見るために、入所當時の一週の評定と、八週後の評定とに於て、特に長所と認められし事項、短所と認められし事項の一人平均を見ると、

入所當時		八週後	
長所	二、三六	長所	五、八一
欠點	一、三九	欠點	一、〇四

そこには、いかなる意味にもせよ長所を増し、不良の傾向の減じてゐることが觀察されてゐる。併しこれは、全体の傾向であつて、智能の高低によつて必ずしも同様の結果を示してはゐないのである。今各智能段階を分つて、特にその良き傾向、惡しき傾向として入所時二週及最後の二週に認められたものゝ平均を示してその變化を示すことゝすると第一五表の如くであつて、智能の最も低きにあつては最初より短所として指摘さるゝものゝ方が多く、しかもまた最後に於ても多い。そこに多少の良傾向の増加は認められるが、それと共に惡傾向も増加してゐるので、あ

第一五表

観察時期 智能	最初の週 二	最後の週 二	變化
長所 —70 短所	1.1 2.4	2.6 2.9	+1.5 +0.5
長所 71—80 短所	3.4 1.6	8 0.25	+4.6 +1.35
長所 81—90 短所	2.3 1.2	2.9 1.2	+0.6 0
長所 91—100 短所	3.3 1.7	8.7 0.6	+5.4 —1.1

られ、その期間中に於ける變化の如きもこれと關係して一定の傾向の見られるものがあるの
あるがこれ等は、その處遇の關係上、個人的生活に關係したものとみである。私達は、この上に更
に多少とも社會生活に關係した情意傾向の一面を見て、その特徴並に變化を觀察しなくてはな
るまい。

私達は、少年受刑者の工場に於けるあるひは農場に於ける生活に關係して、次に見る如き一〇

つて指導の困難を豫想せしむるものがある
のである。これに反して、智能高き九一—
一〇〇のものに於ては、欠點は著しく減少し、
長所は著しく増加してゐるのであつて、こゝ
には指導の容易さを示すと見るべきものが
あるのである。而してやゝ智能普通に近し
と見るべき八一—九〇に於ては、その進歩
の認めらるべきものがないのであつて、か
の犯罪行為に於ける事實、一般として見たる情
意生活の長短と照合して、こゝにも指導困難
の一群を見出すことができるわけである。

以上獨居に於ける情意生活の傾向を見る
とそこに智能に關係してある種の特徴が見

の項目に就て、各の勞作現場の訓練にあたつてゐる擔當の看守に依頼して、一ヶ月に一度その受
持の少年等の生活の傾向を五段階——良、稍良、普通、稍不良、不良——に評定してもらふこととし
てゐる。これ等の觀察者は、觀察については殆んど素養がなく、その評定は主觀的たるを免れな
い。しかも工場毎に擔任者を異にするものなるが故に、これをもつて全く信頼すべき資料とは
なし難いのであるが、多少とも示唆を得んとする目的には役立つであらう。

今まづ、これ等の評定による全体の傾向を見るために、各項目についての評定段階の評定され
た數を一人平均として、最初の月と最後の月について見ると、第一六表の如くであつて、言語の場
合を除く（これによつて示されてゐるところは、智能著しく低き七〇以下のものに於ては、殆んど
すべてが不良の傾向を帯びてゐるが、それ以上のものに於ては、いづれも稍良以上のものが二・五
内外見られるのである。これはたゞ漠然たるものに過ぎないが、今その内容たる傾向について
見ると、第一七表の如くである。（第二圖はこれを割合として示したものである。）

すなはち、良の傾向の最も多く認められ、不良の傾向の比較的少いのは、勤勉に關するものであ
るが、次は、丁寧をあげなくてはなるまい、而して不良の傾向の最も多く認められてゐるのは、氣
分の動搖すること、この點はキャツセルベリの研究もこれを示してゐるが、尙利己的なこと、
及強情なことも相當著しい欠點として見られなくてはなるまい。

かゝる傾向は、これを智能に關係して見ると、また各の段階に於てその趣を異にしてゐるの
を見る事ができる。今各觀察事項に就て、その良傾向ありと認められしものと、不良の傾向にあり

第一八表

智能項目	—70	70—80	81—90	91—100
丁寧	不良	稍不良	中	中
勤勉	不良	中	良	中
責任感	不良	不良	中	中
気分	不良	稍不良	不良	不良
正直	不良	中	稍不良	中
純正	不良	中	中	中
競争心	不良	良	中	稍不良
利他心	不良	不良	不良	不良
温順	不良	中	稍不良	稍不良

粗雑なるを他と異なれる欠点とするが、競争心に富む點に於て、又他に比して温順にして氣分の傾向の如き——また共通の傾向が見られるものもある。——たとへば正直に於ける、また氣分の恒常と忍耐とに於けるが如き——私達はこゝに獨居と工場に於けるとによる生活活動の現れの相異を見なくてはならないと共に、これ等少年達の智能の高低がその生活を通じて一種の特徴を形作つてゐることに注意すべきであらう。そしてそこに彼等を處遇する上の考慮が

と認められたものを比較して、各智能の段階に於ける特徴を見るため、その割合に従つてその傾向の如何を別に定むるところによつて段階づける(註ノ五)と第一八表の如くであつて最も低きものは別として、智能高きものに於ては、氣分動搖し、利己的なことを最も欠点とし、強情、競争心の欠如するものをもまた少しく多くそこに見る。やゝ智能の普通に近き八一——九〇に於ても略同様であるが、たゞ勤勉なる點と不正直とさるゝ點あるところ

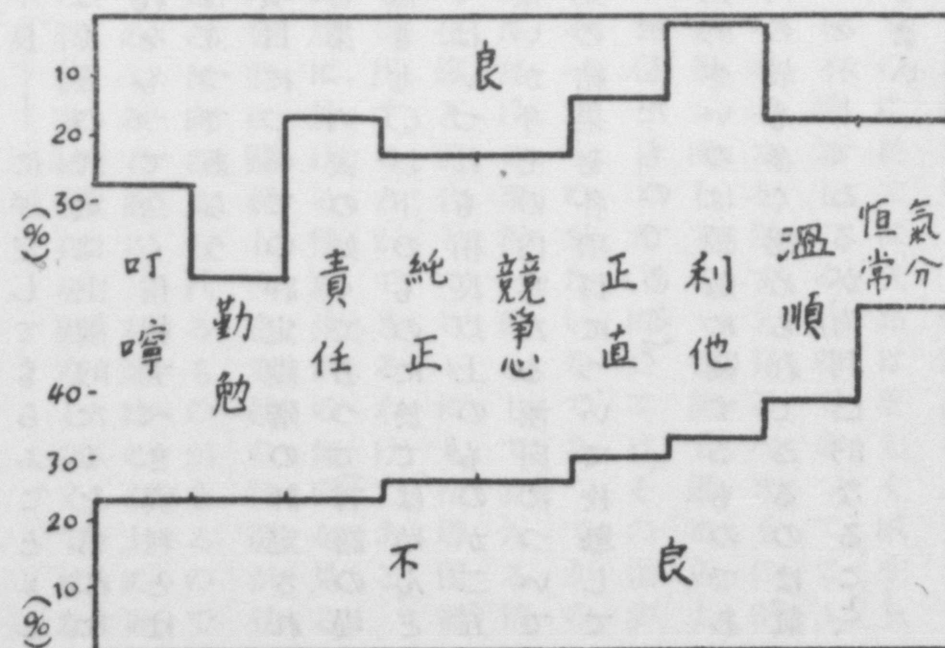
第一六表

評定段階 智 慧	最 初 の 一 ケ 月						10 ケ 月 後				人員
	良	稍良	中	稍不良	不良	良	稍良	中	稍不良	不良	
— 70	0	0.3	0	3.3	5.3	0	0	0.3	4	4.7	3
71— 80	0.2	2.3	3.8	1.8	0.8	0	2.7	3.5	2	0.8	6
81— 90	0.2	2.3	3.4	3.1	0.1	0.1	1.6	5.4	1.5	0.4	17
91—100	0.4	1.8	4.3	2.1	0.6	0.9	1.4	3.9	2.3	0.5	11

第一七表

	丁寧	勤勉	責任	気分 恒常	正直	純正	競争	利他	温順	計
良	1	2	1	1	1	1	2	0	3	12
稍良	9	14	5	6	5	7	7	1	4	58
中	18	12	22	10	20	19	18	24	16	159
稍不良	8	5	6	15	7	9	8	8	8	74
不良	1	4	3	5	4	1	2	4	6	30

第二圖



なされなくてはなるまい。

以上は受刑者が工場に於ける勞作生活の間に示す情意生活のある時期の断面についての描寫である。私たちは尙これ等を時の流れに従つて眺めて、行刑の教育的努力が、私達の見た彼等の上にいかなる變化をもたらしたかを見なくてはなるまい。

そこで以上の良、不良の傾向が、工場生活第一月より第一〇月に至つていかなる變化を示すかを、各智能段階について、その項目の傾向の變化の數によつて示すと、第一九表に見るが如き、差異を示すのである。

第一九表

變化 智能	傾向の同一に止まるもの			傾向のせの良化するもの		傾向の不良化するもの	
	不良	中	良	稍	著明	稍	著明
— 70	7.0			1.7		1.0	0.3
71— 80	1.0	1.7	2.0	1.8	0.8	2.3	0.3
81— 90	0.7	2.2	1.3	2.7	0.4	1.8	0.8
91—100	1.2	2.5	1.5	2.9	0.1	1.4	0.6

これ等は遺憾乍ら、全般としてしかくその間にこれ等の傾向の進歩したあとを示し難いのであるが、智能の如何によつてその進歩に多少の差あるは認めるに難くない。即ち智能の最も低いものにあつては、その不良の傾向依然としてその間多少の良化を見るものありと雖も、不良化せるものくは略これと同等にあるのであつて、その成績著しく不良と見えない。併し、智能のこれよりやや高いものにあつても、良化の傾向は、不良化の傾向とやや等しく、智能八一——九〇に於てやや良化の傾向著しく、智能の普通以上のものに於てこの傾向が顯著であると云ふことができる。こゝでは、成績は、智能と並行してゐるのが見られる。

かやうにしてこれ等の結果も智能の低いものに於てその進歩の困難を示すものありと云はざるを得ない状態にあるのであつて、たゞ従前の情意生活の觀察に見らるゝ八一——九〇の段階の困難さはこゝに見難いので、その生活形態の變化と共にその傾向も變化するものあるかに見えるのである。

かやうにして私達がこの觀察を時の経過にしたがつて行つても亦智能の高低によつて成績の異なるものあるを見るのである。私達はこゝにまた受刑者處遇の上に考慮しなくてはならぬものゝ示されるのを感じるのである。

(註ノ一) 吉益學士によれば、犯罪少年に於ける精神變質者は、一般に智能や、高くして普通に近きものに多く見られると云ふ。

(註ノ二) 觀察事項の決定は、私達が受刑者にいかなる情意傾向の缺陷を認め、いかなる傾向の發展を希ふかによつて異なるところがあるであらう。私達はこの意味に於いて、これ等の項目を選ぶところがあつたのである。後に見る他の觀察要項も亦全く同じ意味を有つて居る。

(註ノ三) Snyder, M.A.: A comparison of mental traits and attitude of delinquent boys and girls. J. of Juve. Res. XVI, 1931, No. 3, 185-187. に於て The total number of unfavorable responses shows a tendency to decrease with increase in mental age, と云つて居る。

(註ノ四) Casselberry, W.S.: Analysis and prediction of delinquency. J. of Juve. Res. XVI, 1932, No. 1, p.8.

(註ノ五) 各智能段階の人々についての評定中良及稍良を總計して全人員に對する百分率を求め更に不良及稍不良を總計してまた全様に百分率を求め兩者の關係を次の如く定めて、その段階の各傾向を定めることゝした。

六、概 括

以上私たちが、現に教育しつつある受刑者についてその社會適應性を示唆すと見るべき諸種の行刑成績を比較的正確に知り得たと思はれる智能の高低と視覚から眺めた結果を概括すると次の如くである。

一、其本質に於て行刑と同様のものと見做さるべき起訴猶豫、保護處分等の頻回の經驗を有して、かゝる教育の可能性の尠きを思はしむるものは智能高きに少く、智能低きに多い。

二、作業の成績は、その單純作業に於けるものも複雑な作業に於けるものも智能低きに於て劣り、高きに於いて優つてゐる。たゞ單純なる作業に於ては智能最も劣れるものに於ても較々普通の成績を示してゐる。而して智能較は普通に近き指數八一——九〇のものにあつては、その作業能力のやゝ劣るものある事は、情意生活に於ける特異性と共に注意に値する。

三、日常生活に於ける情意の傾向即操作について觀察したる結果は、その獨居に於けるものも、工場に於ける如き社會的生活に於けるものも、各特異性はあるが、智能高きに於て良き傾向を

良 不良	50 以 上	41--50	31--40	21--30	20以下
0—10 %	良	良	稍 良	中	中
11—20	良	稍 良	中	中	中
21—30	稍 良	中	中	中	稍不良
31—40	中	中	中	稍不良	不 良
40— 以上	中	中	稍不良	不 良	不 良

帶び、低きに於て——殊に最も低きに於て不良の傾向が著しい。而してその時の經過につれての變化も智能高きに於ては良化の傾向著しきも、智能最も低きものに於ては然らず。たゞ智能八一——九〇のものにあつては獨居生活に於て殊に不良の傾向多く、良化の趨勢き持異性を有つてゐる。

これ等は日常の情意生活についてとあつていづれも智能高きに良き傾向を、最も低きに不良の傾向を示してゐるが、その極端な消極的現れとして見られる犯則行爲による懲罰は智能の最も低きものに少く、八一——九〇に最も多いのを見る。これ等はおそらく智能低きものゝ積極性の欠乏によるものであらう。

以上の如き種々な關係は私達に行刑の實際についての示唆を與へることが少くない。受刑者の智能を調査した私達は、こゝにまづ智能著しく低くして低能と稱すべきものについては、速かに嚴重なる生活規矩をあてはめてその上單純な作業を課して生活の能力を培養するの舉に出でなくてはならない。これに反して智能高くして正常者と伍し得るものは、その改善は比較的容易であるが、しかもその情意の特性に應じた訓育を行はなくてはならぬ。殊に智能低きもやゝ正常に近き一群の受刑者は、その日常の情意生活の特異性から見ても、作業能力の低きより見ても、懲罰の多きより見ても特に細心の注意を拂つてこれを誘導しなくてはならぬのである。私は以上に於て私達の實施してゐる個性調査の一部の結果の實際行刑の上にもたらすものを窺つたのである。幸にこれらがわが國の科學的行刑の進歩に一つの歩みを印せんことをと念ずるこゝろをもつて筆をおく。(一九三二・八五)

行刑に於ける法律と技術

— 正木先生著『監獄法概論』を読む —

林 静 夫

暫らく絶版のままとなつて各方面から渴望せられて居つたところの正木先生の『監獄法概論』(昭和七年有斐閣定價壹圓三拾錢)が今回全訂改版の新装の下に世に送られることとなつた。本書は最初に『日本法學全集』の中に發表せられたものを訂正して單行本と爲して公刊せられたところ、多大の好評を博し、悉ち數版を重ねて絶版となり、再びここに新しく版を起すこととなつたのである。

新版は舊版に比較して重大なる増補が爲され、その頁數においても約五十頁を増して居る。内容上特に新たに加へられた部分としては、緒論第一章『行刑の基礎觀念』の中に『收容者の法律上の地位』の一節が、第四章として『行刑建築』及び第五章として『監獄の官制』が添加

せられ、又、本論の作業の章には第四節『作業の統制』が、假釋放の章には第二款『假釋放適否審査』が設けられることとなつた。其の他、註釋と新法令が多數挿入せられ、詳細の度を著しく増加して居る。舊版に對して全然新著であると稱しても過言ではないであらう。

正木先生の監獄法論の持つて居る特色は謂ふまでもなく、その簡明流暢なる叙述の中に現代の監獄法上の諸問題を網羅した點に於て斷然他の追隨を許さないといふことの中に在るのであるが、尙ほ、我々は、他の二つの意味を見のがしてはならない。

その一は、正木先生が、故小河滋次部博士が監獄學に對して殘されたところの開拓者の事業と日本の明治から昭和へかけての監獄當局の行刑の實際的運用における多くの・そして貴重なる經驗とを基礎として監獄法に對して統一的な思想的完成を成就せられたことである。勿論

今までの監獄法論乃至監獄學に思想的基礎がなかつたといふのではない。然し、若し私をして腹藏なく批評せしめるならば、從來の監獄法論には謂はば翻譯的・折衷的に過ぎぬものが餘りに多く在り過ぎたものではなからうか。これに反して、正木先生の努力は、監獄法に對して嚴密な・そして何等の妥協のない思想的統一を與へることに集中せられて來た。そのかかる努力の一つの現はれとして本書が出來て居るのである。

その二は、正木先生が監獄法の解釋において完全なる教育刑思想の徹底を成就せられて居ることである。先生の確信は、たとへ刑法の理論において・訴訟の過程において、尙ほ、從來の非人道的應報觀念が言葉の上において許されるとしても、行刑の上においては絶対に應報思想の餘地を許さなといふことである。實際、應報刑か・教育刑かといふことを單に机上で・言葉の上で・文字の上で争ふ間には、何等の結果の上における差異を見ないであらう。然し、受刑者を前にして・刑の實際上の運用においては、應報を執らんかそれは動物的本能にまで人間を下落せしめるものであるし、教育を執らんかそれは行刑をして文化的事業の水準にまで高めることとなるといふ差異がある。この重大なる差異を動もす

れば無視して世の應報刑論者がその理論の根據を空想的に考へ出された民衆の確信の中に・概念の中に・直觀の中に探し求める間に、教育刑論は今やその本質的理解に到達せられて來たのである。正木先生の著書が、そのかかる教育的原理の上から現行監獄法を如何に解釋し・如何に運用すべきかを教へると同時に、更に如何に之を改造すべきかにまで論及せられて居ることは本書の特色であるばかりでなく、本書をして異彩を放たしめるものたらしめて居るのである。

然し、正木先生自身は飽くまで謙遜に、本書初版の『はしがき』で、本書の意義を語つて、それが『一般の人々、殊にその親族又は故舊を』監獄に『送つて居られる不幸な人々の爲めに』監獄の大體を早わかりせしめる爲めに書かれたものであるとせられ、同時に『初學の刑務官諸君の行刑讀本としての用を爲さしめんが爲め』のものであるとせられて居るに過ぎない。そこに、我々は、自己の信念に飽くまで強く、しかも尙ほ他人に對してどこまでも謙虚な態度を忘れられない正木先生の人格の一端をうれしくうかがうの感を深くするものである。

正木先生の本書を理解する爲めには、先生が監獄法の解釋の原理として立てられて居る二箇の原則を常に念頭に置いて居らねばならぬ。

第一は、監獄法が囚人に對する一の教育法であるといふことである。然るに、『教育は進化である、社會進化に伴はなければそれは教育ではない。教育は實に社會進化の案内人なのである』(はしがき第三頁)。かかる意味で、正木先生は、『行刑を進化の歴史だと考へる』とせられ、『従つて、行刑に關する法規は固定的であつてはならぬ』とせられ、監獄法が『自由なる法律解釋の下に』進められて來たし、且つ進められねばならぬとせられるのである(はしがき第六頁)。

第二は、監獄法が『囚人に對するマグナ・カルタ』(はしがき第二頁)であるといふことである。換言すれば、『監獄は本來犯罪人の自由のみを剝奪する手段であつて、監獄に拘禁することによつて自由以外の權利、例へば生命、身體、財産等を剝奪することは法律に特別の規定あるにあらざれば、之を許さない。しかし、事實上の問題として監獄拘禁は不知の間に犯人の健康状態を損傷し、財産上に損害を惹起せしめる場合があるが、かやうな事實の隨伴する限り自由刑の法律上の地位は不純なもので

ある。されど、長い間の慣習は自由刑のかかる不純性を當然視して居たが、近代の學者の間にはこの問題を解決し收容者の法律上の地位を定める必要のあることを力説する者が多くなつた。それで、監獄法は從來監獄官吏の職務規範の程度に取扱はれて居たが、今日においてはかやうな法律問題に直面したので、之を單なる職務規範としてでなく同時に囚人に對する生活保障の原則即ち囚人に對するマグナ・カルタとして解釋して行かねばならぬとせられるのである(第七頁以下)。

この監獄法の解釋、運用に關して、一方においては、それをして十分に教育的・技術的進化に應化するものたらしめると同時に、他方においては、それをして受刑者の人格を保障するところの法律的關係を明白ならしめるものたらしめねばならぬといふことは、教育刑の理論の基柱を爲す思想であつて、嘗つて、牧野博士は之を『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』(刑法における法治國思想の展開)第四七三頁以下)として論ぜられた。

最近には木村教授は次の如く述べられて居る。曰く『我々は、行刑における二つの要素を區別せねばならぬ。その第一の要素は、行刑といふことが、現代の如く個別化

の原理の上に立つ限り、常に如何なる方法を探ることに依りその行刑の個別化の目的を全うし得るかといふ技術の問題であるといふことである。然るに技術は常に科學の發達と實驗の結果とに従つて進歩せしめられ、發達せしめられなければならぬものである。故に、この行刑における技術的要素については固定的な且つ變更の困難な法律を以つて之を規定することは、能ふ限り、避けられ、専ら行政規定に譲られなければならぬ。……然しながら、行刑はかく一方において技術であると同時に、他方において人と人との關係である。そこに、擅斷の支配の可能性が残されて居る。それ故、特に最近の如く、自由刑が單なる自由の剝奪のみを内容とすべきであつて、身體・名譽・財産等に對する侵害であつてはならぬといふ思想の自覺せられる場合においては、これ等の自由刑と關係のない或は自由刑の前提となる受刑者の法益の保護といふことが最も嚴密に實現せられねばならぬこととなるのである。そして、正しくこの點について行刑は法律的規定の下に置かれる必要があるのである(『パレルモ會議の行刑問題』刑政第四五卷第九號第一〇頁以下)と。

然しながら、行刑の運用が専らその技術的側面のみのも徹底となるならば、受刑者は、單なる行刑技術の對象と

して・目的物としてのみ考へられ、ややもすれば、この技術の運用者たる國家權力の濫用を甘受せねばならぬこととなるし、又、若し行刑が單に受刑者の法的地位を形式的に墨守するに止まるならば、行刑は受刑者に對して無力なるものと化して了ふ。それ故、この行刑における技術と法律とを如何に調和せしめるかといふことを現代的教育刑の中心的問題であつて、この問題に解決を下したものと實に正木先生の本書は重要な意味を持つて居るのである。

三

勿論、この行刑における技術的要素と法律的要素とは必ずしも分離・獨立して存在するものではなくして、場合に依り、密接に結合して居る。例へば、戒護について見ても、物的戒護に關しては『採光、換氣、氣積を十分にし、居所の清潔を保たしめ疾病を未然に防止すること』(第八九頁)は衛生技術の上から充分考慮せられねばならぬところであるが、又法律上は、人的戒護に關し、戒具につき、『今日の行刑立法に於ては人たるの存在を保障せねばならぬといふ原則が高調せられて居るから、その製式はそれらの點に考慮を拂つて改良されねばならぬ』(第

九二頁)のは勿論、戒具の使用の場合については法律の定めた範囲・限度が厳守せられねばならぬのである。

又、教誨及び教育は、それ自體教育的技術の根本的要素であるが、法律上は、『憲法第二十八條に掲げられたる日本臣民は安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有する點は監獄に於ても勿論認められねばならぬ』(第一二九頁)し、又、『無學の受刑者に就學義務を負はせること』(第一三四頁)は勿論、『在監者に對する社會復歸の實を擧ぐるが爲めには』『日刊新聞』は之を許可せねばならぬ』(第一三八頁)こととなり、又、監獄に官本を備付すること少い場合は『私本が許されねばならぬ』(第一三九頁)こととなるのである。

給養及衛生・醫療については、特に、受刑者の法律的地位に重點が置かれねばならぬ。即ち、正木先生は、給養については、『衣類臥具は在監者が人として必要な溫度を保つに要するものを與へ、糧食飲料は生存上必要な榮養量及び分量を與へねばならぬ』(一四一頁)ことを強調せられ、衛生については、『刑罰の一つの目的が改善作用であるとされる以上、その前提として受刑者の身體は健康なものとされねばならぬ。健康なる身體に健全なる精神が宿るとされる以上、受刑者の身體は常に健康な

は之を許すべきでない。故に、健康に影響を及ぼす以上さやうな懲罰は之を排斥せねばならぬと論斷せねばならぬ』(第一七五頁)と。

受刑者の右の如き法律上の地位を確保し、國家が義務を遂行する上に根本的に必要なのは、受刑者の法律的地位の侵害・國家の義務違反・權利濫用に對する救濟手段として情願權を權利として確立することである。それで、正木先生も、『情願に對し裁決を與へられざることがあるの故を以つて、情願を在監者の權利に屬せずと見ることが出來ない。何となれば、義務の伴はざる權利はわれわれの法律生活上例外的に起り得る場合があるからである』(第五五頁)とせられ、『監獄法は囚人のマダナ・カルタである』(第五三頁)といふ思想の最も重要な結論として情願權の確認の必要を認められて居るのである。

四

行刑における法律的要素の重點が以上の諸點に在るとするならば、その技術的要素の重點は、累進制・作業の中に在ると爲し得るであらう。

累進制の本質は『自由刑の弾力性を應用して囚人に自力的の改善を爲さしめること』(第八二頁)である。又、累

ものとされねばならぬのである。入監當時に比べて健康が増進することを以て刑罰の精神に反するものと考へ社會に於ける普通人と比べて衡平を失すると考へる人があれば、それは刑罰改善作用といふことを願みない人である。だから、監獄に於ては教誨教育を施して精神の向上を爲さしめ、作業を授けて職業的訓練を爲す傍ら受刑者の健康は常に保持されねばならぬのである。……換言すれば、國家は拘禁生活者に對してその拘禁の爲めに健康を障碍せしめぬやうにしなければならぬ義務を負担するのである』(第一五九頁以下)と明言せられて居る。又、接見における、金網又は格子の廢止・立會の制限(第一五九頁第一六〇頁)は、受刑者の人格の肯定の見地からその社會復歸の方法としても適當なる處置であるのみならず、根本的に必要なことである。

懲罰について、特に、自由刑の醇化の必要上、反人道的方法を避くべしとせられるのは正木先生の永年の持論である。曰く『人としての生存に反する懲罰は之を避けねばならぬ……。その主たるものは減食罰と重屏禁罰とである。此の二つの懲罰は人體を害することが尠くないことは一般に認められるところである。さうして、自由刑は、人の自由は之を剝奪するが、健康を傷害すること

進制は、獨居拘禁と雜居拘禁と假出獄の制度との綜合である。然し、我が監獄法には、『半自由に關する規定がないからアイルランド制は現行法の下に於ては』(第八五頁)行はれないこととなつて居り、又、『わが現行法の下に於ては法律を改めるにあらざれば、正しき意味の囚人自治制は之を行ふことが出來ない』(第八六頁)のである。ここに、累進制度の深い研究者であり、且つ、又、アメリカの行刑の研究を通して、行刑の重點を囚人自治制の中に在りと見られるところの正木先生が、日本の行刑法に對し、如何に改革すべきかの指針を示されて居ると見るべきである。

この累進制と關係して考へられねばならぬのは、假釋放の制度である。假釋放の本質は『受刑者の改悛促進といふこと』(第一八九頁)である。そこに、又、受刑者の法律的地位の問題として、假釋放申請權を與ふべきか否かが考へられねばならぬ。『積極説によれば累進は受刑者の權利であるから假出獄に對しても亦申請權を與へねばならぬといふ。之に對し、消極説は、受刑者は處遇上に何等の權利を持つものでない、従て、累進は監獄官吏が受刑者を公正に處遇する一つの規準に過ぎないから累進に對して權利を與ふことは妥當でないといふのであ

る（第一八九頁）。この點に關して、日本の監獄法は消極的立場を採つて居るが、正木先生は積極説を主張して居られるのを見のがしてはならぬであらう（同頁）。

假釋放の中心的要素は、その適否を審査・判定する技術の中に在ると見られねばならぬ。そして、この假釋放の適否審査は、『拘禁者の性格、特質及び境遇等を個別的に分別し、その各各に従つて異りたる處遇を爲したる上、それによつて各拘禁者の犯罪性を矯正改善せんとする』（第五頁以下）ことを根本とするところの個別處遇の原則の一の最も重要な結論である。且つ、又、それは行刑の技術化の上において、最も重要な領域を構成するものであつて、これに關しては、我が國では、昭和六年五月二十五日司法省令『假釋放審査規程』が作られたことは周知の事實に屬する。本書には、本規程の意義・精神が簡明にしかも親切に叙述せられて居るのであつて、何人もこれによつて審査規定の思想的基礎を理解し得るやうになつて居ることは、深く悦ばねばならぬところであらう（第一九三頁以下）。

行刑の技術的意義は實に、又、作業においても徹底せしめられねばならぬ。勿論、ここにも、受刑者の法律的地位の保障として、監獄の『作業時間は普通の労働時間

を標準として定められねばならぬ』（第一一〇頁）こと、就業者に給與する金額は賃金として與ふべきであるといふこと（第二一九頁）、死亡手當・傷疾病手當の給與（第一二三頁）等の問題が指摘せられて居る。之に反して、技術としての作業の意義については、三つの事項が問題と爲り得るであらう。

第一は、作業の教育的目的である。これについて、正木先生は、『作業の目的は受刑者に痛苦を感じしむるものではない。……故に、監獄作業は、……受刑者に労働趣味を啓發するやうに賦課せられねばならぬ。若も、作業を賦課する場合にその目的が顧みられなかつたなら、技能のない受刑者に技能を強ひ、能率のない受刑者に多くを求むることとなつて、その結果は反つて嫌勞、自暴自棄の精神を起さしむることとなる』（第一〇二頁）とせられて居る。そして、又、かゝる意味で監獄法も、作業賦課について、在監者の刑期・職業・將來の生計を斟酌すべき旨を規定して居るのである。これ、實に、アムステルダム監獄に時期を劃したところの近代的自由刑の根幹たる労働教育の精神を表現したもの以外ではないのである。

第二は、作業の經濟的目的である。この作業の經濟的

目的に關して、正木先生はその多年の持論たる自給自足主義の主張を次の如く述べられて居る。曰く『經濟的に觀察する作業目的は、必ずしも、それによつて國家が利益せねばならぬといふのではない。しかしながら、犯人が國家の費用を以て晏然飽食すべきではないことも亦勿論である。故に、經濟的に觀察する作業目的は犯人自らの働くところにより監獄の經費を補償することにあらねばならぬ。換言すれば、監獄の自給自足主義は作業の經濟的目的でなければならぬ』（第一〇四頁）と、

かくして、最後に、作業の教育的目的と經濟的目的との實現を完からしむる上において根本的に必要な要件として成立するのが、第三の作業の統制といふことである。これは、第一・第二の作業の目的を實現する上において、『監獄内に於て失業状態を許さない』（第二一四頁）といふ要請と、外部の經濟界の情勢・監獄の地理的關係等とを調和せしめる爲めに、根本的に重要な意味を作業の技術的組織の上に持つものであると解さねばならぬのである。

情願權の確立が受刑者の法律的地位の保障の鍵である如く、假釋放審査の科學化と刑務所の作業の統制とは行刑の技術化のアルハでありオメガであるのである。そして、この行刑における法律と技術の適當なる調和の中に行刑の進化の方向と歸趨と理想とがあるのであつて、正木先生の『監獄法概論』は、かかる行刑の方向と歸趨と理想とを示されたものとして、實に學問と實際との兩者に對して確實なる羅針盤を與へられたものであり、又、行刑法の解釋と改正とに對して重要な方策を授けられたものであると私は信じてゐる。『監獄法概論』の全訂改版が成るに當つて、その悦びを述べるとともに、若干その重要性を反省して見た所以である。

（昭和七・一〇・一七）

白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計

ジョルジュ・ゲルトン
(George Guelton)

(*)「刑務所の改善及拘禁の理論に就いて」(De la ré-
forme des prisons et de la théorie de l'emprisonnement)
第三卷 四七一頁。巴里。ルーオー・エ・デスコリエ(Jouaux
et Desauriet)發行。一八三八年。

獨居拘禁法(Le régime cellulaire)は、殆んどすべての
の犯罪學者がこれに、賛意を表してゐるかの如く思はれ
る。尤もアメリカ合衆國でこの制度が部分的實施され
た。遠い昔の當時にあつては、明白な反對論者もあるにはあ
つた——現在と雖も稀にはこうした反對論者が見出され
る。ルカス(Lucas)は有名なその著作の中で、「人間は生
來社會的な動物である。社會性は人類の宿命的法則(La
loi fatale)である。肉體的にも精神的にも、人間は、こ
の法則に適合するやうに作られてゐる。」と言つてゐる
が、蓋し至言である。そして、若し、獨居拘禁法におい
ては「萬事」が「劃一的且つ單調」であり、希望も悲怖も褒
賞も一切合財が失はれてゐるのであるとするならば、こ
のルカスの理論は、反對論に何程かの根據を供し得たか
も知れぬ。所が、吾々にあつては、獨居拘禁法なるもの
は、斷じてそんなものではない。

成程すべての人間は、社會生活を営むべき正當の權利
を持つてゐるであらう。だが他方、若干の人々は、社會
内に於て社會に對し自分自身が危險物であることを、從
つて社會としては、これらの人々を、否單に同じやうな
犯罪可能性を有する人々をさへも、社會自らが選擇し且
つ確定した、そしてこれらの人々が自由の恩恵に浴する
に値しなくなる事前に既に知悉してゐたところの刑によ
つて、社會自體から遠ざけねばならぬ絶對的な權利と義
務を、持つものであることを、明瞭に且つ嚴格に實證し
てゐる。吾々はこの事實を忘れ得ない。

吾々は、一般に行はれてゐる刑罰理論を今更論駁すま

い。この理論に従つて行はれる刑が、課せられたる任務
に照應するものでなく、それどころか却つて、被收容者
を最も厭ふべき惡徳に、剩すところなき悖徳に追ひ込む
ものであることは、すでに實證済みである。

吾々は、恐怖と憤激を以つて、昔行はれた或種の刑を
思ひ起す。光も通さない冷濕の土牢、その中に投げ込ま
れた犯人は、食事も碌々與へられず、何一つ爲すこと話
す事なく這ひつくばつてゐなければならぬ。

デュクペティオー(Ducpétiaux)は獨居拘禁制度を次
のやうに定義した。「分離拘禁(L'emprisonnement
séparé)又は獨居拘禁(L'emprisonnement cellulaire)
の本質は、拘禁者を相互に完全に分離し、雜居監の危険
な腐敗的な雰圍氣に代ふるに、刑務所員と訪問者より成
る健全なる雰圍氣を以てする事に存する。」と。そして尙
彼は附加へる。「何人と雖も、拘禁者の健康、理性、若
しくは生命を保持するために、一定數の犯人がこれと居
を共にする事が絶對に必要である、などとは到底主張し
得まい。」と。そして彼は、拘禁者の孤獨を緩和するであ
らう事項を列擧する。「雜居監の雰圍氣は」と彼は更に附
加へる。「何等正當なる要求に合致することなき、反自
然的な雰圍氣である。」(*)

(*)「分離又は獨居拘禁制度實施に就いての諸條件」
(Des Conditions d'application du système de l'emprison-
nement séparé ou cellulaire) ノリニツセル・ヘイト(Hayez)
發行。一八五七年。

この制度にあつては、十分な給養、有益運動場(préau)
における散歩、沐浴、特に作業等々の物質的諸條件を、
又精神的條件としては、學校教育(instruction scolaire)
個々人の教育程度に相應した讀書の選擇、自由に行ひ得
る宗教的禮拜等々を、拘禁者に許容してやらなければなら
ぬ。最後に又、刑務所職員の徵募を嚴格に行はなければ
ならぬ。刑務所職員、免囚保護委員會員、教誨師
(aumôniers)、教師(instituteurs)、醫師等の訪問(visites)
が行はれなければならぬ。すべてかくの如き保證が與へ
られる以上、それでも尙孤獨の爲拘禁者は憔悴に陥り遂
には痴呆になるか又は自殺するに至るかも知れない(若
干の人々によればそれは必然的でさへある)といふ事を
恐れなければならぬ余地があるだらうか?

ロムブローゾ(Lombroso)の見るところによれば、英
吉利を除き何れのヨーロッパ諸國の行刑制度(système
pénitentiaire)も、十分なる機能を發揮してゐない。彼
によれば、獨居拘禁制度の唯一の利點は、「せうぞこの

ところ犯人同志の接渉(association)を不可能ならしめ、これによつて、囚人をしてその仲間のあらゆる悪徳に感染せしむるが如き刑務所獨特の一種の風潮の醸成せらるゝのを阻止することにある。」彼は、「人々がその有罪を證明せんがためにあらゆる證據を蒐集せんと努めてゐるところの當の被疑者を、他の人々から隔離することが犯罪捜査上有益」である事を認めてゐる。だが彼は、又莫大なる經費を要するが故に、この制度を「大規模に行ふことは不可能に近い」といふことを、又この制度には「拘禁者を自動人形たらしめ、かくて拘禁者は一度社會に復歸するや、もはや生活のために戦ふ術を知らず、必然的に犯罪を繰返さざるを得なくなる」といふやうな傾向の伴ふものであることを認めてゐる(*)

(*)「當面の諸問題」(Problèmes du jour) ユーモン (Raymond) 氏佛語譯。Paris, Librairie universelle.

この卓越せる犯罪學者は、果して、彼が排撃するところのこの獨居拘禁制度なるものを、徹底的に理解し得てゐただらうか、吾々には頗る疑無きを得ないのである。かくの如き隔離(solitude)——訪問(visite)や作業(travail)によつて緩和されるところの——が、諸種の教導と相俟つて、確實に、拘禁者の自己反省を促し、それによつて

自己の犯した過誤を了得せしめ、且つ改悛の機會を持たしめるに違ないことを、吾々は如何にして否定し得よう。

「ロムプローズは又、その編輯にかかる、パラムスセスト」(“palimpsestes”)の中でも、獨居制を排撃してゐる。彼は、獨房に收容せられた囚人の手になる落書を、引證してゐる。恐らく彼はそれを、伊太利で採集したものと吾々には考へられる。然るに吾々は、自耳義の刑務所の獨居を四十何年來見つけて來てゐるが、未だ嘗つて落書きといふものを一度も見懸けたことがない。かくの如き落書きの事實が若しあつたとすれば、それは直ちに罰せられる。そして拘禁者にしても、落書きをしたいと思つても、落書きをすればどういふ罰を與へられるかよく知つてゐるのである。

更に又この卓越せる犯罪學者は、刑務所における勞働が義務的であることを、兎角見逃したがる。ロムプローズが引證した「パラムプセスト」の筆者の中には、何にも仕事がなく、怠け放題にして居れ、つらい苦しみのないことに就いてこの制度を讚美してゐるものがある。「俺の言ふ事に間違ないと思ふなら、決して刑務所から外へ出るな。此處では、喰つて、飲んで、寝て、そして而も

仕事をしなくてもいい。」他の一例。「刑務所で暇をつぶす一番いい方法は、寝ることゝ喰ふことだ。時間はそれで結構速く經つ。」今一つの例。「私は神に感謝する何故なら、聖ピエロよりも俺は幸福なんだから、今この土牢の中で俺は、御役人様方を召使つてゐる。全く豪氣なもんだ。」もつと理性的な他の落書によれば、「遊人や、宿無しや、泥坊を、強制的な無爲の状態に置くことによつて、矯正しようと思ふのは、全く馬鹿げてゐる。」(*) 若し拘禁者に仕事が無く無爲徒食であるとするならば、獨居は、恐ろしい、身心を害ふものであらう。吾々は、數日も註文の無かつたために、仕事に暇になつた時の囚人の状態を、よく見て知つてゐる。彼等は不平を並べる。彼等は無爲に苦しむ。さういふ時には、讀む本を數多く與へ、職員の見問を頻繁にし、散歩時間を長くしてやる。それで大抵の者は、辛棒強く、おとなしく、二三日もして註文さへあれば宛てがはれるであらう仕事を、待つてゐる。

(*)「犯罪人とトラス」(“L'homme criminel et Paris”) Paris, Alcan, 1895.

「ヨーロッパでは、白耳義が、米國のフィラデルフィア州と同じやうに、あらゆる種類の刑に對し、獨居拘禁制

度を採用した。白耳義國は、一定の基準を置いて、換言すれば、訪問や刑期の減免等によつて獨居拘禁制度の苛酷さを緩和する方法を一方に講じつゝ、この制度を實施した。(*) 吾々はその成果の如何を知つてゐる。十五年の間に、刑務所收容人員は殆んど半分近くに減少した。(**) とロバン氏(Robin)は言つた。

(*) 刑の減免は廢止された。

(**) 行刑問題(La question pénitentiaire) Bonhaire, Paris.

獨居拘禁制度には、この制度の有機的部分としてこれを構成し、且つそれを忍び得易からしめる處の諸要件が必要である。だが就中最も不可缺少な要件の一は、拘禁者に勞働を保證してやることである。ロバン氏は正當にも次のやうに言つた。拘禁に課せられる義務勞働は、一つの見地から、これを觀察することが出来る。即ち「刑の要件の一」(un des éléments de la peine)として、又は、「囚人を向上せしめる手段、彼等をして放免の際若干の資本を得せしめ、且つその後一の職業によつて正直に生活することを得せしめる手段」として。吾々は、出獄後、刑務所内で習得した職業に従事し、公明正大に自分自身並びにその家族の生活の資を得るに至つた、囚人

の事を見聞してゐる。

吾々の知悉してゐる通り、獨居拘禁制度はアメリカ合衆國で先づ採用された。——オーバーン(Auburn)の刑務所では晝間の労働時間は雜居、夜間だけが獨居。チェリーヒル(Cherry-Hill)及びペボンヴィル(Pebonville)の刑務所では夜晝共に獨居。そしてその後それは、漸次すべてのヨーロッパ諸國に、行はれるに至つた。前司法大臣ブーデルブリュックゲン(van der Brugghen)の反對にも拘らず和蘭で(*), 丁抹で、諾威で、若干の經緯の後瑞典でも(**)、それからフランスで、瑞典で、英國で、それぞれ若干の變形(modification)を伴ひつゝ、この獨居拘禁制度は採用されて行つた。

(*) 「アイスランド行刑制度に關する研究」(Etude sur le système pénitentiaire islandais) La Haye, Nijhoff, 1865.

(**) ヲイゼルグレン氏「瑞典行刑制度の發展と進歩」(Wieselgren, "Le système pénitentiaire suédois, son développement et ses progrès," Stockholm, 1900)参照。

而して、獨居制度なるもの、誕生地は、必ずしもアメリカではないやうに思はれる。この制度の起原は古い。ナンシー大學(Université de Nancy)に提出したその法學博士學位論文の中で、ジェー・リエジオア氏(G.

Liégeois)は、獨房制度及教會法(droit canon)の沿革のために、一章を割いてゐる(*)。彼は言ふ。「教會こそが、復讐や蠻行を排して、之に代ふるに贖罪なる宗教的觀念を以てせんと努めた。第一の先驅者たるの榮を擔ふものである。」著者は、教會法及び教會の師父達が、獨居刑(«la peine de cellule»)なるものを、僧侶及び道男

女の犯せる罪に對し、設定したといふことを、文獻によつて指示しつゝ、その沿革を敘述しつゝける。吾々も亦同じやうな事實を見出す。即ち、一八四〇年の事ではあるが、珍らしくもローマ司教モリキニ僧正(un prélat romain, Mgr. Morichini)が、宗儀の執行が行はれ得ないといふ理由の下に、獨居制度を非難してゐるのである。當時の白耳義行刑局長(administrateur des prisons en Belgique)ド・ホディ男爵(Baron de Hody)は、リエジュ刑務所(«la prison de Liège»)へ行はれてゐる事實によつて、この非難を駁し、且つ源に溯つて、モリキニ僧正の非難の的になつてゐるが如き獨居制度は、入道した後に重大な罪を犯すに至つた修道僧に對して、俗にクリマーク(Climaque)と呼ばれるかのスコラ派の聖ジャンが適用した刑罰制度に過ぎない、ことを明らかにした(**)。ホ・デイ氏は、苦業僧(Pénitents)の修

道院監獄(«la prison monastère»)の狀況を、描破してゐる。

それは、全くの監獄、文字通りの監獄(carcer dictum)であつた。聖ジャンは、皆を一緒に雜居せしめることなく、一人宛別々に(nec plures simul jungelat, sed singulos seorsum)、又は多く共二人づゝ(aut ut plurimum binos)、收容せしめることにした。ド・ホディ氏はその嚴格な制度を、描出してゐる。ド・ホディ氏は、後にカーディナル(僧職の名)になつたモリキニ僧正にあてたその手紙の中で、次のやうに結論してゐる。これこそは、「十九世紀の驚異——或る人々の言葉を借れば——たるかの獨居拘禁制度を生誕せしめた眞實の法令である。だがこの制度の起原は、遠くキリスト教の原始時代に溯る。吾々と同じやうに、この制度も、源をかの東洋に發してゐる。そして最後にそれは、多くの慈善家の御氣には召さないことだらうが、修道院から出て世俗のものになつた。」

(*) 「フランス及び外國における獨居拘禁制度」(«Le régime cellulaire en France et à l'étranger», Nancy, Kreis, 1900)

(**) 「獨居監とカトリック教」(«La Prison cellulaire et la religion catholique»)——カトリック法律雜誌(Révue catholique de droit)一九〇〇年四月號所載。

吾々は考へる。受刑者をして自己反省によつて自己の刑務所入りの動機となつた重罪若しくは輕罪をよくく味得せしめ、それによつてこれを改悛に導く、といふことに最もよく適した、否唯一のこれに適應する制度は、受刑者を完全に分離收容する制度であると。面會人、職員、免囚保護委員會等は、受刑者をして、その過誤の如何に大なるかを、理解せしめ、且つこれに、公明正大なる新生活と完全なる贖罪の希望を、示してやる。受刑者は、孤獨になつた時、よく理解し、悔ひ改めるであらう。

晝間雜居制度にあつては、囚人は、禁ぜられてゐることをやつてみたい誘惑にいざなはれ易い。そして誰人でも知つてゐる通り、嚴重な監視にも拘らず、若干の被拘禁者は、往々にして、沈黙の掟を破つてしまふのである。それは結局彼等の刑を加重する結果になる。此處でも、ルカスが主張した社會性の法則は壞れない? 人間の社會的本能は、その權利を取戻したがる。そして、囚人は、常に、この自然的傾向を抑制しなければならぬ。

ドーンヴィル伯爵(Le comte D'Haussonville)は、彼がチェリーヒル刑務所を參觀した時の事を述べて、次

のやうなことを吾々に語り聞かせる。彼はこの刑務所で或老年のドイツ人に會つた。このドイツ人は、ドイツケンズも一八四二年に會つたことのある男で、その時彼は初めての刑を受けてゐたのであるが、ドイツケンズはこの男のことを、「これより以上にみじめな、憔悴した人間は思ひ浮べることさへ不可能である」と書いた。ところで、ドーソンヴィル氏は附け加へる。この囚人が同じチェリーヒル刑務所で五回目の刑を受けた時、「この憔悴した人間は、七十二歳になつてゐた。而も非常に健康さうに見えた。死んだのはドイツケンズであつた。囚人と參觀者の中、先にこの世を去つたのは、參觀者であつた。」(*)

(*) 「アメリカ巡遊記」(“A travers les Etats-Unis” Calmann-Lévy, 1883) 111頁以下。

吾々が、ルーヴン刑務所 (la prison de Louvain) の獨房に就いて語り(*), こゝに十年以上も收容されてゐた囚人のプロフィールを描いてから(*), すでに二十五年を経てゐる。此處の組織を再説する必要は少しもない。それは吾國のその他のすべての刑務所と同じ組織である。——勿論ガン刑務所 (la prison de Gand) だけは別である。そこでは、晝間の労働時間は雜居であり、夜

だけが隔離される。爾來、制度の上に、根本的の改革をもたらず様なものではないが、尙若干の改善が行はれて來た。例へば、覆面帽 (cagoule) の使用が自由になつた。かくて、多くの囚人はこの一種の頭巾をかなぐり捨て、しまつた。吾々は單に、獨居拘禁制度は、この刑を受ける者に、恐怖をも絶望をも、起さしめなかつたと、言明するに止めよう。彼等は、肉體上の健康を損ふことなしに、この制度に堪え得る。そして彼等の道徳心は改善される。彼等は、孤獨 (先に述べたやうにそれは労働や訪問によつて緩和される) の影響の下に、自己の過誤の重大なることを、犯罪と放逸の生活を放棄し、確實なる更生の生活に入り、放免の後には正直な労働者として良き良人として家族のよき父として生き得るやうな人間になることの必要を、理解する。

(*) 一八九五年二月號本誌所載。「ルーヴン重罪刑務所に於ける獨房とその影響」(“La cellule et son influence à la prison centrale de Louvain”)

(*) 一八九五年七月號本誌所載。「獨房監禁に就いて。ルーヴン刑務所收容の囚人のプロフィール」(“De l'emprisonnement cellulaire. Profils de détenus à la prison de Louvain”) — 一九〇一年十一月、十二月號カトリック法律雜誌所載、「獨房拘禁論」(“L'emprisonnement cellulaire”)

刑期が済んだ時、幾人の囚人が、彼等を束縛したこの制度が彼等をして過去を反省せしむべく促したことに、感謝したことだらう! 昨日も、自由の身になつた或死刑囚が——彼は結婚し、公明正大に、否我々は實に安樂にとさへ言はふ、その生活を送つてゐる——吾々に言つた。「ルーヴンが私を救つてくれたのだ」と。獨房生活の思ひ出はどうだと問はれた時、如何に多くの者が何等恐ろしい思ひ出を持たないばかりか、あの制度はよかつた、そして贖罪に有益であつた、と答へることだらう。更に此處で、サンデル刑務所長及びフォレスト刑務所長 (les directeurs de Saint-Gilles et de Forest) に謝意を表することを許して貰ひ度い。兩者は、信頼の念と共に、善に對する愛著・新生活に對する希望をば、拘禁者に注入する術を心得てゐた。兩人は、免囚保護委員會の囚人に及ぼし得る感化力を、よく理解してゐた。手に手を携へて共に進むつもりで始めて吾々は、囚人を贖罪に導き得る。模範的な職員たるマラン氏 (Marin) とルグラン氏 (Legrand) 氏とは、まことに、情徳兼備の人である。

卓越せる犯罪學者ガロファロ男爵 (le baron Garofalo) は、犯人處罰に關する極めて急進的なシステムを提示し

てゐる。彼は犯罪人を、類別する。そして、重大なる犯人には成るべく、追放制度 (système de l'élimination) を、その他の者は、これを離島又は拓植地へ流刑に處して、そのまゝ放りつばなしにする(*)。死刑を行ふべきか行ふべからざるか、その吟味は先づ措くとして、吾々は尙次の如く言ひ得るであらう。即ち特に醜怪な性質を帯びた犯罪、行爲者のこの上なき邪惡・慘虐性を忍ばしめるが如き犯罪にあつては、恩寵は却つて社會の良心を麻痺せしめる。だが一方、犯罪の状態を社會に提示することも、廢止しなければならぬ。それも亦、社會の良心を麻痺させる。それは單に、下等なる階級層、社會の闇黒面の興味を惹くに止まる。死刑を今尙行つてゐる國はすべて、英國に行はれてゐる制度を、採用すべきである。

(*) 「犯罪學」(“Criminologie” Paris, Alcan, 1895)

犯罪人分類處遇について

荻屋 公正

(一)

行刑が犯罪ではなく犯罪人を対象とすることになつて以來、種々なる問題即ち科學的とか、個別的とか、教育的とか、社會復歸とか、果又豫想的とか等々なる言葉が擡頭して來た。一體之等の依つて以て現はれ出た根本原因は、何處にあるであらうか。

抑々人間は物的 (sachlich) 存在物ではない、如何に反社會的な犯罪者であつても、所謂犯罪人であつて犯罪ではない、換言すれば人間であるのである。然らば人間を物的に見、且つ取扱ふが如きは妥當ではなく、あくまでも人間は人間として取扱はなければならぬ。犯罪人を人間として取扱ふには、人間は、そして犯罪人は歴史的存在物即ち歴史的人間と云ふ意味を了解しなければならぬ。ヘーゲルは自然は繰り返すけれども歴史は繰り返さないと云つたが、今に於てこの言葉は正しい。個性と

創造と變化とに富む人間は、自然の如く繰り返すものではなく、繰り返すことのない歴史的なものである。従てこの歴史的人間、歴史の犯罪人の取扱は、人間から人間へ (von Mensch zu Mensch) のものとならねばならぬのであつて、こゝに於てか刑務所内の犯罪人の處遇が、人格刑となり、個別的處遇となり、科學的となり、目的刑等々となり得ると解すべきである。

(二)

犯罪人が歴史的人間であると意識されることに依つてその處遇は自ら歴史の觀念に依る可きであつて、決して因果的觀念に依る物的取扱となつてはならぬ。犯罪は個人にとつては一度限りのものであり (一度とは一回、二回と云ふ回数を意味するのではない、二度と同じ狀態の下に繰り返すことはない) と云ふ意味である、個々人に對し獨特のものであるから、之に對し同一の方法を以て

處遇することは出来ぬ。同一の方法を以て處遇するものは即ち觀念的のものであり、集團主義に依り集團的犯罪人を處遇するもので、人間を物として取扱ひ、人間に對して行はるべきものではない。こゝに於て人間的處遇となつて現はれるものが歴史の處遇であり、嚴密な意味に於ける個別的處遇となる。

(三)

満の受刑者に精神考査をなし、成年刑務所に收容すべき者であるか、或は小田原、八王子、川越等の少年刑務所に收容すべきものであるかの分類をなし、又作業適應の可否に應用されつゝあり、その効果相當見る可きものがあるが、之のみにて満足すべきかどうか、

個別的處遇法に就ては後日發表する筈であるが、大體個別的處遇は最々近の學說に依れば、心理學的に研究せられるが、殊に社會心理學的研究方法に據るべきである。獨乙、米國何れも新心理學的、醫學的認識方法に依つて研究し構成せられつゝある。受刑者處遇方法は次第に個別的に研究される傾向を持つてゐるが、犯罪の個別的な歴史現象は了解作用に依つて法則化し、定型化 (typisieren) する事に依つて體系化し行刑學なる科學となると信するが、個別的處遇方法は、社會心理學的方法と個人心理學的方法と、社會學的方法と心理的醫學的方法とは彼此關係して、社會心理學的方法によるものによつて研究されねばならぬ。この方法は形態心理學の全體の見地によつて人間を見るといふ立場から導入されるのである。この研究によつて總收したものの結果より個別的處遇がなされる。豊多摩刑務所に於ては二十三歳未

近代に至り種々たる社會的變動に依つて犯罪の街頭化が行はれ、集團的犯罪が出現した。之はたゞに犯罪のみではなく、現時の社會政策、社會事業等の對象となつてゐる一般的困窮もさうである。かゝる故に集團的犯罪者に對する對策は、集團的處遇であり、概念的處遇であつて、現在行はれつゝある犯罪者對策即ち之である。individualではなく、mass としての犯罪者處遇には當然の處置であらう。乍然、何日までこゝに止まる可きでもなからう。

私は犯罪者處遇に於て (一) 個人的處遇方法、(二) 集團的處遇方法、(三) 統合的處遇方法の三に區分し得るとするが、個人的方法を歴史的方法とし、集團的方法を因果的方法とし、統合的方法を歴史的なものと因果的なものとの合流であるとする。そして統合形態には二つの形式を持た

しめる事が出来る、集團的個別的なものと、個別的集團的なものがそれである。両者は何れも統合形態に含まるゝが、両者は各別なものとして區別せらるべきである。「集團的個別的形態」は機能的なる集團と形態的な個別とが結合せしもので、形態が主であり、機能が従である、それは個別的意義を入れるゝ集團處遇であつて、歴史的意義によつて處遇するが、然しそれは集團的處遇が主であつて、個別的處遇は副次的のものである。之に對し「個別的集團的形態」にあつては、個別的な機能が主であつて、之に形態的な集團が附加せらるゝに過ぎないから、集團を通じて處遇はするが、その處遇方法はあくまで個別本位であり、歴史的である。かくて統合形態には二つの形式を含むけれども純粹なる統合形態は、人間が歴史的なものであると前提する限り、歴史的意義を主として入れた個別的集團的なものを私は意味する。従つて統合形態とは「個別的集團的」なものとする。

屬さすべきであるか。

行刑に於ては行刑政策として犯罪者を第一次的集團（政策に取扱ふ集團を第一次的とし、社會事業等に取扱ふ集團を第二次的集團とする）、として刑務所に收容して集團的處遇をする。乍然、近時この集團的處遇内の一角にも漸く個別的だの、科學的だの等々の事が主張せられ始めた。

かくて「刑務所が集團生活場である以上、我々はそこに徹底的個別處遇にあらずして、類似的なものを一團とする個別的處遇によることを許される筈であります。例へば心神耗弱者を選び出して之を一團とすること、無教育を原因とする犯人を選び出して之を一團とすること等がそれであります。さうしてかくすることはやがて所謂個別處遇の觀念と一致することを知らぬばならぬことは謂はずもがなであります。」（正木亮著、行刑の時事問題五八頁）といふこと、又『獨乙のエルガー典獄の云へる「行刑は個別處遇を原則とするけれども行刑が團體處遇を前提とする事を忘れてはならぬ」、解釋すれば「團體的個別處遇」を完成せよといふ事であります』（同書一七頁——一八頁）といふ事の見地に達して來た。乍然エルガー氏の「個別處遇を原則としながら團體處遇を前提と

する云々」は矛盾してゐる。従つて「團體的個別處遇」と云ふ解釋が出て來てゐるが、之等は私の學論よりすれば「集團的個別的形態」であつて、詳言すれば集團即ち形態を主とし、個別即ち機能を従とするものである。個別的處遇を原則とする限り團體的個別處遇は不徹底である。人間を十把一束的に取扱ふ往時の純因果的處遇より見れば進歩の跡は著るしい。しかも行刑の過渡期に直面せる現代は「集團的個別的處遇」は止むを得ぬ。乍然、歴史的人間が科學の力によつて、歴史的個別的方法に取扱はんと主張しつゝあり、之を最上のものとする限り、集團的犯罪者處遇法は「集團的個人的」のものより、一廻轉して「個人的集團的」となるべきが理の當然であらう。即ち統合形態の進出に依つて集團的犯罪者は、刑務所内に於ても個別的に處遇すべきであると思惟する。

統合形態は個別的集團的であるから、個別的歴史的であり乍ら集團的犯罪者、受刑者を取扱ふことが出来る形式である。個別を機能とし集團を形態とし、個別を主とし集團を従とする。この個別的であり乍ら集團的である特質を持つ統合形態に依つて、集團的處遇は消滅する運命を辿る。それはすべて科學的である。或は之が爲に刑務所の建築様式が現在のものとは面目を一新するかも知

れない。その他改更さるべきものが幾莫あるか知らない。けれども科學に依る個別處遇の理論は嚴として動かすことは出来ぬ。

學論は常に實踐に先行する、受刑者處遇に於ける統合形態の現はるゝは果して何時の日か。

（昭和七、九、九）

大量生産のマシン・エーヂ「機械時代」、更らに其上に、精神衛生の研究にまで進んだ箇の時代に、極めて不釣合ひなヴィクトリア（故英國女王）時代の古臭い道德で、今日の犯罪少年と我々成年者との關係を律せんとするのは、ちとまちがつてゐる。

米國マサチューセツツ州
フレイミング女子感化院長
ミリアム・グワン・ウオーターズ（女）

Evolution of the Prison
System in Belgium
A. Delierneux

ベルヂック
伯耳義に於ける行刑制度の發達(上)

ベルヂック王國政府行刑局長
アー・デリエルニユウ

この一文の證述については、昭和二年一月號及び二月號に所載「刑政」上に掲載せられたる「伯耳義に於ける行刑改良」の一篇を参照せられたし。
本文は、米國ペンシルベニア大學教授ウイリアム・クロウフォード氏が佛文より英譯したるものである。

犯罪を克服していくといふことは極めてむづかしい大きな問題で、先入主となつた思想を排ひ除けて、何等の偏見に拘はるゝことなく、客觀的に研究せられなければならぬのである。それは、パニツシユメントとかブリズンとかいふものよりも更らに遙かに大きなものを包括してゐるソーシアル・メデイシン(社會的醫術)の問題なのである。社會的醫術に於ては、一般醫術其者に於けると同じく、治療よりも豫防が大切なのであつて、犯罪の防止といふことは社會防衛の最も有力な武器なのである。我等は、先づ、反社會的な所爲を育てる沃土となる人

間の病的な遺傳を有つた變質者の發生を防止しなければならぬ。それから、不良住宅、酒精中毒、麻醉劑、賣笑等の如き犯罪發生の仲介を爲すべき社會の癰腫と戦はなければならぬ。而して、犯罪を行つたもの、低能なもの、不幸にして遺棄せられたもの、かういふ種類の少年は、理解のある方法で心して取扱はなければならぬのである。
しかし、凡て此等の豫防方法が講ぜられたとしても、ブリズンの問題は依然として存してゐるのであつて、いづまでも解決を待つてゐるのである。

(一)ベルヂックの行刑史

Belgian Prison History

近く、百年に少し足りない間に、ベルギーの行刑制度に、三箇の全く異つた場面が相次いで現はれて來たのである。第一期は、一七七五年成年受刑者の施設としてガント市(Ghent)に1つの勞役場(workhouse-maison de force)の創設に始まつたのである。而して、茲處に初めて、我が刑罰法規中に規定せられてゐた體罰に代るべき拘禁の制度が秩序立つて組織せらるゝに至つたのである。

このガンの勞役場は其の時代のものとしては非常に進んだもので、當時かんてく視察のためにベルヂックへ來た英國のハワード John Howard(1796-1790)もこの刑務所の組織を非常に稱讃して模範施設として數え上げた程で、これがために、當時ブリズン・リホーム(改良)に興味を有つてゐた人々の注意は一時にこのブリズンに集まつたのである。しかしながら、凡ての施設は人間と同じで、自ら盛衰の數が定まつてゐて、其のエナージーのベストを與へる時期が過ぎると、次には衰へはじめて、而して、終に亡びて行くのである。一切のものは無情

にも銷磨するように運命づけられてゐるのである。ガンの勞役場もこのために洩れず、ブリズンの發達に新しい潑刺たる刺戟を與へた後には、漸く活氣を失つて、殊に一八一〇年頃、ナポレオンの亂暴なコンティネタル・システム(大陸制)——歐洲大陸諸國聯合して英國との交通貿易を絶つべしとのナポレオンの布令)のために社會的にも經濟的にも非常な災厄を蒙つた爲めに、この新しい試みも終に其最後を遂げたのである。この第一期が斯くもあえない最後を遂げたことは我がブリズン・リホームにとつて概はしいことであつたが、しかし、一八一〇年には和蘭から分離して一獨立國となつたので、直ちに行政機關並びに社會政策的機構の改造一新に着手したのである。

恰もこの時期に、アメリカがピーノロヂストの注意を惹きつけてゐたのである。アメリカでは、當時二つのブリズン・システム(行刑制度)が發達しかけてゐて、この二つの制度にはいづれの側にも熱心な賛同者と頑固な反對者とを有つてゐたのである。一方には、晝間の集團作業、沈黙制、受刑者の分類、及び、夜間の獨居拘禁等の處遇に基いて組織されたオーバーン・システムがあり(Auburn System。註——一八一六年に建築せられたニ

ニューヨーク州のオーバン・ステート・プリズン(州立)のことであるが、しかし、茲處でも、設立當初の目的は、當時ペンシルバニア州に創めて行はれ、行刑處遇に新時代を劃したと曰はれる彼の所謂ペンシルバニア・システムなる名の下に知られた絶對的獨居制を實行するに在つたのである。しかし、幾何もなくして、悲しむべき結果が生じたのである。受刑者中に發狂するもの頻出し、健康も甚しく損はるゝに至つたので、是に於てか、この苛酷な處遇を多少緩めることになり、夜間と飯時は依然獨房で過すのであるが、晝間は集團して作業に就くことを許されたのである。其代り、絶對に口をきいてはならない、といふ規則で、この規則は嚴重に、といふよりは、むしろ亂暴に勵行されたのである。これが有名なオーバンのサイレント・システム(沈黙制)である)、他方には、晝夜の獨居拘禁で、誰れをも見ず、誰れとも話をしない、何の仕事もしないといふペンシルバニア・システム(Pennsylvania System)があつたのである。

たので、爲めに却てかくまでに其施設を衰廢せしめた眞の原因を洞察することができなかったのである。我々の眼には、オーバン・システムが只だ、ガンのシステムの模倣としか見えなかつたのである。それで、あゝいふ經驗は再び繰返さるべきではない、といふ結論に達したわけである。

其の反對に、ペンシルバニア・システムが好く見えたのである。しかも、ガンに於ける弊害の矯正せらるべき主たるものは受刑者の雜聚混淆であつて、而して、このシステムの創始者の意見に従へば、この弊は獨房に於ける拘禁によりて的確に除かれたといふので、一層このシステムが好ましくなつたのである。かくして、獨居拘禁制度は我國に採用されたのであつて、しかも、ベルギーはこのシステムの模範となつたほどに、徹底的に我がプリズンに實行せられたのである。下つて、一八七〇年には、我が議會は法律として獨居制を可決し、而して、これを以て拘禁刑を科するの一般的な方法だとして宣告したのである。

爾來、獨居拘禁制は殆んど何等の變更をも加へられずにゐたのである。而して、このシステムの主張者は、長い間、これに由てプリズン・プロブレム(行刑問題)を最

も善く——或るもの、眼には事實上決定的に——解決し得た、と思ひ誤つてゐたのである。しかし、成程、獨居制はプロブレムを解決し得たものではなかつたのであるがよしたとへ、獨居監が受刑者のトリートメント(處遇)の宜しきを得るに成功しなかつたとしても、少くも、もはや惡化の作用を肆にすることのできないコンデイションの下で、受刑者のインカーセレーション(閉禁)を全ふし得たことは認められなければならないのである。而して是れがプリズン・システムの新しい進化の他の期へ向ふ出發點となつたのは、實にこの事實のあつたお蔭なのである。

(二) 現在の行刑制度のプログラム Present Program

この第三のステージ(期)——時の進むに従つて更らに新しいステージが続いて現はれてくるだらうが——は、大戰後にはつきりと具體化して來たのである。これは獨居制が受刑者の處遇方法として瑕瑾の多いものであるのを認めたからであるのは勿論であるが、そればかりではなく、犯罪の原因につづての一層正しい理解、犯罪者といふもののもつと徹底した研究、それから、ソーシアル・

セラピューティックス(社會的治療法)としてのプリズンの皮相的でない智識——かういふものを把握しようとする時代の要求から生じたのである。

かくして、我がベルヂックの行刑制度の進化の箇々のステーチは、終に科學的基礎の上に立つに至つたのである。其の一般的目的は、今迄の受刑者に對する學理に由らざる實地の便利だけに則した劃一的な處遇を廢めて、處遇を専門化し個別化するために、犯人の一定の部類に適應して設計された施設を創設するに在るのである。吾人は已に新しい施設の一つ々々を適應した處遇のセンター(中心)とせるばかりでなく、更らに生きた科學的の論據に基いてゐるために遙かに効果の多いものとなされた處遇方法の實驗所と爲さうと試みたのである。

かういふ目的を有つてゐる行刑上のプラン(立案)は次のような施設を包括してゐるのである。

- (A) 正常な受刑者のための特別施設
(Special institutions for normal convicts)
- (イ) 青年犯人のプリズン・スクール(學校にしてプリズン——日本で云へば矯正院)
- (ロ) 改善可能な成年受刑者のリホーム・メートリー(感化

- (監)
(Reformatory for adults-reformable cases)
(ハ) 技能發達の見込みある受刑者のプリズン・ファクトリー (工場かんごく)
(Prison-factory for improvable convicts)
(ニ) 硬化した累犯者のプリズン
(Prison for hardened recidivists)
(ホ) 社會保護のために改善不能の累犯者を拘禁する社會防衛施設
(Institutions of social defense for incorrigible recidivists incarcerated for the protection of society)
(B) 異常受刑者の特殊施設
(Special institutions for abnormal convicts)
(イ) 發狂犯人の收容所
(Asylum for the criminal insane)
(ロ) 精神異常の犯人の監置所
(Prison-asylum for abnormal psychopathic criminals)
(ハ) 發作的精神異常の犯人のプリズン
(Prison for those subject to convulsions)
(ニ) 性的犯罪及び病理的特性を帶びた犯行を行ふもの

- との宣告を下されたものを收容する特別のプリズン
(Special prison for those condemned for sexual crimes and offenses of a pathological character)
(C) 肉體上の疾患を有するものゝための特殊施設
(Special institutions for those physically ill)
(イ) 病監 (Prison hospital) (外科を含む)
(ロ) 結核患者のための療養監
(Prison-sanatorium for the tubercular)
(ハ) 醉漢及び麻醉劑常習者のための監區
(Penal section for inebriates and drug addicts)
以上は、吾人の實施せんと企てゐるプログラムであるが、猶ほ未だ現在のシステムは全く除かれてはゐないのである。かくして、現在に於ては、わが國のプリズンはタイプに於ても組織に於ても猶ほ獨居式であるが、しかし、順次、右のプラン中に掲げた新しいタイプの施設を創設しつゝあるのであつて、今より二三十年も経てば已に始まつた發達は完了して、ベルヂツクの古いプリズン・システムは終焉を告げることにならうと思ふ。
プランの遂行の比較的に緩慢なのは、決して無氣力で

躊躇逡巡してゐるわけではないので、却て、深く慮り善く處せんがためである。行刑の如き領域では、過渡期は特に慎しまなければならぬのであつて、新しい觀念を實現すべき體制組織が慎重に準備されなければならぬのである。

(三) 新制度の原則 Principles of the New System

この新しい組織は、二つのプリンスipl (原則)の上に立てられてゐるのである。即ち、

- (一) 受刑者の科學的診査 (scientific examination) と系統的分類 (systematic grouping) 及び、
(二) 専門的にして且つ個別的なる處遇 (Specialization and individualization of their treatment)
是れである。

この二つの中最初のものは、刑務所の一般管理を包括する刑務人類學部 (prison anthropological service-Service Anthropologique Penitentiaire) の創設によりて實現されたのである。この部には數箇の診査場 (laboratories) が附屬してゐて、主たる刑務所に分置されて

ゐる。この部を創設した一九二〇年十二月二十五日の國王の命令には、
「犯人各自の身體並びに精神の組織構造に適してゐなければ、行刑處遇法は決して効果を奏するものではない。かゝる處遇に豫め必要な條件は、正常者と異常者とを分つ受刑者の全般的分類である。この命令の目的たる特殊醫務部の設立は此主旨に出でたもので、受刑者の收容に際し時を移さず、人類學上の診査を施してこの分類をして完からしめんとするのがこの部の職能とする所である。」
との一節が掲げられてゐる。

三ヶ月以上の禁錮に處せられたものは、診査研究を受けるため此等の診査場に送らるゝのである。各診査場の長は精神病理學者 (psychiatrist) と、其下に社會調査家 (social investigator) をも含める専門の職員があつて所長を助けてゐる。茲處で行はれる診査は、生物學的にして且つ社會的な人間の生活の一切を網羅するもので、主として遺傳、體質、形態學上の異常變態の研究、醫學上の診斷、神經系統の研究、心理考査並びに犯罪の發生に於ける社會的要因の調査を包括するものである。この診査の結果、分類が行はれて、診査された受刑者

の身體並びに精神上の特質に適應した施設へそれ／＼移送せらるゝことゝなるのである。此等の特殊化された行刑施設の創設、組織並びに其管理即ち受刑者の處遇に關する一切の努力がベルヂツクの行刑改良運動の第二の基礎を成してゐるのである。

(四) 刑務職員

Personnel

刑務にたづさはる職員の問題は、新しい科學的な行刑制度のプランの核心をなすもので、この問題は、古い行刑制度の有つてゐなかつた要求を有つてゐるのである。それは外でもない、職員の科學的な訓練で、焦眉の問題となつてゐるものである。

是に於てか、刑務職員たるものゝ資格については、其者の頭腦からしても、更らに社會的地位からしても、從來よりも遙かに高い標準が要求せられてゐるのである。追つては、秩序的な専門の訓練の施さるべき特殊の學校が設けらるゝ筈である。試験に合格した志願者は其才能と志向とに適した特殊の施設を指定されて、其處で各自の専門に従つて職務上の訓練見習を受けるのである。職員の問題は極めて重大で、どれだけ心を用ひても用

ひすぎるといふことはないのである。幸にしてこの事は少しづゝにしろ以前よりは漸次善く理解さるゝようになつたのであるが、行刑處遇の成功するといふとは、一に職員の人格と信念と熱心と職務遂行の能率とにかゝつて存するのである。何といつても、處遇の事は人と人との問題であるから、職員は行刑制度の土臺となるもので、この土臺が腐つてゐては一切の努力は徒勞に歸するに定まつてゐるのである。

(五) 作業

Prison Labour

受刑者の作業については、我々は、できる限り官用制度によるべく、且つ、何を措いても先づ、土木事業に就業せしむべきである、といふ主義から出發してゐるのであつて、受刑者の收容費を減じ、且つ、釋放後社會に於ける復活を容易ならしむるため職業の訓練を施すの目的で經營せられてゐるのである。

行刑局 (General Board of prisons-Le Administration générale des prisons)には中央作業課(central bureau of labour-Le bureau central des travaux)があつて、刑務所の作業を指揮監督してゐる。官用制で

作業を組織する方針で、多大の努力が費されてゐるのであるが、にも拘はらず、重要な部分の作業は今尚ほ昔日の如くで個人の受負に委ねられてゐるのである。かうなる理由の一部は、多くの官廳が注文を個人の會社に與へるのを好むのと、一部は、多くの受刑者が専門の技能を有つてゐない事實に出づるのである。で、私立會社に受刑者の勞力の賃貸を全然廢めることはむづかしいのである。

受刑者には賃金(wage)を要求する權利はない。しかし彼等は其の作業に對して或る報酬(compensation)を受けるのである。其多少は固より職員の依怙や好意によるのではなく、受刑者の熟練と生産高によつて定まるもので、普通の勞働賃金の約一割と見てゐるのである。

(六) 施設

Institutions

さて、これから施設の問題を検討してみたいと思ふ。新しい施設の大部分は田園に在る。近代的の刑務所を建てる場所は都會にはないのである。此等の種々なる行刑施設には共通した一つの建築の型といふものはなく、それ／＼皆其處に行はれてゐる特殊の處遇方法に適應する

ように建築されなければならないのである。しかし、遽かに新しいものを建てるとなると、費用がかさむので、自由に處分することのできる建築を其目的で改築して、其處で新しい處遇方法を試みてゐるのである。こゝ二三年の實地の經驗を見て、確乎たる斷案を得た時に、其經驗の結果に照して新しい建物建てるつもりなのである。

茲處では、簡単に、已に現に存在してゐる新しい施設の組織を観察し、更らに進んで、吾人の採用した大體のプランを實施するため今後創設しなければならない施設の土臺となつてゐる原則を述べたいと思ふ。

先づ、行刑施設は大體二つの種類に分たれるのである。第一の種類は、改善可能の受刑者のための施設で、第二は、危険な程度にまで健全性を失つて、到底社會的に改善の見込のないものゝための施設である。第一類の受刑者に向つては、プリズンは道德的にも社會的にも健康地帯の中心、即ち社會復活のための一箇のサナトリウム(療養所)でなければならぬである。第二類のものは、これに對する社會の責任は極めて明白で、かういふ人達に對しては、刑期を定めて普通のプリズンへ入れて其者のために何事かしてやらうと思ふのは、まちがつて

ゐるので、それは徒勞にすぎないのである。此等の人間の廢物は、たとへ終身でないまでも、少くも、明かに社會にとつて危険である限り、いかに長期に亘るとも其間害を爲すことのできない場所に拘禁してをく必要があるのである。

かくして、復活のための施設と隔離のための施設とが別れて來るのである。固より兩者いづれの管理に於ても、受刑者に無益な苦痛を加へてはならないのである。

(七) 改善不能者

The Unadjustable

隔離のための行刑施設として次の四つをプランの中に數へてゐる。

(イ) 發狂犯人のための收容所 (prison asylum)
變態で神經質で精神に疾患のある犯人のための社會防衛施設 (institutions of social defense)

(ハ) 硬化した危険なる常習犯人のための社會防衛施設
病理的性慾犯人のための刑務所内の監區 (penal section)

此等のグループに屬する犯人は社會的に淘汰すること
は極めて難いのである。彼等の反社會的な所爲の基とな

れる心理的缺陷については知らるゝこと甚だ少なく、從つて其處遇方法も今猶ほ端緒にいたばかりなのである。

此等の内部の原因が明かに決定せられ、之に對する有効なる處遇方法が事實となつて現はれない限り、我々は唯だ一つの解決法しか有つてゐないのである。それは外でもない、此等の異常にして病的な社會の兇惡分子をして彼等の犯行を重ねしめざるよう防止の手段を取ること、これが爲めには、彼等を不定期間拘禁してをくのである。この期間は、社會防衛の原則を論理的に實行しようと思へば、彼等の生涯の大部分を占むることになるのである。

この見解は、スウェーデンのストックホルム大學の法醫學の教授オロフ・キンベルグ氏のそれと一致してゐるのである。「彼等に在つては、社會に對する危険は、極めて深く根絶しがたき生來の異常性と結びついてゐて其危険の終熄は殆んど期しがたいのである。異常者に對する社會防衛法による處遇方法は終身拘禁にまで達し得るのである」と氏は曰つてゐる。

ベルヂックでは、最近、社會防衛法 (Law of social defense) が議會で可決され、一九三一年一月一日より

實施されてゐるのであるが、若し、我々にして無益で役に立たぬ感傷主義に走ることなく、また、精神病治療の處遇法 (psychiatric or psychotherapeutic treatment) と稱せらるゝ大して効果も見えないトリートメント (處遇) から餘り多くを期待しなければ、この法律で上に述べた防衛の道を確實にすることはできるのである。學者達は精神治療など、大きな事を言つてゐるか、事實上更らに新しい發見をし、治療の方面に多大の進歩を示すまでは、我々は此等のアブノーマル (異常) な人間に對しては嚴に隔離主義を以て臨まなければならないのである。

自分が此點を固執する所以は、精神病學者の中には精神治療が行刑處遇に寄與し得る所のものを過大視する傾向があるからである。二三のサイキエトリスト (精神病學者) の如きは、猶ほ未だ不完全で決定もしてゐない科學上の材料に基いた處遇治療の有効なることを我々に信ぜしめようとしてゐるのである。固より我々は精神治療の問題の解決には大に努力しなければならぬのは勿論であるが、これが解決せらるゝまでは、飽くまでも隔離拘禁の主義を奉じて、この種の犯人を手放してはならないのである。

固より、社會防衛法の適用が周到な注意を以て行はれ

なければならぬのは當然の事で、社會的隔離のため此等の施設に此種の犯人を拘禁するのは、社會の安寧利益が眞實にこの事を要求してゐる場合に限られなければならないのである。

(八) 社會防衛施設

Institutions for Social Defense

我が行刑改良のプランで定められてゐる四種の施設の中、今現に機能を發揮してゐるものは次の三つである。

(一) 發狂犯人の收容所。

茲處の管理は危險な狂人 (insane) を監禁するアサイラム (瘋癲院) のそれである。この收容所の長 (superintendent) は醫官で、特殊の訓練を施されたガード (看守) が其下に働いてゐる。

(二) 精神疾患を有つてゐる犯人のための施設。

これは都會をはなれた田園に設けられてゐる。半ば鎖鑰を施し半ば開放せられた施設で、茲處では心理的にして醫療的な處遇方法が實施されてゐるのである。今猶ほ其緒についたばかりであるが、理論と實驗とで此種の犯人を更らに一層善く理解するを得るに至らば、この種の處遇の方法もつと具體的な成果が收められることと思

(三) 危険な硬化した常習犯人のための施設。

茲處では、周到な用意と慎重の考慮を以てする累進制 (Progressive system) に基いた管理が實施されるのである。茲に一つの大きな難事の存するといふのは、立派にこの施設の目的たる社會防衛の精神を保證すると同時に施設の規律安全を確實にして、而して、保安處分と刑罰とを實際上區別して行くことである。

別に低能な犯人を拘禁してをく施設があるが、これは隔離と改善との二つの目的の中間に位するものといふべく、殆んど社會適應性を缺いた低能な犯人を隔離すると共に、同じく低能なれども罪の輕きものにして、適當なる教育手段と之に次ぐに有名無實でないブランのしつかりした釋放後の處遇を以てすれば、大抵は自由生活へ復活せしめ得る見込のあるものを矯正し、兩者相依て社會防衛の任務を完ふしようとするのである。茲處にも累進制が布かれてゐるのであつて、かゝる施設の建設せらるべき場所が、都會をはなれた田園の廣い農場の中にのみ存することは、言ふまでもないことである。

(九) 更生施設

Institutions of Rehabilitation

前節では、社會防衛を目的とする隔離のための施設について述べたのであるが、更らに進んで行刑施設の二大別たる他の一つの受刑者の社會復活のための施設について検討してみよう。茲處でも、好結果を擧げるためには是非受刑者の分類をしなければならぬのである。多くの國では、普通の受刑者を收容する所謂プリズンでは、短期のものも長期のものも、初犯者も累犯者も、改善可能のものも、硬化した惡漢も、皆な一緒くたにして收容してゐるのである。分類もなく、刑罰の個別化もないので、失敗は避けがたいのである。

我々も、此問題では非常に頭をなやましたもので、研究しぬいた結果、どうしても短期刑に代ふるにプロベーション (Probation)——監視指導付きの刑の執行猶豫で、猶豫期間中監視指導の任務を遂行する官吏をプロベーション オフィサーと云ふ。を以てするの外はないといふことになつて、場合の許す限り飽くまでもプロベーションを實行することに一決したのである。短期の拘禁は、たゞに何の効果もないばかりでなく、實に有害ですらあ

問題が解決せられたとなると、ノーマルな犯人のための特殊のプリズンについての我々のプランを實行するのは比較的容易な仕事なのである。我々のプランといふのは次の三つの施設である。

- (イ) 青年犯人のプリズン・スクール
- (ロ) 成年犯人 (初、再) のリホームートリー
- (ハ) 其他の異常ならざる常習犯人のプリズン

(C. S. S.)

The Annals of the American Academy of Political and Social Science, September, 1931.

るのである。短期の拘禁では、どんな改善の工夫を施さうとしても施す道がないのである。それは、只だ其犠牲となつたものに前科の汚名を着せて、然る後に、すつかり落膽させて、家もない職業もない一浮浪者として社會に抛り出すのである。時としては、大した事もない一旦の過ちのために蒙つた禍害を憤ふるの餘り、彼をして社會に對して深い反抗の念を抱かしむるに至るのである。そうかといつて、一方では、社會の秩序を防衛することにもならないのである。何となれば、短期拘禁は累犯の最大原因の一つとなるからである。若し、判事が自分の言ひ渡す短期刑がいくら多くの度しがたい社會の落伍者を出すかを知つたなら、驚愕と恐怖でベンチから跳び上つて、今更つぐぐと、微罪のために「初めて」のものをプリズンへ送る自分の身に負ひかゝつてゐる責任の怖ろしいことを覺るであらう——拘禁に代ふるにプロベーションを以てすることを許してゐる法律の利用し得る場合には、殊に其感が深い筈である。不幸にして、刑罰の結果について毫も思ひ及ばない判事が餘りにも多いのである。若し、彼等にして短期拘禁の影響の有害なることを知つたならば、極力之に反對するだらうと思ふ。

一度、プロベーションでシヨート・ターム (短期刑) の

海外時報

顔付で悪漢が見分けられる？

立派に見分けられる、そして、眞面目な正直な性格の人はまた同じく生理上——大部分は顔面に——の特徴を有つてゐる。といふのが世間一般の信念であるらしい。

これについては、久しい間、多くの學者は所謂「クリミナル・タイプ」(犯人型)の古い觀念に信ずべき何等かの眞理の基礎が存するかどうかといふことを發見しようとしてゐたのである。最近のニューヨークの「アメリカン・ウィークリー」誌は右に關する記事を掲げてゐるが、今其要を摘録すれば、

「最近、ハーバード大學のアーネスト・フートン教授は、一萬六千人のアメリカ生れの犯人と二千人の犯人ならざるアメリカ人との比較測定を試みて、次の結論を得たのである。それは、兩者の間に或る生理上の差異はあるが、たしかに「顔付で悪漢を見分ける」(“tell the crook by his looks”)とは全く不可能と云つてもい

程に、相當な人物でも犯人と同じ一ヶ又は數ヶの特徴を有つてゐるものが多い、といふことであつた。

久しい以前、有名なイタリアの人類學者のツエザーレ・ロムプロゾーは、「クリミナル・イーア」(犯人型の耳)といふやうな或る身體上の徴證を本人の退化と犯罪性との符號として一々數え上げたものである。然るに、其後、英國のかんごく醫のチャールス・ゴーリング博士出で、ロムプロゾーの學說に對して非常に多くの例外を舉示したので、ロムプロゾーの說は全く棄てられてしまつたのである。

犯人は「狭い額」(“low brow”)を有つてゐるといふ説も全く破れてしまつたのである。退化とクリミナリティーの標本のやうに言はれるニーグロ(黑人)も平均して白人より高い額を有つてゐることは、已に幾人かの學者の發見してゐる所である。

「弱チ頤」(“weak chin”)の説もこれまた根據のない神話である。アメリカ博物館長のヘルマン博士も曰つてゐるやうに、頤の形を左右する主なもの食物と其人の有つ腺の状態である。

平たい鼻、鳥獸の爪に似た手、太い頸、掌の中の或る線及び形、胴の短く太い體軀、これ等は凡て犯罪傾向を有つてゐるもの、徴證として指摘されたものであるが、

しかし、今では科學者はかゝる徴證を眞面目に考へるものはない。それよりも、むしろ、實際の犯人型には身體上の全體の徴證が伴つてゐることが見出され得るといふことの方が、一層眞實らしいのである、と彼等は主張してゐるのである。固より、また、これについても多くの例外は認めてゐるのである。

フートン教授が最近の著書で提言してゐるのも此點であつて、氏は三つの問題を出してゐるのである。

第一は、各種の犯人は其行つた犯罪の種類に従つて身體上の特徴で區別されるかどうか、といふ疑問で、氏の報告によると、其の答は、然りといふのであつて、概して普通のマードラー(謀殺犯)は、身體容貌に於て、普通の文書の偽造變造犯人及び酒の密賣人とはちがつてゐるといふのである。

第二の疑問は、凡ての犯人は、平均して、通常の法律を遵奉してゐる公民とちがつてゐるかといふのである。これも、答へは異つてゐるといふのである。主として、クリミナルは一つの部類クラスとしては、身體の大きさ強さ其他で普通の人に劣つてゐる點で異つてゐるといふのである。

第三は、異つた人種又は一人種中の異つた種族は犯罪への傾向でちがつてゐるかといふのである。こ

れは、どういふ移住民を合衆國へ許可したらいいかといふことを決する上に於て實際重要な事項である。これについても亦た、フートン氏の報告は、資料が未だ發表されてはゐないが、かゝる人種上の差異は存するといふのである。

フートン教授の發表した結論の中で恐らく最も興味のあるのは、一級殺人犯(first degree murder)と有罪となつた人間に關して、理論からでなく身體測定の實際の事實によつて氏の描き出した肖像で、此等の殺人犯者は、普通の犯人よりも、丈高く胴太く、額は狭く額は廣く、頭には毛髪は少ないが身體には多く、頭は長く大きく、齒の數が少なく且惡しく、鉤鼻を持つてゐるもの、多い點で、彼等と異つてゐると氏は述べてゐる。

ロムプロゾーの古い考へに比べて見て、更らに一段面白いの、殺人犯の有罪宣告を受けたものは、より廣くより平たく餘計に飛び出した耳を持ち、傾斜の甚しく「狭い額」の前頭部を持つてゐる點で、他の犯罪の有罪宣告を受けたなみの人間と異つてゐるといふ、フートン教授の資料から分かつた事實である。

これで見ると、フートン教授の資料から現はれた普通の殺人犯者の肖像は、完全ではないが、ギヤングスター(ギヤング仲間)の世間で「ゴリラ」型と曰はれてゐる

人間に似てゐるのである。

以上はフートン教授の報告の概要であるが、教授は右については多くの例外を認めてゐるのである。

最近、英國では、一つの調査委員を設けて、性懲りもなく幾度も々々裁判所や刑務所へやつて来るハビチュアル・クリミナル（常習犯人）の問題を研究したのであるが、つい數週前に右の委員は報告書を提出して、就中、常習犯人と稱せらるゝクラスの中に、委員の區別せられると信ずる三つの際立つて異つた種類の人間を擧げてゐるのである。

第一の種類は、低能な人間と、及び、如何に困難な場合でも盗みをせずにはゐられない彼のクレプトメーニア（窃盜狂）の如く、多少確定した精神疾患から苦しんでゐるものとより成り、第二のグループは、生活するため知らず／＼犯罪にはまり込んで行く意氣地のない劣等な人間で、第三のグループとして委員の擧げたものは、以上二つのグループとは甚しく異なつてゐて、一つの職業だと心得て平氣で犯罪をやる強い征服慾の盛んな人間、社會に對して烈しい反抗心を抱かずにはゐられない人間であつた。」

Literary Digest, September 24, 1932

アメリカ全土にさまよふ

浮浪少年軍

去年あたりから、恐らく大不況のためでもあらうが、アメリカ全土にいつこともなく浮浪の少年軍が現はれて、町から町へと、何の見當もなくさまよつて行くのである。

どの位のアメリカン・ボーイズ——ガールスも——がかくして浮浪少年の新しい「目的のない軍隊」の隊伍に加つてゐるのか、これを見積るのは殆んど不可能なのである。ワシントンの「レーバー」（労働）誌の一記者は約五十萬と見積り、ワシントンの「ニウス」紙は三十萬と云ひ、社會事業家のマキシム・デビス女史は「レデース・ホー・デヤールナル」誌上で、ガールスをも交へて二十萬と推測してゐるのである。

彼等は、どうにでもして生きて行けると思つてゐるのである。そして、皆なが皆、何處へ行つても迎へてくれるものもない世界に自分の進む道を切り開いて、どうしても働いて生きて行かうとする機會を求めながら、野を横ぎり山を越へ、時には貨車に飛び乗りもし、地平線

の彼方へ、埃の起つ路をとぼ／＼とさまよつて行くのである。彼等は若く、野心に燃えて、好んで險を冒さんとしてゐるのである。彼等が「ワンデルルスト」（放浪欲）に誘れるのも無理もないのである。

しかし、この浮浪少年の「目的のない軍隊」は、日を追ふて増えるばかりで、九千百三十哩のトラック（路程）を有つてゐる南太平洋鐵道會社の報告によると、一九三一年の九月一日から、一九三二年の四月三十日迄に、四十一萬六千九百十五人の違犯乗車者を發見したのであつて、其多くは二十一才以下のものであつたのである。

又、合衆國政府労働省少年局（Children's Bureau, U. S. Dept. of Labour）は、この浮浪少年の問題を「アメリカの未だ嘗て知らざる重大問題」なりとし、他の州又は都市に於て職業を求めるため家を棄て、放浪する少年の數幾何、合衆國の何れのセクション（地區）へ特に吸引されるものか、方々の都市ではこの問題にどういふ對策を講じてゐるか、それから最後に此等の浮浪少年の現在の精神上並びに身體上の状態はどうなつてゐるか、といふ諸點を決定するため調査を開始したのである。少年局のこの調査についてのメモランダム（覺書）によると、

「アメリカに於ける昔日の傳統的の放浪者は單獨で、方々を渡り歩く季節代りの労働者とか、普通「ボーボー」と呼ばるゝ無宿者か、時々ラナウエー・ボーイ（家出少年）か又は冒險好きの青年かであつたのである。然るに、今日のは、労働してゐるものか又は在學中のものとも見える青少年が主となつてゐるのである。

此等の少年と斷えず接觸するソーシアル・ワーカー（社會事業家）や、ボリスや、鐵道の職員達は、皆一樣に、此等の少年の大多數はみな當り前に在學中か労働に就てゐて然るべき青少年である、彼等は、別に何もすることがないから——或は、何もせず家に坐つてゐるのは自分のプライドが許さないと曰ひ、或は、家族の扶助料は匡救機關から来るが、自分達若い者までの給養費には足らないからと曰ふ——「巡業に出た」（on the road）のである、そして、全體としては、彼等は常習的の「ボーボー」でもなく犯人型のものでもない、といふ信念を主張してゐるのである。」とある。

このメモランダムによると、諸方の都市では、單に財源の不足のために、此等の少年に對して、現在のやうに一時逃れの「パツシング・オン」（通過）政策をとつてゐてはならないのである、と警告してゐる。現在では、「市から市へと移つて行く此等の浮浪少年は、食物と休息と

を求むるためならば、二十四時間だけは其町に留まつてゐられるのであるが、二十四時間経てば直ぐと「ムーブ・オン」(ずん／＼先へ進行)しなければならぬのである。

で、少年局では試みの次のやうな保護のプログラムを發議してゐるのである。

「何れの町村にも、職を得ず氣落ちのして不安な多くの少年がゐるのであるから、ぎんなに防止策を講じて、彼等は後から／＼と放浪をつゞけることゝ考へられる。で、他の町や市へ迷ひこんで來た少年達には、能き限り放浪から來る身體上並びに精神上の危険から保護してやらなければならない。大體、地方町村内では、保護は、

- (a) 相當の宿所と食物を給すること
- (b) 身元を問ひ糺して登録すること
- (c) 郷里に歸還せしめがたきもの及び更らに他の地方へ流離せしめてはならないものには、諸種の職業訓練を與ふること

等の形式で與へらるゝことにならう」とある。

二三の新聞紙は、大戰後ロシアに發生し、全國到處の町村に奪掠を肆にしてソヴィエト政府を手こづらせた浮浪兒の大軍に等しい「ワイルド・チャイルド」(野性兒)

の一階級ができるのじやないかと怖れてゐるものがある。ワシントンの「ニューズ」紙は、この「目的のない軍隊」の發生について今更都市や町村を責めても何の役にも立たない。しかし、只だ現在のまゝに放任して少年の爲めに何事もしてやらないのは、それこそ罪惡だ」と曰つてゐる。

ニューヨークの「タイムス」の記者との會見で、同市の少年保護協會 (Children's Aid Society) の主事なるオーエン・ラブジョイ氏は、ニューヨーク市へ流れ込んで來る十六才から二十才までの家のない少年たちの目を追ふて増加するを説き、「彼等はアメリカのあらゆる地方からこのニューヨークへ流れ込んで來るのだが、宿る家もなく、手に入る仕事もないので、多くは自暴自棄になつてゐるのである。我等は、已に去年には我が協會の經營にかゝる「新聞賣子合宿所」(Newsboys' Lodging House) でかういふ少年の千人以上も面倒を見てやつたのである。彼等の或るものは市立の無料宿泊所から來たものもあるし、市の警察の防犯課から來たものもある。今日の不況時代では、少數のものにしか仕事は見付からないのである」とこぼしてゐる。

Literary Digest, September 3, 1932.

廢材利用木製品について

札幌 原 三 郎

現在木材の端切利用については玩具の如き物とか割盆の如き物として小品に消化するの外これを集合して市場價值の高い商品とする良案は發見されてゐない。私の存知する範圍で實用的に利用されてゐるものとして

は建築材としてのフローリング(床寄張)或は壁面のブロックパネル(本片嵌入壁)薄板にして工藝的なモーゼイクとする位のものであるが、フローリングさへ木材價格の低廉な場合は加工上の能率關係から原木を消化した方が生産費が輕減する場合もある。

亦玩具の如きものでも大量生産組

織で行へば端切を利用する事が反つて機械加工道程の支障多く、結局材料費を救ふより生産費を輕減する方が採算が取れると云ふ事がある。これの事實を私は先年ニュージャージーの玩具工場で實驗してゐる。

勢ひ在來の方法で端切を利用する事は家内工業的な副業の產出に待つか、或は極く單純なる紡績織機の木管の如きものを機械操作によつて行ふにある。

品位價值の高い精巧な小品ならば若も角規格の個々なる端切を利用する事は幾多工作操作上と勞力輕減の上に困難が伴ひ勝ちである。で私は

今後の木屑利用は機械力によるプレイドとするか、或はパルプの如く原料に消化して、これに固乾劑を加へて平板或は角柱、丸棒其他浮彫の如き物として流し込み、壓出する木鑄家具と云つたやうなものが產出されるようになればいゝと思ふ。現在キルクのプレート(平板)等があるが立體的に鑄出され、ば仕口の勞力を省き木材加工法の革命を招來すると思ふ。

以上の理想論はさておき現在實際に行はれ得べき利用論に歸還する。

一體木材の小片が輕視され其利用法の遅々たる原因として、一、は天然の資源豊富である事 二、は其端材が燃料として充分實用上の使命を果してゐる事 三、には其材料自身に融合性を持つてゐない事とである。

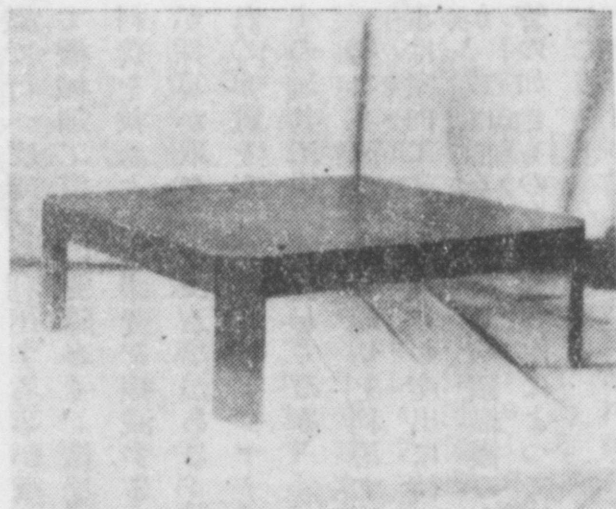
そこで此等長短、細太、厚薄の不同材料を以て何か纏つた作品を構成しようと云ふ慾望から在來の加工法で充分達成し得る試験品を作つてみた。

勿論名の如く試作品であるから、今後多大の考究を要するは當然である。たゞ私は過般の豊多摩刑務所で開催された品評會を機會に其等の十五點の試作を發表し、一般の批評を仰いだところ賣約として相當の數に上つた。故に先づ商品價值としては絶望的の物では無いと思ふが、左に試作道程を示し大方の有力な啓蒙を仰ぎ更に確實性を増さしめたい念願である。最初の木屑を貫物と平板の二種に分類して貯藏し更に貫の太さ板の厚みの同一に近い物を選別した。

雜木類の貫及板物共に長さ約二〇センチ以下のものは割愛して眞の屑

として處分してしまつた。此は機械鉋にかけ得る最小限度の寸法である。

而して板物は加工の便宜上、一〇



センチ巾二〇センチ長の規格とし此寸法の板が二枚刳合つて形成する二〇センチ角を基本として、板建の家具として服簞笥、食卓、片袖机、書架、を作り別に六センチ角位の小材

で格縁、廻轉椅子の手摺、等を作り他の貫を例刳したもので食卓の脚、椅子の台轉等を作つた。貫は正角に製材して例へば二〇厘角の脚を作るに一〇厘角の小貫を四本刳合せると云ふ風な取合せで長さの異なるは横目地の同一點に集る事を避けて行へば長短不同の貫が皆利用出来る。板物は前述の如く二板三板或は四板の例刳の正方形を單位とするは、刳目を幾何學的の美觀として扱ふ外後述の板の反りを防止する役と塗上後の色のバランスをとる事にも役立つ。

而して二〇厘巾の或長さの板を二列以上刳合せて而して右短材加工品の重荷に對する試験を行つたところ厚み二厘、巾二〇厘、長八〇センチ板を橋渡しにして垂平加重に對する其材の外力に對する應力の破壊限度

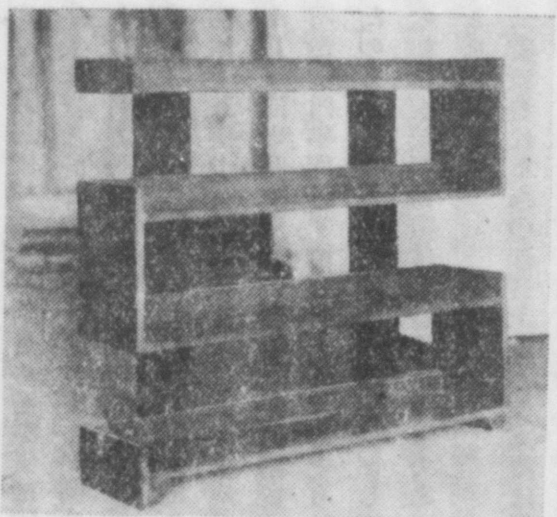
は四四キログラムを越えた時であり厚み二厘の芋糲(刳目)長二〇厘に對する應張力は其固着劑糊の場合に六二キログラム。グリユー接合の場合に實に一四一、五キログラム迄の張力に堪ゆるのである。

勿論接合技術の巧拙や合着劑の成分或は用材の性質等により一樣に現す事は得ないが此種加工の板及貫が保持する彈性限度に於ては無垢板や貫の力に及ぶべくもない。

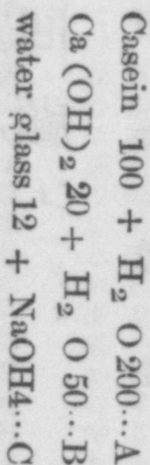
次に廣巾の板を作る場合隣接の材に對しても二〇厘角の木理は常に縦横に刳合ふ様注意した。此二〇厘巾の板を次の巾の板に刳ぐ場合の刳口は皆履核刳とした。以上の板は反り及伸縮の恐れは全くないから加工上蟻棧とか端喰みの如き工作を交へる必要がない。

接合劑としては膠を使用するも良

いが淡彩の色付けに對してはカセインを用ふるが經濟的にも稍安價である。カセインの經濟的使用法については改めて云ふ迄もなく諸賢の熟知されてをる事と認識するが、其調合



法は人々區々であつて一樣でないが參考迄に一例を挙げれば



(A+B) + C……(asein starch

附言

以上の製品に對する特別の注意としては露出木部は必ず完全なる塗装を施して狂ひを防止する事に勉めなければならぬ。私は表面露出部は勉めてオイルバーニス或はラッカーの如き塗膜の強靱なるものを使用し裏面は安價なラックと漆を使用させた。

而して此木屑利用の手工製出は刑務所の如き工賃の低廉なところと充分に熟練させたならば採算も取り良く、兎角濫費し易い收容者に材料利用の觀念を決定的に與へる様になるが要は廢材を廢材扱ひせずして其品位價值に於てむしろ此利用によれば出し難い特種の味を保たしめると云ふ事に留意される事が大切であると信じる。(昭和七、九、一二七)

刑務所建築の回顧(上)

白井勇松

一 はしがき

温故而知新。可以爲師笑。は孔子の曰つた語であるが、私は今斯る語を引張り出して敢て仰々しく言ふ次第ではない。今日尖端を行く世の中に往時の回顧や古き思ひ出の如きは甚だ時の經濟を知らぬことにも思はるる様であるが、回顧必しも無用と斷し難く昔斯必しも現代に役立たぬ譯でもなく、所謂故きを温ねて新しきを知るであつて、時には古物の中より尊い新しき發見の材料や研究の資料を得るのである。縱令其れ程の價値は無しとするも多少の參考資料となるものなきにあらずと信ずるのである。此意味に於て私は私の關係したる重なる刑務所建築に於ける回顧を爲して少しく述べて見たいと思ふのである。

刑務所の費用は今は國費であるが其歴史を繙めれば、明治維新後の監獄費は國庫支辨であつたのであるけれども、明治十四年度よりしては國の財政上の都合で府縣費の支辨に移されたのである。即ち明治十三年十一月太政官布告第四十八號を以て府縣監獄費及び監獄建築修繕費は明治十四年度より地方稅支辨に付せられたのである。尤も内務省直轄監獄としての集治監及假留監等の費用は國費であつたのである。

監獄費は本來の性質上地方費支辨に屬すべきものではなく國費支辨たるべきは當然であるのであるが、明治十年に於ける西南戰亂後の明治十三、四年頃は、我邦の大なる財政難時代であつて一時の權宜として斯ることになつた。斯くて監獄費は中々國庫支辨に復舊さるる時期が到

來せなかつたのであるが、明治三十三年一月法律第四號を以て府縣監獄費及府縣監獄修繕費を國庫支辨として明治三十三年十月より之を實施せられたのである。私が監獄の建築に關係を持つたのは之れからである。

二 千葉監獄建築の部

明治三十三年十月監獄費國庫支辨となるや腐朽の甚しき監獄より五ヶ年を一期として即ち五ヶ年繼續として五ヶ年毎に五箇所の監獄を改築することに政府の方針を内定せられ其第一期工事として千葉金澤、奈良、長崎、鹿兒島の五箇所の監獄改築を決定し、同時に其當時帝都丸の内鍛冶橋に在りたる今の市ヶ谷刑務所なる東京監獄を其土地引繼上速に移轉せざるべからざる關係で、二ヶ年繼續の工事として急速の一次的建築を爲すことにせられたのである。尤も東京監獄は一次的の假建築であつて他日完全なるものを建築すると云ふ内議であつた様に聞いて居つたのであるが、其れが左様には行かず

して其假建築なるものが其儘となつて、其後漸次部分的に改築せられたのである。斯くて第一期工事として明治三十四年四月より六箇所の監獄改築が着手されたのである。改築着手當時の典獄は東京が藤澤正啓氏、千葉が中村襄氏、金澤が神野忠武氏、奈良が神尾虎之助氏、長崎が千石學氏、鹿兒島が鈴木和介氏であつた。

私は明治三十一年二月滋賀縣監獄書記に任ぜられ同縣監獄署第一課長として從事して居つたが明治三十二年三月千葉縣に轉任して千葉縣監獄書記兼看守長に任ぜられ同縣監獄署獄務課長として從事し同年八月選ばれて警察監獄學校監獄科第一種第一期生徒として入學し、明治三十三年二月卒業して歸縣し獄務課長として從事し、後ち獄務課は第一課及第三課に分割せられ第一課長兼第三課長として勤務して居つたので、千葉監獄の改築は其當初より中村典獄を補佐して之れに從事したのである。

私が千葉縣監獄署(明治三十六年四月

一日より監獄は司法大臣の直轄となりたるが、其れまでは府縣知事の管轄であつて、監獄は府縣監獄署と稱したのである。明治三十六年四月司法省の直轄となるや單に何々監獄と稱したのである)に轉任したのは明治三十二年三月であるが私が明治三十一年二月初めて滋賀縣監獄書記に任ぜられた時、滋賀縣監獄署長は典獄筒井明倫氏であつて、同氏は明治三十二年二月千葉縣監獄署長に轉任し、私は筒井氏から千葉縣に來て一奮發して、貫ひたいと云ふことであつて、其翌月轉任したのである。千葉縣監獄署には當時種々の弊風があつたのであるが、筒井氏は僅かに半歳にして臺灣總督府臺北監獄の典獄に轉任し、其後に中村典獄が來任したのであつて、私は中村氏を補佐して其弊風を一洗すべく奮闘し廓清を見たのである。中村氏とは舊知の間柄であつた爲め、其廓清を圖り面目を一新する上に於て好都合に運ぶことが出來たのであつた。

千葉縣にては監獄署改築の爲め明治三

十四年六月監獄署に臨時建築課を置いたのであつて、私は臨時建築課長をも兼務することになつて之れを命ぜられたのである。此改築に當つて第一の順序として敷地の選定及其買収であつたのであるが之れには一方ならざる奮闘努力を爲したのである。先づ三ヶ所の候補地を選定する爲め千葉町(現千葉市)及其附近の山林原野を始め畑地宅地等を、三伏の盛暑所謂燎原の炎熱の間に跋渉して候補地を豫選し、之れが決定には内務省より監獄事務官(後ち巢鴨監獄典獄)山上義雄氏衛生技師(現九州帝大名譽教授醫學博士)宮入慶之助氏が來られ、當時の千葉縣知事(後東京府知事)阿部浩氏、中村典獄及私と首席建築工手等立會して、種々の見地より現在の千葉刑務所の敷地を比較的適當なりとして決定を見たのであつた。此の敷地選定の爲め炎天の下に十數日山林原野等を跋渉したる關係上私は痔疾に罹つたのであるが、續て多忙裡に終始せし爲め手術を受けて根治するの餘暇を得ず之れが爲め永年の痼疾となるに

至つたのである。敷地の決定を見たので次には其敷地の買収に取掛つたのである。敷地買収に付て容易ならざる苦心と努力を爲したのである。

敷地買収に當つて第一の難關と云ふは價格の點である。其敷地に於ける地主は總數五十餘名であつて、中には自己の所有地全部を買収さるゝ關係の者もあるが價格の折合の付かざることが第一の難關であつた。地主の中には價格の如何に拘はらず祖先傳來の土地であるが爲め買収に應ぜられぬと言ふ者もあつたが、斯る者は情に於ては同情すべきも、公共的には餘りに合理的のものでなきものである爲め問題とすべからざるも、價格が比隣地の賣買價格より遙かに低額でなければ買取れぬと云ふ官の悩みがあるのである。即ち比隣地の賣買價額で買収することが豫算の甚しき切詰めのものである爲め出来ないものである。時價で買収すると云ふことが出来ざる關係である爲め、之れが説得交渉には實に容易ならざる苦心と努力であらねばならぬ。情理を盡くし

て、國家の爲めに枉げて承諾して貰ひたい、公共の爲め盡くして貰ひたいと、或は頼み或は説き、結局二名の地主を除くの外大多數の地主は數十回の交渉に依て辛ふじて承諾したるも、二名の地主は中々承諾せぬのである。一人は千葉町の人で相當資産を有する人であつたが、高利貸を以て聞へて居り、又惡辣なる手段を以て多數の人を泣かしめた様に傳へられ町民間にはコレラ病と云ふ綽名を以てして蛇蝎の如く嫌はれ甚だ評判の良くなかつた者と、他の一人は都村に於ける是亦強慾の人として村民間に評判の宜しくな

れて出たのである。最後に残つた千葉町の某に對しては土地収用法の適用を爲し地均工事を進行したのであるが、某は土地の収用に對して行政裁判所に行政訴訟を起したのである。収用法の規定に依て訴訟が起つても工事の進行を妨げぬのであるから、地均工事は夫々進行して行つたのである。縣としては知事代理として當時の參事官(前拓務大臣)秦豊助氏が出延せらるゝことになつて、私は其資料を秦氏に提供し又詳細に説明したのであつた。其訴訟の結果は大部分は官の勝訴となつたのであるが、地上物件即ち三本ある小樹木に付て官の不利益となつたに過ぎなかつたのである。此訴訟の結果即ち某の敗訴となつたことを、町民は大に痛快がつたのである。今まで某の爲めに可なり多くの人が苦しめられたるに對して仇討の出来た様の感を爲して痛快がり千葉縣監獄署の爲めに千葉町のコレラ病が退治されたのであると云ふ評判もあつたのである。

右の如く敷地の買収及収用の手續を了

すると共に地均工事に着手したのである。即ち明治三十四年の夏から初秋に掛けての頃であつた譯である。敷地の東端は丘陵であり、西端は低地であつて田に接して居り、敷地全体としては可なり到低低があつて、之れを地均するには可なり多くの人夫を要するのであつた。工事は勿論直營であつて受刑者を使用して行ふのである。舊の千葉監獄は千葉町字寒川の海岸に沿ひたる地に在つたのであつて、其地均工事を開始するや、毎日數十名の受刑者を連鎖を付けて新敷地に通業せしめ、一方地均を爲す、一方假収容所の建築を爲すと云ふ次第である。此のことは何れの刑務所建築に付ても同様の型であるのであるが、先づ敷地の周圍を竹矢來を以て圍ふて地均工事を始めたのである。典獄も私も共に午前中は寒川なる本署に在て事務を執り、午後になつて建築場の指揮監督に行くことにして居つたのである、三伏の炎熱の或る日私が建築場に到着して一時間許り後の午後三時頃遠き山鳴を聞き始めたと思ふと、間も

なく一天遽に掻き曇り候ち薄暗くなつて大雷鳴と共に沛然たる豪雨が來た。私は豪雨の來るべきを豫想し霎時に臨時引上ぐべく當時の戒護監督看守長布留川勇氏(氏は後木更津分監長となりて病氣の爲め死亡した氏は精神的に能く勤めた人で壯年であり惜むべき人であつた)に傳へたのであるが、間髪を入れざる時の急變化の天候であつたので、受刑者は蜘蛛の子を散らすが如く方々に散つて物蔭に雷雨を避け、布留川看守長は青くなつて大雷雨中を看守と受刑者を指揮して居り私も其監督として其雷雨中に駆け廻つたのであるが、豪雨一過後直に一所に集めて點檢したるに、幸に一名の逃走もなかつた。當時私は受刑者に言つたのである。お前たちは能く平素の命令を守り其分を盡くして呉れたのである。逃走しやうと思へば強く押せば倒れる様の此竹柵であるが、此柵は逃走を防ぐ意味のものでなく敷地の境界であり、外部と一寸區別をしたに過ぎないだけのものである。之れから假の板塀を建てるのであるが板

塀が出来たりとて、又其れが出来ないからとて身は受刑者であるが、精神は國家の爲めに此建築に従事するのであつて、特に選拔を受けた者であると云ふことを深く念頭に置いて、受刑者であるが爲めにいや／＼ながら働くのでなくして、進んで國家の爲めに働くのであると云ふ觀念を以て不良の心掛などは毫も起してはならぬ。我々も國家の爲めに働くお前等も國家の爲めに働くと云ふ考へで夫々役人の指揮監督の下に働いて呉れと彼等の行動を賞し且つ激勵したのである。前から度々訓授して居つたのであるが彼等は能く其精神を以て従事したので、一人の事故なくして済んだのであつたが、戒護の方に於ける責任者たる警守課長も時々見廻りに來る位のものであつて、建築場の専任看守長や看守部長、看守諸君は熱心に誠實に其本分を盡くして呉れて建築着手後三年間は逃走者を出さなかつたのである。同時に建築を開始した他の監獄では何れも建築着手當時より屢々逃走事故があつたのである。幸に千葉は其れが

なかつたのであるが建築も可なり出来、周囲の煉瓦塀も表門を除くの外全部出来上つた三年の歳月を經過した或夜、初めて其周囲塀に建築材料を足代として一人逃走した事故が出来たのである。之れは一は職員が周囲塀が出来上つたと思ふて自然に幾分精神の緊張を缺いたものであつたと思はれ、私は甚だ残念であつた。私は戒護に於ける當面の課長ではないのであるが、私は甚だ残念であつた。私は戒護の全局に互つて私が指揮監督する譯でないから、辛い所に手の届かぬ嘆きはあつたのであるが、折角の美名を傷けられたとして甚だ残念に思ふたのである。中村典獄は建築開始後間もなく岐阜に轉任となつて、其後任として典獄高木光久氏が高松より轉任し、私は高木典獄を補佐して献身的の努力を爲して居つたのであるが、高木氏も此逃走に付ては大に遺憾を感じて居つたのであつた。(中村典獄は後監獄事務官法學博士小河滋次郎氏と共に、清國政府の行刑顧問として行かれ満期歸朝後大阪市に在任して居つたのであるが數年前逝去せられ、高木典

獄は私が長崎へ轉任して後、建築工事が殆んど全部竣工を見るに近き頃病氣の爲め逝去せられたのである)

工事施行に付て下水の排除方法や、低地に水の自然流るる關係上、敷地西方田面に接する部分に付て、地主より種々の陳情や、苦情の申込もあつて、大に困つたが此等の交渉や其下水疏通上に付て、水路を設くる等種々苦心したのであるが尙ほ一つ大なる困難事は、埋め立てたる部分(西方)の最も甚しき所は二十餘尺なるに、之れに於ける外塀煉瓦塀の基礎工事や、工場の基礎工事である。外塀の方は掘返して舊地盤下に十數尺の杭打工事を施し、其上にコンクリート工事を施してアーチ形の煉瓦石積にて基礎工事を完全ならしめ、其基礎上に外塀たる煉瓦塀を築いたのであるが、土盛りの中に埋伏せられたる部分が十數尺あるのであつて、アーチの基礎上よりの煉瓦積部分は三十餘尺に達して居る部分が可なり多いのである。此工事施行中其後方數十間を距る鐵道線路の汽車中より、其地下

工事のアーチの連続が如何にも美觀なるを望見するを得たるものであつて、當時之を見る人は驚いて居つたのであつた。

工場の基礎工事に於ては、之を悉く外塀同様のアーチ形煉瓦積を以て縦横に固むることは、工事として最も堅固なるべきも、斯くの如きことは豫算が之を許さず、百年を保つべき可成の完全にして費用の掛からざる方法を研究せなければならなかつたので、技術者も我々も大に研究し、或は専門大家の意見を聴き取る等のことを爲し、結局舊地盤下に杭打工事を爲し其上の地平面までの土盛りの間は、周囲及柱石下の部分は悉く石材セメント鐵道の柱立と爲して、其上に通してコンクリート工事を施して木造の工場を建てたのである。之れに付土木の學理や力學方面より研究したのであつた。當時千葉縣の土木課長は私に向て大分千葉監獄の建築で技術の研究も出来た様であるが、其れならば技師にもなれるであらう。轉職しては如何にやなどと諧謔も交へた様のことであつた。

熊本刑務所並元三池刑務所收容中死亡者追弔法會概況

明治三十六年三月勅令第三十五號を以て監獄官制を發布せられ、明治三十六年四月一日より監獄は司法大臣の直轄となつたのであつて、私は其儘看守長に任ぜられ千葉監獄の第一課長兼第三課長を命ぜられ建築工事主任をも命ぜられて、從前の如く不相變多忙裡に執掌して居つたのである。

國庫支辨になつて始めての監獄建築であり會計検査院に於ても、監獄の建築費に於ける會計検査上に付て研究して置かなければならぬとて、當時會計検査に來られたる検査官伊藤高行氏(其後數年後故人となる)と、帳簿整理や其他に付て互に意見を交換し方法を研究したのであつた。

當時千葉監獄の建築は工事の施行に付ても、事務の整理上に付ても、模範とせられて居つたので各方面より視察研究があつたのである。(以下次號)

九月二十三日秋季皇靈祭日をトし在所

中死亡者追弔法會を舉行せり當日は特に佛前を莊嚴にし收容者一同を教誨堂に集め午前八時三十分より式を開始す導師として熊本縣八代郡八千把村大谷派德敬寺住職土生重榮師の出仕を得熊本地方裁判所長、並檢察正及香川、石橋判事、桶山、中國、増田、牧野檢事、熊本醫科大學佐々木教授、鳥巢事務官、其他多數の來賓と職員列席先づ教務主任より收容者一同に對し追弔法會舉行の旨を告知し土生導師本派本願寺熊本教區管事利國師及教誨師一同法要勤修あり終つて所長の焼香弔辭、來賓及幹部職員、收容者總代の焼香弔式を了す此間列席收容者終始敬虔の意を表し容儀を正し滿堂寂として聲なく感極て暗涙に咽ぶ者あり斯くて十一時四十分

終了す。

因に收容者一同に對しては供物の饅頭を給與し且副食物を増給し追弔供養を記念せしめたるに一同感激追弔の意を表したることを認めたり。



刑務教誨事業研究所開所式

東西兩本願寺の主宰する刑務教誨事業研究所にては、今回教誨事業に關する講習を開催することとなり、全國刑務所中より講習生を選抜し、十月一日午前九時から刑務協會樓上に於て開所式を舉行した。司法省側からは、鹽野行刑局長、秋山保護課長、正木、池田、岡、東の各書記官、芥川衛生官、佐藤、岡部、吉田の三刑務所長、伊藤刑務協會主事、本願寺側からは、岡部輪番、沼波顧問、本多教誨事業研究所長代理、高濱社會課長、山崎社會部長、岡寺贊事等出席、開會の辭に次ぎ、鹽野行刑局長は一場の祝辭を述べ、更に左の訓示をなした。

所から選拔されて、こゝにお集りになつたわけでありますが、承れば講習會は、教誨師として當然に心得おくべき行刑法規、訓令の類は勿論、社會思想、社會政策等いはゆる社會常識一般に亘り、苟も教誨事業にとつて參考となり資料となるべきものは舉げてこれを講述し、從つて講師の方々も亦、それ〴〵各部門の専門家を始め、廣く社會知名の士を招聘して教誨事業の研究に遺憾なきを期せらるゝとのことで、これは諸君にとつても、まことに絶好の機會であると考へらるゝのであります。諸君は教誨事業に對してはすでに、相當の知識と經驗とを有つてゐる、方々であり、さういふ方々が、本講習會によつて更に一層の力がきをかけ教誨師としての識見を高め、信念を深うせらるゝ機會を得られますことは、諸君御自身にとつては申すまでもなく、行刑當局としても、此上なく喜びとするところでありまして、

思ふに諸君が將來教誨師として職務を執らるゝについては、二種の意味に於てその責任が重大なのであります。國家の官吏として、受刑者の改過遷善に努力するといふ公的の責任の重大なことは勿論であります。諸君はその外に、諸君の先輩に對して尠からぬ責任を負ふてゐるのであります。今更申すまでもなく、わが國の教誨事業は、大体に於て諸君の先輩の方々によつて、築き上げられたものであります。申さば教誨事業のうちには諸君の先輩によつて創められ、傳へられてゐる傳統的精神が燦として輝いてゐるのであります。而して諸君も亦、この傳統的精神を承けついで、更に一層その光輝を發揮して行かねばならぬ義務を負ふてゐるのであります。

るのみならず、諸君の先輩が多年に亘つて折角築き上げた傳統的精神を、形の上で崩壊さしてしまふやうな結果となる虞がなしとせぬのであります。と申すのはこの行刑教誨のことは、從來こそは最も多く、諸君の先輩の方々の傳統的事業の如くになつてゐましたが、その後行刑思想の推移等から今日では、宗教家以外の他の教育家、教化事業家並に精神家といつたやうな人々から、一つ行刑教誨のことを手傳はうではないか、といふやうな申出もないではなく、といふよりも現にその幾分はすでに事實となつて當局に對し考慮を求めつゝあるのであります。否たゞに宗教家以外の方面からばかりではなく、ひとしく宗教家であつても他の宗派から、やはり行刑教誨のことにたゞさはりたいと希望して來る向きが相當に多いのであります。それ等の人々の中には、刑務所内の教誨事業を一家一派のものに任しておくのは不都合ではないか、とさへ申してゐる人もあるのであります。

ます。

元來私の考としては、宗教家以外の人々必ずしも不適任といふではないが、受刑者教誨の根本義から考へて來るゝと教誨事業は最も多く宗教の力に待たねばならぬものであると固く信じてゐるのであります。言ひかへれば、宗教家であつてこそ始めて教誨の實務を完全に果し得るものであると確信してゐるのであります。たゞこれを一家一派に限るとすれば理窟上勢ひ他の宗派の折角の希望を拒否するの結果となるのでありますから、その點自ら又議論もあることでありませうし、拒否するについては、當局としても、實はやゝ困難を感じてゐるやうな次第であります。

しかしながら、前にも申す如く、わが國の教誨事業には、諸君の先輩の方々の傳統的精神がこもつてをり、事實又、諸君の先輩が、多年の間、この事業のために盡されたる努力と功績とは顯著なものがあつて、現在又好成績を挙げられつゝある今

日、いかに他の宗派からの希望があつたからとて、當局としては、みだりにこれを受け納るゝことも出来ないことでありそれに又、教誨事務の統一を計る上からいつても左様なことは望ましからぬことなので、他派の方々に對しては、御氣の毒ながら固くお斷りしてゐる次第であります。ですがそれといふのも、諸君の先輩が、現に好成績を挙げられつゝあればこそその話であつて、事業の後繼者である諸君の成績が萬一にも香しからず、諸君の先輩の折角の功績を裏切るが如きものであつた場合には、當局としても、必ずしも右の決心を持続するものとのみは言ひ難く、諸君としても亦、從來の傳統ばかりを楯にとつて、その地位を維持することに甚だ困難を感じらるゝだらうと思ふのであります。その意味では諸君は諸君の先輩に對してと同時に、諸君の後輩に對しても責任があると言はねばならぬのであります。で、諸君は須く、この當局の苦心と諸君の先輩並に後輩に對す

る自己の責任の重大なることを痛感せられて、確たる決心と覺悟とを以て、將來教誨事業に向つて進出すべき十分なる準備を、この機會に作つておくことに努力せられたのであります。かくしてこそ、東西兩本願寺が、特にこの講習會を開催せられた趣旨も全きを得ることでありませうし、旁々當局としても、満足を感じ得ない譯合ひであります。

いろ／＼な説も出て來ませうが、現在の社會生活に於いて、宗教は尙ほ絶対に必要である、と私は素人ながら固く信じてゐるのであります。御承知の如く、十八世紀以來、泰西に於ける科學の勃興と共に、いはゆる物質文明なるものが非常なる發展を遂げまして、その結果、現代人の大多數は、偏に科學思想、物質文明に心酔眩惑して、宗教といふやうな方面はやゝもすれば度外視してかゝる傾向があり、甚だしきは、宗教は阿片なりなど申すものさへ出てまゐつたのであります。思ふに科學の無限の發達は、將來或は、

大宇宙の法則と力とを征服し支配する日を招來するかも知れませぬし、又吾人類としては、その日のあることを希望するものであります。しかし左様な時代が果していつやつて來るのであるか、幾千年後であるか、幾萬年後であるか、殆んど豫測はつかないものであります。しかしかりにさういふ時代が來るとすれば、それはいはゆる神人一体の時代とも申すべきもので、その時こそは、科學と宗教若くは智識と信仰とが渾然として一致しその各自の獨立的存在を、特に必要としないことになるのでありませう。しかし現在の所では、科學の發達といふも實はまだ幼稚なもので、科學が宇宙の力を或程度解決し得たとしてもそれはほんの一部分にしかすぎず、神祕の世界は尙ほ遙かに遠く、殆んど無限に展がつてゐるのであります。即ち宗教の領域は尙ほ無限に大きいのであります。ひとりそればかりでなく、今日物質文明の旺盛であるといふそのことが、實は宗教の使命を

蔑にすることにはならずして却つてそれに期待すること一層多からしめてゐるのであります。といふのは、物質文明の流行は反面に於て徒に人間の物慾を旺盛にし苦悶煩悶を増加せしめてゐることは争はれぬ事實であり、而してこれが匡正救済の任に當るものは、又宗教家を措いて他になのである、と私は確信してゐるのであります。それにも拘らず、從來宗教といふものが世間一般からいかに考へられてゐるかといふ問題になりますと、これは現代人が餘りにも物質文明に陶醉してゐる結果であつて、罪はむしろ現代人の方にあるかもしれませぬが、とにかく現代人が宗教といふものを非常に輕視してゐることは又否むべからざる事實であります。極端にいへば、宗教の精神はすでに亡んで、その形骸——寺院と葬具店のみが残つてゐるといふやうな感を、やゝもすれば世人に懷かせる如き狀態に在るのではないでせうか、私はそれを悲しむものであります。

願ふに現代は、宗教家の大に奮起すべき時であります。宗教家は宜しく、宗教本來の根本義に則り、更に現代に適はしき形態を以て、積極的に時代に働きかけて、煩悶苦惱と惑亂混迷の裡に喘ぎつゝある現代社會をそこから救ひ出すことに努力すべきであらうと考へられるのであります。天地自然の大きな力、即ち御佛の力を深く認識し、信仰する宗教家にして始めて、この大使命を果すことが可能なのであります。もし宗教は阿片なりといふものがあらば、須く百尺竿頭更に一步を進むるの覺悟を以て、その阿片を精製してモルヒネとなし、この病める現代社會にこれを注射して、以て生命の復活をはかるべきではないでせうか。病める社會は、更に多くの病める人々——犯罪者は心の病める人々であります——を生むのであります。人を善に導く教誨師として、宗教家が最も適當であるといふのは、一にこの所以に外ならぬのであります。

さういふ意味の二重にも三重にも重大なる責任を、諸君は教誨師として背負つてゐるのであります。人を精神的に救済することのいかに困難な事業であるかは古來殆んど傳統的に言ひ傳へらるゝところであつて、大聖の人といへども尙ほ難しとするところであります。況してや刑務所に収容されてゐるもの、大部分は、前に申した心の病めるもの、即ち多少變調、變質の人々と見てよいのであります。それ等の人々の、心性を陶冶涵養して、いはゆる改過遷善の實を擧げるといふことは、思ふに難事の中の難事でありまゝです。だがそこにこそ、常人を越えて、高き心境を有してゐらるゝ、善の宗教家として、自己の使命に對する誇りがあるのではないかと思ふのであります。

を裏切ることのなきばかりでなく、更にその事業の良き後繼者として、その傳統的精神に一段の光輝を添へらるやう、十分努力せられんことを特に希望いたします。右本講習會の開催せらるるに臨み、行刑當局として、一言蕪辭を述べた次第であります。

次で、秋山保護課長は、來賓を代表して左の挨拶をなし、終つて午前十時閉式した。

僭越ながら來賓を代表して申上ます。今回刑務教誨研究所の事業として、講習會を開催することとなり、今日ここに開所式を舉行せられますことは、まことに刑務所教誨の前途のために慶賀に堪えぬ次第であります。

諸君は、全國各刑務所の教誨師の中でも、新進氣鋭にして且つ最も成績優秀なる人々として選拔され本講習會に於て更に一段の力がきをかけらるゝ機會を得られましたことは、わが國の教誨事業のため又諸君の前途のために平にお喜び申上

げると同時に、私はこの機会に於て、多年行刑教誨のために、尠からず犠牲を拂つて來られた東西兩本願寺の幹部の方々に對し、敬意を表する次第であります。申すまでもなく今日の行刑は、教化主義、教育主義の下に立つてゐるのであります。否端的に、行刑の目的は教化、教育に在ると申しても差支ないものであります。ですから、多くの行刑事務の中でも教誨の事務は、最も重要なものであり、又最も意義深きものであります。従つてその事務に従事してゐる教誨師の地位も亦、刑務所内に於て特に重要なものとなつてゐるのであります。勿論今日に於てすでにさうであります、將來に於ては一層その地位の向上を計つて、名實共に行刑の中心たることを期せらるべきであります。而してその責任は一に諸君の双肩にかゝつてゐるものと考へらるゝのであります。

しかも私がこゝに特に申し上げたいのは教誨師の地位を益々向上させねばならぬといふのも、實はその職責の重大なるがためである、言ひかへれば、教誨師の職

責が重大であればこそ、その地位がますます向上し、重要視されるに至るのであるといふことであります。

殊に近來は、世相の險惡と共に、いはゆる思想犯人なるものが非常に増加してまゐり、全國に亘り實に多數のものが、起訴、収容されてゐる状態であり、これがこれ等の犯人を教化するといふことは、實に困難な事業であります。しかも思想犯人は、將來ますますその數を増加し來るの傾向がありますので、従つて教誨師の負擔も、亦ますます倍加してまゐるのであります。然らば近き將來に於て、教誨師の頭の中の大半は、この思想犯人の教化轉向の問題によつて支配されるに至るのではあるまいかとさへ豫想するものであります。

思想犯人は他の犯人とは異つて、智識階級に屬するものが多く、従つて智識や理論には相當長けてゐるので、教化の困難さも主としてこの點に存するのであります。

これは思想犯人には限りませぬが、思想犯人に對しては特に、教化の前提として、先づ相手方の信頼を得ることが必要

であり、それには、智識なり人格なりの點に於て、相手方に立ち勝るだけのものが自分になければならぬのであります。こゝに於てか教誨師の方々の負擔と責任とは頗る大きなものとなつて來るのであります。社會のあらゆる事物、状態に對して常に鋭敏なる研究を怠らぬこと、自己人格の陶冶に對する不斷の努力をつゞけること、苟も教誨師としての職務を忠實に行ひ、その地位の向上を計らうとする限り、この二つの條件が、否でも應でも要求されてまゐるのであります。

刑務教誨事業研究所が、今回、諸君の如き優秀なる人々を全國の教誨師の中から選拔して、茲に講習會を開催されるといふ趣旨も、全くこの點に存するのであらうと存するのであります。どうぞ諸君としても、深くその趣旨の存するところを考慮され、たとへ講習の期間は短くともこれを十分有利に利用する、ことに努力されたならば、啓發される、ところ又多大であらうと思ひます。そしてその十分なる準備を提げて、將來刑務教誨のことに従事され、寧ろ當局の方々の期待以上に、立派な効果を擧げられんことを特に希望いたします次第であります。

第二十四回刑務官練習所開所式

第二十四回刑務官練習所入所式は十月一日午前十一時から刑務協會樓上に於て舉行、鹽野練習所長を始めとして、正木、岡、東、池田の各書記官、芥川衛生官、黒川會計課長、佐藤、岡部、吉田、河邊の各刑務所長、伊藤、大原刑務協會主事、印南講師等列席の上、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、鹽野所長より、新入練習生に對し、左の意味の訓示をなし、終つて伊藤主事の挨拶を以て閉式した。

本日第廿四回の刑務官練習所開所式をこゝに舉行いたしますことは、私の大に喜びとするところであります。

諸子は、全國の刑務所に於て、常に第一線に立つて働いてゐる刑務官の中から

成績優秀の故を以て、特に選拔されて當練習所へ入所された人々であり、中には遠く臺灣、朝鮮の方面からも、幾人かのやはり成績優秀の方々が集つて來てゐる、のであります。で、諸子としては、すでに相當の年月、行刑の實務に經驗を有してゐる、上に、一面に於ては、書籍、雜誌等で、智識の方面にも十分研究を遂げてゐる、でありませうが、更に當練習所に入つて、行刑に關する法令訓令等の解釋、適用のことは勿論、行刑の觀念、方針、目的等についても、一層丹念に頭に入れ、傍ら、現下社會の實情各般の施設等をも實地見學して、刑務官としての素養を十分豊富にすることに努力せらるゝ、ことでありますから、諸子としても、希くは折角のこの好機會を無意味に終らせるやうなことなきやう、しつ

かり心の腹痛をしめて御勉強あらんことを御願ひいたすのであります。

當練習所に於ける先生方は、實務の方面に於ても、學問の方面に於ても、何れも現代第一流の方々であつて、しかも諸子に對しては、懇切丁寧に御講義ある筈でありますから、諸子としても、諸先生方に對しては、十分の敬意を表して、片言隻語といへども聞き洩らすことなく、十分の注意を以て御講義ありたいのであります。

智識や筋道のことは、書籍その他書いたものを見れば判る、と一應は考へられますが、しかし身親しく諸先生方の聲に接し、御話を承ることは、文字で見るとは又自ら異つた趣きがあり、効果の多いものであります。先生方の口づからの御講義は、書籍にあるやうな單なる智識の羅列や説明ではなくして、先生方の有つてゐる、思想全部のあらはれ、端的にいへば、先生方の人格の表現に外ならぬのであります。先生方の肉聲を通して、先生方の人格そのものが、自

らにしてそこに出てまゐるのであります。この點が、書物で學ぶのとは又ちがつた人格的影響による貴重な効果でありまして、幸にして諸子は、今回その機會を得られたのでありますから、ひとしく先生方の講義を承るにしても、書物や雜誌によつて學び得る程度以上のものを、そこから汲み取ること心がけられたいのであります。書物で讀むのも、講義を聴くのも結局同じである、といふやうな謬見を有つてゐては、この練習所の効果も、或は半減さるゝであらうことを恐れるのであります。

當練習所は學科以外に、各方面の實地見學の時間も豫定してありますが、これ又、刑務官として忽に出來ぬ大切な修業であります。先づ東京の四大刑務所でありますが、この四大刑務所は、それ／＼異つた使命の下にそれ／＼の實務を行つてゐるのでありますが、そのもやうを實地見學することは、諸子の將來の執務上に直接參考となること多々ありませう。その他、帝都に於ける各種の標本的施設

や、社會情況等を見學して、見聞を廣め識見を高むることに努むるも、刑務官として、忘れてならぬことあります。折角の見學を、遊山同様に心得て、たゞ見て歩きさへすればいい、といふやうに心得てゐては、困るのであります。一事を見、一件を聞くにつけても、見聞を廣め識見を高める、といふ心がけを以てこれに臨めば、得るところ頗る大なるものがあるものであります。期間は僅か二年にすぎぬであります、各自の心がけ一つで二年分三年分の効果を収めることも出来るのであります。

行刑上の智識も經驗も、又識見も勿論必要であります、それ等を綜合して、刑務官として最も念頭におかねばならぬものは、結局、各自の人格といふことでもあります。言はゞそれが、刑務官としての最終の目的でなければならぬのであります。

申すまでもなく、行刑の目的は教化に在ることであり、刑務官たるものは、日常身親しく收容者に接觸して、これが改

過遷善に努むべきものであります。行住坐臥、刑務官の言行は、悉く收容者に何等かの影響を及ぼさぬはないのあります。ですから、平生身親ら、心を正うし身を修むることに心がけなければ、刑務官としての職責を完全に果すことは出来ないものであります。殊に諸子は、第一線に立てる全國の刑務官中でも優良な人々であり、又當練習所を卒へて、再びそれぞれの任地に歸られた曉には、刑務所内に在つても、相當重きをなすべき人々であります。さういふ人々であつて見ればたゞに智識、實務に長けてゐるといふだけでは未だ足りないもので、それ以上に、どうしても人格的に重きをなさねばならぬのであります。收容者に對すると同様、同僚に對してもさうであります。

人格の向上といふことについては、當練習所に於ても特に重きをおいてゐることであつて、例へば諸子の成績を決めるについても、單に試験の成績ばかりではなく、合宿所に於ける素行、講堂内に於ての態度、並に同僚間との交際といったや

うに、人格的方面のことも十分に參酌して決定することになつてゐるのであります。又講習科目に特に倫理、道德に關する講話を附け加へておきましたのも、その點に何程でも裨益せしめんために外ならぬのであります。尤も人格の向上といふことについては、何も練習所に入つたから、入らぬからの問題に拘らず、刑務官として、寸時も忘れてはならぬことでもあります。私としては、當練習所の開所式に際して、特にこの問題を高調しておきたいのであります。人を教化する前に

先づ自らの向上を計る、といふことが、刑務官の職務を行ふ上の第一要件であり従つて出世の第一歩である、といふことを、この改まつた席上で、特に申述べることを適當と考へるのであります。大東京成立と同じ日に、當練習所の開所式が舉げられ、旁々幾重にも目出度きこの記念日が後日の思出の種となり、あゝあの時の練習所長の話は、人格の向上に努力せよ、といふことであつたなア、そのことを長く頭の隅に納つておいて、常にそ

の事に心がけて下されば私の望みは足るのであります。

合宿所内のお世話については、刑務協會の主事を始めとして、實際上の監督は市ヶ谷所長並に典獄補の御兩所によく御願ひしてありますから、その命令を守つて、間違なきやうに注意されたいのであります。又吳々も申したいのは、季節が追々寒さに向ふ折柄でありますゆゑ、健康に十分御注意されたいことであります。

九月恒例茶話會

刑務協會恒例茶話會は、九月二十四日午後一時より協會樓上に於て開催、吉益醫學士の「夢について」の講演の後、餘興として神田伯龍氏の「應舉の幽霊」の講談があつて、午後四時散會した。當日の出席者は左の如し。

(行刑局) 塩野季彦、土橋惣太郎、金

す。外出中の飲食のことは勿論、又餘りに勉強して神經衰弱になるといふやうなことのなきやうにされたいのであります。從來の例でも、神經衰弱になつたり又甚だしきは、精神に異狀を呈するといふやうなことも、稀にはあつたのですがそれでは練習所に入つた甲斐がないのであります。その點各自に於て十分御注意あらんことを希望いたします。

一言、祝辭に代へて、婆言を呈した次第であります。

田榮三郎、井川信一、塩見市郎、三宅定男、布施寛三、久保田眞太郎、兒玉弘、(市谷) 佐藤乙二、今里末作、横山和義、大橋大秀、(巢鴨) 松岡哲、彌永熊雄、長谷坊正壽、渡邊直、古田圓正、關田敬時、榎本高義、無盡聲、島田源藏、本多鏡次郎、高山義雄、遠藤喜代治、(豊多摩) 山田寛、安東荒

喜、小川太郎、杉藤豊治、藤井義海、神酒澤孝四郎、藤井豊一、萩間友榮、惠秀光、山下久雄、山本實、西村京一

(浦和) 上田茂登治、水上友吉、清水重光、早坂力之輔、(小菅) 富井隆信、宮田長之助、武子喜久治、阿部庄三郎、喜島與一郎、瀬田忠四郎、村上鶴太、(横濱) 多治比宗興、野手甚之助、小山博、秋山保、豊田作治郎、松澤々次、吉岡友男、朝倉早苗、茂木三之助、山脇菊太郎、二色米藏、(千葉) 野口堯尙、鈴木英三郎、古屋盛安、北島顯夫、廣瀬一英、(甲府) 須藤善一郎、東山恵雄、渡邊清次、小柳甚太郎、小宮山延右衛門、(宇都宮) 關川重雄、藤本泉岳、米陀市藏、鈴木秀松、廣田豊、舟山信吾、(長野) 林秋藏、堀内義雄、(前橋) 佐藤忠一、木村元吉、栗原千吉、宇野篤、(八王子) 津島淺、井上惣三郎、龜山武夫、平野敦一、森田一平、(小田原) 遠藤勝三郎、一寸木忠右衛門、保貞良、(水戸) 牛島麟、渡邊末太郎、(静岡) 川村次郎、(川越) 吉田綱紀、沼田平助、大庭猛

雄、(其他) 和田忠壽、金田靈堂、香川又二郎、沼波政憲、杉山爲治、長谷川喜

一、和田千杉郎、矢野亮、松崎與三郎、藤澤正啓

十月恒例茶話會

十月二十二日午後二時より、刑務協會樓上に於て茶話會を開催、東京朝日新聞經濟部福井文雄氏の「金再禁止後の爲替及物價について」の講演につき、春風亭柳橋氏の落語「天災」を聴き、爆笑裡に午後三時半散會。出席者は次の如し。

(行刑局) 塩野季彦、仁科正次、土橋惣太郎、金田榮三郎、塩見市郎、久保田眞太郎、布施寛三、印南貞一、三宅定男、井川信一、(市谷) 佐藤乙二、大坪春治、富永宗範、今里末作、佐藤備六郎、大橋大秀、落合岩藏、田中智、小池正雄、丹野智、給前徳三郎、(巢鴨) 泉顯彰、原卓一、渡邊直、野崎重雄、奥山忠七、竹津眞一、高田小兵衛、工東寅信

淺田松太郎、照井喜久治、金子一、若林善三郎、渡部唯、萩原幸、大山金三郎、(小菅) 福山福太郎、武子喜久治、安藤定美、宮田長之助、箕浦良縁、若林金延工藤貞雄、鈴鹿寛一、川名米藏、高野虎松、(豊多摩) 安東荒喜、小川太郎、杉藤豊治、藤井義海、二場實俊、加藤孝精、神酒澤孝四郎、(浦和) 上田茂喜登治、小林利吉、水上友吉、難波哲雄、平分徳太郎、鈴木元市、栗原勘三郎、(横濱) 萩生治雄、小山博、瀧澤齋、清庸三、山内永吾、宇野海、本吉治雄、石垣五郎、仁禮修一、五十嵐正勝、宮田茂、伊藤二三男、(千葉) 馬場治作、若林林平、岡本惟秀、土屋徳三、伊藤長吉、(宇都宮) 田代佐四郎、小堀廣司、岡田利、市



海外異聞録

◇脱獄の天才獄死す

一八七六年九月僅か十四才で殺人罪を犯しマサチューセツツ州チャールスタウン刑務所に投獄されて以来、世界犯罪史上稀有の天才的脱獄囚徒として知られた兇漢ジニス・ボメロイは過般ブリツチウオリター刑務所に於て、心臓麻痺を起し絶命した。享年七十四である。

一セツツ州知事ウィリアムガストン氏が死刑の執行に反対したため終身懲役に減刑された。併し彼は刑務所で與へられる一切の器具を脱獄用に供するといふ天才的技能を有することゝ判明し爾來食糧と書籍以外は何物も供與されず他の囚人から完全に隔離され獨房に閉ぢ籠めらるること半世紀に及んだ。一九二九年チャールスタウンからブリツヂウオリターの刑務所へ移送される時、初めて二十世紀文明社會の光を瞥見することが出来たが、市中を疾驅する高架鐵道や自動車等を見て「一体馬が世の中に居なくなつたのですか」と眼を回くしたと云はれ

る。一九三〇年六月頃から流石の兇漢も寄る年波に兎角健康勝れず、遂に半世紀の獄中生活を終へるに至つたものである。

◇金庫破り至急入用

米國イリノイ州ジョリエツト市、カソリック教會のキーテング牧師は、州監獄に金庫破り名人囚の派遣方を請求したが、その請求といふのが變つてゐる。同牧師は教會の金庫の符號を忘れた爲め、一生一度の智恵をしぼつた揚句が右の次第なのであるさうだ。

◇模範囚人カボネ

アメリカカギヤング團中のナムバーワンたる暗黒王アル・カボネは脱獄のかどで十一ヶ年の懲役を申し渡され、去る五月以來アトランタ刑務所に在つて、ありし日の王侯を凌ぐ豪奢生活とは打つて變つた

佗しい朝夕を送つてゐるが流石ギヤング王だけあつて最初の間彼に面會を要求する者は一週間に三千人といふ有様でアトランタ刑務所始まつて以來のことであつた。彼は現在は獄内の靴工場に働いてゐるが、看守の命令によく服従し模範囚人として、典獄からも愛されてゐるとのことだ。刑務所の食物も入獄當時は非常に嫌ひ、美食癖から容易に脱し得ぬらしかつたが、近頃は他の囚人と同様粗末な食事を待兼ねる有様だといふ。神出鬼没の彼も人の世の秋の衰れをしみじみ悟る日が來たものといふべきであらう。

◇飛行機で囚人の輸送

米國のミネソタ州レッドツツ郡警務官エル・ジー・カイス氏は自家用飛行機を使用し、これによつてしばしば囚人を護送する。カイス氏自

分で機を操縦し得るのだが囚人を護送する時に限り彼の操縦士ジャック・ロビンソン氏をして機を操縦せしめ、自分は専ら警護につとめるとは新しくなつた。

◇手にかけた殺人 實に四百件

ギャングの都シカゴの暗黒街一方の親分で「笑ひながらの人殺し」といふ異名を取り恐怖の的となつてゐたフランク・マツカーリンは、過般來肺炎を病み入院療養中であつたが、ギャングの最後として珍らしくベットの上で遂に大往生をとげた。マツカーリンは四百件以上の殺人事件に手を下したと云はれてゐるが、一度目をつけた相手は必ず自動車のドライヴに誘ひ出して息の根を止めてしまふと云ふ、所謂「片道のドライヴ」なる殺人方法はマツカーリソンが發明したものとして知られてゐる。

◇警察ラヂオの成績

警察ラヂオについて最近米國で發表された統計によると各警察署呼出に要する時間が一分二秒、ラヂオによつて逮捕した犯人は一萬二千六百七十六名、被害者へ返還した物件の總金額は三十八萬六千九百五十三弗、此外に二百六十台の自動車がある、ラヂオ設備を有する警察自動車二千二百五十五台、警戒區域二萬八千九百九十方哩、この區域内の居住者三千二百五十八萬五千人——これは人口十萬以上の都市に於ける今春までの總計であつて小都市でも犯人逮捕數四百五十三名、取戻した金額三萬四千八百六十弗に上り、交換した電話數の總計は十六萬六百六十八に達してゐることだ。

◇波蘭の「殺人屋數」

緣起の悪い屋敷は何處にも

あるが、これは通行人も震ひ上つて駆け出す程の「殺人屋敷」だ。それはポーランドの首都ワルシャワのソレグ街七十一番に存在するが、その無氣味な家では二年程前父親が妻子五人を殺害し自分も自殺して死んだ。その後在郷軍人が發狂して自殺、お次は噴嘩の傷害二件最近細君が睡眠中の御亭主を殺害したので「殺人屋敷」の名聲がいよいよ高くなつた。

名畫破りへの刑罰

パリのルーヴル博物館でミレーの傑作「晩鐘」が精神異常者らしい一技師のために鋭利な刃物で畫面を六ヶ所まで無残に傷けられた事は、この畫が各國で非常に馴染まれてゐるだけに、どこの國をも動かさず驚かした事だつたが、同博物館ではその後専門家を多數集めて修理法を研究の結果、切離された各部分を寄せ集めてゴムで固め、美しい紗の布で新しい下地を作り、その後傷口を見えなくするため繪の具で本格的修理を施す事

になつたとの事であるが、非常にかゝる仕事で約二ヶ月位はかかるさうだ。一方既に起訴された犯人ビエール・スウィラルにはどんな判決が下されるか、各方面の注意を惹いてゐるが、専門家の鑑定で彼に責任があると斷定されれば、當局は今後この犯罪を防止する爲め最大限の刑罰たる懲役七ヶ年に處するものと見られてゐる。なほ、それについて思ひ出されるのは有名なレオナルド・ダ・ビンチの傑作「モナリザ」窃盜犯人で、彼は五年の懲役を宣告されたのであつた。

◇片手運轉の御法度

米國ロサンゼルスにスライ君、自家用自動車で愛人を助手台に乗せ、片手をその肩にかけ片手ハンドルの氣になつてドライヴ中警官に發見され法律違反の廉で一ヶ月の監獄行を申し渡された、官憲の言ふのには疾走中の自動車は戀の場所ぢやない、片手を女の肩にかけるなぞ怪しからんといふにある。

選句所感

山風君の「風冷えて」の句、今月集つた數百句の中で先づ一番光つてゐたので、天位に据ゑた。感受性が極めて鋭敏に働いてゐるところがある。所謂秋日和の穏かな日も、夕方になると急に風が立つて來るが、その風は肌に沁みるやうな冷めたさを持つてゐる。晝の間は弱いながらに明るく輝かしい陽に白銀の波のやうに光つてゐた尾花は夕風に吹き立てられると、晝の間のその輝きを失つたばかりでなく、何となく慌しさ、騒がしさを見せて、小止みもなく搖れ立つてゐる上に暮るゝに早い秋の暮色は刻々と迫りつゝある。そして、夕風の冷えの中に暮色が深くなればなるだけに、尾花の色は白く冷たく浮き立つて來るのである。それは深い秋を宿した冷たさであり白さであることをハッキリと思はせるまことにさびしいものである。表現もよく引き緊つて何處にも緩んだところのないものである。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
用紙官私製葉書

編輯部選

天	地	人	秀逸	佳作
風冷えて尾花に迫る暮色かな	木の實落つる音冷かに石の上	秋風や二階に目立つ白障子	舟隅に一つ残りし海鼠かな	供へ物机上に更けし無月かな
豊多摩山風	網走湖月	横手晡遊	朝寒や山門出づる行脚僧	庭萩や小猫かくるゝ鈴の音
			甲府府	大曲
			金澤府	大曲
			華吞	華吞
			白洋	白洋
			雨聲	雨聲
			江	江
			遊	遊
			村	村
			水戸	水戸
			北支	北支
			麥	麥
			ふ	ふ
			る	る
			た	た

潮月君の「木の實」の句も、天位に比して遜色は見出し難い、殆ど伯仲の出来である。これもおなじく感受性の鋭敏さをおもはしめるものである。併し前者は視覺に生きるもの、これは聽覺に生きるもの、の違いがある。秋深い林の中を歩いてゐるとさまざまの木の實が、自然に落ちてゐる。梢の葉にあたる音がして、この微かな音にも林の深い靜寂が破られることがよくある。少し大きな實は葉にあたる音も大きく、鳥かと思はず見上げるやうな事もある。また葉には觸れずに、樹下の落葉の中に直接に落ちるものもある。こんな時には獸でも出たかと足をとめたりする。併し此句の作者は石の上に落ちた音を聴いたのである。それは梢の葉にあたるのや下の落葉をうつのはとは違つて、堅い音であるが、その堅い音の中に秋の冷たさが充分籠つてゐるのが感じられるのであつた。その音を聴いた作者の感じは堅い音といふよりはむしろ冷たい

音なのであつた。原作下五は「石疊」といふのであつたが「石の上」と添削した。石疊といへば宏莊なお屋敷の門内とか、街路とか、或は神社や佛閣などを連想する、その石疊に落ちる木の實であつても悪いことはないが、それよりも、其處にたま／＼あつた石とする方が句の活きる上に於いて効果的である。あちらこちらに時々落ちる微かな音がする中に、また／＼其處にあつた石の上に落ちて來た木の實があつて、その音に思はず冷たさを感じるといふのが、境地が特殊の瞬間的なるだけ効果を持つわけである。

町遊君の「秋風」の句、これも同じく感
 覺の纖細なものだ。落莫として秋風の吹き
 しきる日、陽は照りながらも風に光りを奪
 はれて淡く寂しく見えるものである。斯う
 した日には見るものゝ上に淋しさがつきま
 とふ。かと思ふと平家の多い中に交つた二
 階家の、その二階には眞白い障子が閉めて
 ある。秋風の吹く方に眞正面に向つた、そ
 の白い障子は目立つて見える。それだけ淋
 しさの中心をなす趣きがあつて、作者はた
 だ見過すことが出来なかつたのである。

落葉焚く 雛僧の眉美しき
茶の花や道ほそくと村に入る
茸狩や雑木山出て小松原
霧霽れてけはしき谷の紅葉かな
朝寒や監房開く鍵の音
稻舟や案山子も積めり荷の上に
賣られ行く馬嘶けり秋の風
縁先に笹の揺れある月夜かな
茜雲沼にうつりぬ渡鳥
郵便夫おどろの萩をまたぎ來し
行きずりの人なつかしむ萩の道
はぜ釣りに煙草のひまのなかりけり
殘菊に音して柿の落葉かな
裏街に秋蘭を煮る匂ひかな
宮城野の全き晴れや鳥渡る
取入の夜なべ仕事や雁渡る
稻城に隠れし家を訪ねけり
連發の銃の餌や秋の山
芒刈る音騒がしき廣野かな
祭禮の花火眺めて留守居かな
眼路高く渡る鳥あり午後の晴
木犀や縁には赤き唐辛子

甲府	市谷	同	同	鹿兒島	京城	秋田	福岡	同	京都	京都	宮城	群馬	飯田	宮城	豐多摩	飯田	小田原	横手	三重	名古屋	岩國
南	光	上	雨	末	雄	宙	守	榎	ま	水	清	豊	榮	裸	駒	五	一	孤	曲	梅	沈
				代					さ												丁
枝	庵	州	晴	志	心	象	峰	城	き	穂	風	岳	一	牛	生	風	峰	兒	汀	重	花

秋晴や地搗きの唄のきこえ來る
みのり田の案山子に馴れし雀かな
宮の鳩低く鳴くなり今朝の冷
張板をはこぶ日向や赤とんぼ
涸れ涸れの笈の水や敗荷
柿の實を落す鴉やそゞろ寒
蕃椒屋根に乾したる赤さかな
こほろぎに宿直の夜の明けにけり
秋の山影長くおく夕日かな
喰ひさしの柿捨ててある花野かな
山霽れて晝を時雨るる村の道
夕暮の背戸に音ある落葉かな
行く秋や濤に染み入る夕日影
零餘子拾ふ病後の君の足ならし
霰すぎて雲間に冴ゆる月白し
黄昏れし渡舟の空や渡鳥
朝庭や露に濡れたる葉鶏頭
秋の雲見出す峯に去來せり（登山）
夜の市に持薬もとめしそぞろ寒
柿一つ音して落ちぬ秋の晝
夜なべする母と對ひて夜學かな
枯松に高鳴く聲や朝の鴉

横橋飯大水大飯橘横
安東曲戸曲田通濱
宮崎東曲戸曲田通濱
山田口崎東曲戸曲田通濱
飯田澤重瀧重瀧重瀧
金澤重瀧重瀧重瀧
三重瀧重瀧重瀧
新瀧重瀧重瀧
八王子
樺白
福岡
大曲
飯田
長崎
横濱
三重
大阪
周阿保あ巖大紫紅燕狐愛綠中竹ひ奇刀麗蓮史靈花
漕つろ羅
仙雪山村三月峰し女洲峰山月菁潮陽鵬を秋子匣

叙任辭令

任保健技師(神戸)九給 平野武一

(九月二十六日)

小菅轉勤 看守長 木村元吉(前橋)

前橋轉勤 全 德田安温(福岡)

川越少年轉勤 全 奥田將(甲府)

甲府轉勤 全 越田利二(少川年越)

(九月二十八日)

名古屋轉勤 作業技師 秋保謹四郎(千葉)

千葉轉勤 全 馬場治作(札幌)

(十月一日)

死亡 支所長 出口米吉(支鳥所取)

(十月五日)

願免 保健技師 宇都宮四郎(高松)

任典獄補 大分支所長七等七級 鍵山俊治

願免 作業技師 鍵山俊治(集鴨)

鳥取支所長 支所長 千葉貢(支大所分)

(十月十五日)

朝鮮總督府看守長 長澤英雄(清州)
任朝鮮總督府典獄補 叙高等官七等
七級俸下賜 補公州刑務所清州支所長

(七月二十日)

朝鮮總督府保健技師 内田鈴藏(西大門)

昭和七年度施行朝鮮辯護士試驗受
驗者ノ身體檢査ヲ囑託ス

(八月二日)

朝鮮總督府看守長 山口千吉(平壤)

京城刑務所所在勤ヲ命ス

堀江清次郎(新義州)

平壤刑務所所在勤ヲ命ス

塚原豐二郎(京城)

新義州刑務所所在勤ヲ命ス

林丙勳(京城)

公州刑務所(清州支所)在勤ヲ命ス

朝鮮總督府監獄通譯生 安鍾淳(清州)

京城刑務所所在勤ヲ命ス

(八月二十二日)

叙位叙勲

(六月一日)

叙正七位 朝鮮總督府典獄 藤村喜一(光州)

全 全 山下良右衛門(釜山)

全 全 小丸源左衛門(咸興)

(六月十四日)

叙勲六等授瑞寶章 朝鮮總督府典獄補 渡邊豐(西大門)

(七月一日)

叙正六位 朝鮮總督府保健技師 安東進(光州)

叙從七位 朝鮮總督府看守長 友清里一(金山浦)

(七月九日)

叙勲八等授瑞寶章

朝鮮總督府看守長 黑崎善之助(平壤)

アメリカの理想

現在、我々の遭遇してゐる經濟難の餘りに大きく、ために、わがアメリカの傳統的理想たる箇人の自由と責任とを礎とする社會的並びに經濟的のシステムの妥當性と現實性とを疑ふ怯懦な人間があるの所以を以て、直ちに國家の統制に待つシステムに頼らなければならぬといふ理由は出て來ないのである。それは、個人の自發力を尊重するリベラリズム(自由主義)ではない、タイラニ(壓制政治)である。それは、自由と希望と機會との全く消滅し獨裁政治の下に人間を軍隊的に組織することである。固より人間は完全なものではないのだから、我がアメリカのシステムが完全に運用されてゐるとは、何人も言ひ得ないのである。とはいふものゝしかし、眞個の文明は、人間のレジメンテーション(軍隊組織)ではなく、むしろ却つて人間のフリーダム(自由解放)へと進んで行くのである。是れが我々アメリカ人の理想なのである。

米國大統領

ハーバート・フーバー



家庭頁

臺所經濟

食料品の選び方

經濟的營養攝取の秘訣

經濟的營養食品の選擇とはその價格が低廉であるばかりでなく調理も經濟的であり、しかもその實質においては營養豊富な食品を選ぶことでもあります。たとへば蛋白質をとるために獸肉を選ぶ場合、馬肉は牛肉に比して遙かに經濟的であり、しかもその含有する

營養素において何等劣るところがありません。また同じ牛肉でもロースと頬肉、頸肉または太股肉では營養價には大差ないが、價格においてロースが高いが他のものは安いのです。又含水炭素の給源として薯類をあげるならば、馬鈴薯の

如きは最も經濟的でこの條件を満足させます。更に吾々日本人主食の米の選擇において白米の代りには、芽米を用ふればいちじるしく營養能率を増進することが出来ます。脂肪にしてもオリーブ油の代りに菜種油を用ひ、無機鹽類にしてもりんあるひはカルシウムを得るために牛乳等を飲用するよりも、小魚等を骨まで食する方が經濟的なのであります。

分臺所の經濟にならうと思ひます。

經濟を考慮しない場合

經濟を考慮した場合

牛肉(ロース)	牛肉細切、馬肉
鯛、ヒラメ	イワシ、ニシン、大豆
卵	蛋白質
含水炭素	ゆり、片栗粉、馬鈴薯、甘藷、やまいも
脂	脂肪
オリーブ油	ごま油、なたね油、ラード、ヘツド
バター	
無機鹽類	
牛乳	ハゼのつくだに、シラスぼし、小アユ
小アユ	サクラエビ

ビタミンA

バター、卵黄、牛乳、肝臓、ニシ、牡蠣、クリーン、ハウレン草、ム、鰻、チーズ、肝油、大根葉

ビタミンB

牡蠣、くるみ、糖蜜、玄米、半、酵母、粉乳、搗米、胚芽米、大豆、栗、蕎麥粉、干海苔、小麦、胚子、小豆、トマト

同(抗脚氣性)ビタミン

牛肝臓、牡蠣、玄米、半搗米、鳥の心臓、肝、胚芽米、そば粉、臓、干ノリ、トマト、ハウレン草、キャベツ

ビタミンC

レモン汁、グ、夏ミカン、トマ、レーブフル、ト、大根、玉ネギ、イチ、オレン、ミカン、キヤベ、デ、ストロベ、リ、ハウレン草、燕膏

ビタミンD

干椎茸、活性、ニシン、サケ、エルゴステ、イワシ、肝油、リン(エリゴスリンに紫外線を照射したもの)

ビタミンE

牛肉、小麦胚子油、豚肉、芽米、ちぎ、燕膏、米胚子油、葉、小麦胚子、米胚子、小松菜

かやうなわけであるから、魚は鯛や平目でなければニシン、イワシの如き下等魚には營養素が含まれてゐないといふやうな謬見をもつてはならないのであります。

洗濯法

靴下の洗濯法

靴下も洗濯の仕方に よつて 随分そ

のもちが違つてくるもので、す。でこれから益々多く使用される毛の靴下の洗ひ方をお知らせしませう、毛の靴下は舶來品のよいのになりますと、洗濯しても縮まない加工がしてありますが、大部分のものは加工がしてないと見なければなりません。でそのつもりで洗濯をしますには、先づ靴下を石鹼水の中に三十分間位浸けて置き、それから泡が立つやうにふるひ出し、ます、その際決して手で揉んではなりません、生地をいためますから、たゞふるひ出すだけに止めて置いて頂きます、そしてよくふるひ出したら清水です、ぎ出し、すつかり石鹼分を取去つてから決して絞らずに、陰干しにして置きます、元來毛の汚れは上皮にのみ喰つ付いてゐるもので、すからふるひ出すだけで充分なのです、だから揉んだりゴシ／＼こすつたりなさる必要はありません、尙洗濯の際最も必要な注意は石鹼分を完全に濯ぎ出すといふことで、毛の靴下は新しいものでした二年三年と藏つて置いて先づ蟲は付きませんが洗濯したものは蟲が付き勝ちです、これは石鹼分が残つてゐて、それが濕氣を呼ぶからで、洗濯の際に石鹼分をよくす、ぎ出すといふことは、靴下の保存法といふ點から云つても絶対に必要なことです、そして靴下はあまり汚れないうち早目に簡単に洗ふことが極めて肝要です、何んと云つても靴下は一度洗ひ始めると弱くなるものですから、穿きはじめてから適度に洗濯しつゝ、きれいなまでどん／＼穿くことが一番得策かと思ひます、次に靴下を買ふ時の御注意を二三申しませう、先づ丈夫な靴下は踵から土ふまずにかけて堅にはぎがあるか爪先に縫目が表れてゐます、又靴下の口を引つ

ばつて見て、よく延ひ且よく
縮まるもの程、口の絲數が多
くて上等品です、尙靴下を求
める時には、必ず足の大きさを

に合はせて買ふことが肝腎
で、大體足袋の文數よりも半
吋位小さい吋が適當です。

感冒の豫防に

食鹽水の

鼻洗滌

外出から歸れば必ず實行せよ

外出先からなど歸つて來た
ら早速食鹽水の鼻洗できを行
ふ事です。食鹽水はあまり鹽
からくつても鼻の粘膜を刺激
しますから、舌に軽い辛さを
感じる程度二パーセント位な
ものがいいと思ひます。鼻の
穴から流し込んだら、それを
口腔へ出して吐き出す。それ
を四五回繰返してやる。初め
やり増いやうに思ひますが、
馳れると、それが習はしにな
つて止められぬ程、いゝ氣分

が致します。
感冒の豫防ばかりでなく、
鼻閉塞、鼻汁過多、臭鼻症な
ど軽い鼻の疾患は、この食鹽
水の洗できによつて治療して
しまひます。

洗滌の仕方 急須を一つ

求めて、急須を使用すると、
大變具合がいゝやうです。
最初食鹽を含嗽コップにでも
湯で溶いて、水でうすめなが
ら、ゆるま湯位な程度にす

る。その溶かしたものを急須
の中へ半分位入れる。(一杯
入れると、仰向いて鼻孔に流
し込む時に、孔の方から流れ
出すから)急須の口先を鼻の
穴へ少し挿し込んで流し込み
左右交互に交互に繰り返す。最後
に、含嗽コップで咽頭の深く
まで達するやう含嗽をする。

大根を卸す時の

◎御注意二つ

今出盛つてゐる大根を卸す
場合に皮を剥く風習がありま
すが、これでは養分の減少は
勿論量的にも不經濟であり、
薬味としての生命である辛味
も減つてしまひます、さて食
際調理に際し今百人の喫食者
に大根卸し五キログラムをこ
しらへる際に大根汁をはかつ
てみますに約九百立方センチ
あり之は普通大根を盆の中等
に卸した際に自然に分離した
量ですがこれを普通行はれて
ゐるやうに布巾に入れて一寸

しぼつてみますと實に約倍以
上の二千二百立方センチの汁
が分離して來ます。蕎麥の薬
味、さしみ、天ぶらの薬味、
焼魚の付け合せ等に用ひる時
には多くさらして汁をしぼつた
後の残渣に等しいものをつけ
てゐるのですがこの無頓著さ
は驚くべきです出産後種々な
事情によつて母乳の出ない人
が人工營養にあつた時、ビタ
ミンCが缺乏し易いもので
す、この場合一日二〇立方セ
ンチの大根汁を補給すれば乳
兒に完全なビタミンCを得さ
せる事が出來ます、又モルモ
ット等の試験動物に於ては一
日僅かに二立方センチで壞血
病を治療する事が出来る、藤
巻良知博士は云つてゐます、
さてこのやうに大切な養分を
ふくむ大根汁の量は、その卸
しものの、土質や新山等器具の
種類又は卸し方時間等で一樣
ではありませんが、大根の水
分は約大根の九五パーセント
をしめてゐるのです。



読者の頁

◎思想犯人處遇の私見

上田 小宮山 生

執拗にして根強いこと恰も雜草の如く
である思想犯人、我が金匱無缺の國體を
變革し私有財産制度を破壊しようとする謂ふ
不良分子、行爲の決定的動機が宗教上、
道徳上、政治上の確信に基き正當なりと
の意識の下に行はるゝと云ふ特異性犯人
之を如何に處遇し改善せしめねばならぬ
かと謂ふことは我が行刑界に投げられた當
面の一大問題である。故に實務家は勿論
斯界學者間論争の的であることは周知の
事實である。而して或者は教育刑的處遇
が可能なりと謂ひ或者は應報刑的處遇を

採るべきだと云ひ文字通り甲論乙駁の狀
態である。が兎に角之等の理想論は扱て
置き我等の直接問題として私見を述べ讀
者諸兄の叱正を乞はんとするものである。

吾人の修養

先づ人を處遇せんとするには吾人の人
格を作らねばならぬ。謂ふ迄もないこと
ながら收容者に輕侮さるゝ様な刑務官で
は到底萬全なる處遇は爲し得ないのであ
る。況や現代の行刑方針は教化遷善であ
る。此の教化遷善の要諦は人と人との接
觸である人と人との接觸とは即ち人格を
以て人格を造るの謂なり。故に吾人は先
づ不斷なる修養によりて識見を高め常識
を廣め現代の刑務官に相應しい人格を養
成し爲して收容者に對し『斯う云ふ役人
の訓には違はねばならぬ』と謂ふ尊敬と
信頼の念を抱かしめねばならぬ。

改善と熱意

何れの收容者處遇に當りてもさうであ

るが思想犯人處遇に際しては特に熱意の
籠つた處遇でなければならぬ。何とな
れば熱意の籠らない處遇は兎角緊張を缺
き所謂御役目的動作になり勝だからであ
る。之に反して熱意を以て處遇するとき
は如何に頑迷な彼等も其の眞心に動かさ
るゝのである。故に改善と熱意は不可分
的なものである。

嚴格と温情

思想犯人の處遇は亦嚴格でなければなら
ない。彼等は一度刑務所に拘禁さるゝ
と雖容易に其の意を翻さうとせざるのみ
か甚だしきは極めて巧妙なる手段方法を
以て互に連絡通謀を圖ると謂ふことであ
る。例へば差入物を利用して文書の受授
をなし、掃除夫又は既決釋放者の中藏し
て外部又は共犯者間に通謀すると謂ふ豪
膽さである。以上は單なる一例に過ぎざ
るも其他入浴、接見、運動、認書、裁判
出廷等に於ても亦然りであらう故に處遇
は先づ嚴格公平を以て望み苟も彼等をし
て乗ぜらるゝが如き機會を與へざる様注

意せねばならぬ。去り乍ら斯うした反面亦温情が伴はなくてはならない、只嚴格のみに捉はれて何等の温みもなく徒らに壓迫するが如き態度に出ずるときは不知不識の間に反抗心を醸成せしめ教化上支障を來すのである。然るに温情を以て處遇するときは比較的頭腦明晰なる者の多い彼等である徒らに反抗するものではない。

個性と環境

思想犯人には比較的頭腦明晰なる者が多いと云つたがさうした彼等が何故に斯うした思想を抱懐するに至りたるかと謂ふことは彼等の處遇上是非知らねばならぬことである。これを知らずして只盲目的に之を排撃することは恰も本源を見ずして徒らに流れを堰ぐが如きものである故に思想犯人處遇に當りては先づ其の據つて來りたるところのもの即ち個性環境を十二分に研究し之に對する應病與藥的處遇を爲さねばならぬ。

感情と言語動作

昔から人は感情の動物であると謂はれるが全くさうである、而して此感情を左右するものは實に言語である、想はず知らず放つ言語が時に對者の感情を害し悔を後日に殘す様のがたがたしないのである。殊に思想犯人は猜疑心が深い。之等の者に對して萬が一曖昧侮蔑の言語動作を弄さんか彼等は忽ち反抗心を抱き教化上障害の痛となるのである。

吾人の感情抑制

思想犯者の特異性とも云ふべきは他囚に比し後悔の念の乏しいことである。過般東京地方裁判所に開かれた第二次共産黨公判に於て首腦部某は檢事の求刑に對し吾々は犯罪者ではないと豪語し居る程である。それ故に刑務所に於ても容易に處遇者の言を肯ぜざるのみか時に贅言を發するのである、が斯んな場合感情に捉はれ直に彼等を怒號するが如きは禁物であらう、先づ自己の感情を抑制し怒號に

代ふるに微笑を以て諄々と其の非を悟らしむべきである。

以上を以て思想犯人處遇上の一端を述べたりと雖も要するに此の種犯人は他囚に比し比較的頭腦明晰なる者が多い故に先づ吾人の素質を高め彼等の主義思想を研究し之が思想に對する相當の理解を持ち感情に走らず嚴と温の中庸をとり熱意を以て公明正大、正々堂々彼等の思想を批判し此の主義の到底我國體に副ふ能はざることを悟らしめ實生活の基調を正確に把握せしむる様務力せねばならぬ。

此の主義思想の何たるやも知らずして徒らに嫌疑排斥し腫物に觸るが如き態度こそ慎まねばならぬ。

以上

◎司法保護私見

名古屋 梅村重義

行刑と密接不離の關係を有する緊要な

事でありながら、兎もすれば置き忘れられ勝なものに保護事業がある。が近時識者間に刑餘者保護の必要と、認識を喧傳せらるゝに至り、漸く世人の理解と同情を得て、其の事業遂行の上に急速の進展を見るに到つた事は欣快に堪へない。

思ふに刑罰が犯罪の防衛を目標とし、行刑が犯人の教化を基調とする以上、ここに其の累犯を防止し刑餘者の社會復帰を容易ならしむるための手引として、保護事業の意義の重要視せらるゝに至るは必然の結果と云ふべきである。新時代の刑罰理論及び行刑思潮を端的に見るときは即ち、裁判と行刑は保護と提携し、犯罪の防衛犯人の改善を共同の目的として同一の軌道をたどるべきである事に歸着する。即ち刑事裁判は適切なる行刑に依つて其の効果を擧ぐることを得るのであるが、行刑はまた釋放後の周到なる保護を待つて、初めて其の眞目的を達成することを得るのである。この意味に於て保護は行刑の目的の最後の仕上げをなすも

のと云ふべきで、行刑有終の美は實に、完備せる保護事業の發達に待たねばならぬ。若し釋放後の保護が其の宜しきを得ないときは、裁判と行刑との効果は九俛の功を一簣に缺き、拆角結實した果實を徒らに蟲に蝕ばせしむるに等しい結果を招來する。

現時行刑制度の主點を平易につかめば刑務所は不良品の人間を修繕して、良民に改造する所であると云ひ得る。

性格に或は環境に支配せられて社會適合性を失ひ、世の中の除け者となり、犯罪者なる烙印を押されたところの不合格品を、刑罰の鑄型にはめて教化訓育を施し形を鑄直し彩色を變へ、再び完全に使用の出来る商品(良民)として社會市場へ賣出す。是が實に現今の教育刑の使命である。すでに修繕改作済の商品として社會へ賣出す以上、其處に必然的に賣行き先を考へ賣捌きの方法を講ずべきで、只改造修理を完全にすませただけでは倉庫へほり込んで置いたり、工場の隅へ轉

がして置くだけでは折角の修理が無駄になるばかりか、長く使用せざれば錆が出たり、再び損じたり蟲が附いたりねづみに喰まれたりして二度も三度も修理の手を煩はさねばならぬ結果を見るかも知れぬ。で早く是を適當に賣捌きたいが世の中はこの修繕品に對して、とかく二の足を踏む傾向があり、ともすれば一度損じて直したものだから今度もこれは易いだらういたみ易いだらう、他に立派な品がいくらでも手に入るのに、わざわざ不合格品を修理したものをも求むる必要はあるまい、と云ふのが社會人の刑餘者に對して持つ處の概念である。

實に刑餘者なるものは世に白眼視せられ、蔑視せられ敬遠せられ勝なものである。刑餘の者はまた猜疑心とひげ目とをもつて社會を見る。其處に大きな溝渠が出来種々の障礙が起り、衣食住の上に進退の谷まる結果になり、折角の再生の曙光も薄れ光明も消へて心ならずも二度三度罪惡の淵に臨む危険を孕むのである、

斯くては折角行刑當局に於て萬金をつくした行刑を施行しても、其の釋放後再び彼等を暗黒の巷へ投げ出すようなもので實に不合理な結果を招く。保護事業の必要は實に茲に發生するのである。刑務所で修理改造して完全になつた品が、しかく世に認められざる時これが眞價を宣傳して其の賣込み、仲介の勞を執り其の賣品は残りなくへと云つても不可能な事であるが、社會適當の位置に賣捌き、店曝しや倉庫入や破損品を出來得る限り少くせしめるのが所謂保護事業である。

保護事業は一つの社會政策であり人類愛善の事業であり、國家經濟の匡救社會の安寧秩序を保持する上に於て、實に行刑と並行して發達せしめざるべからざる一大事業であり、保護事業を度外視しては行刑有終の美は到底望み得ないのである。

近時一般社會の風潮も漸次この事業に認識と同情を持つに至り、各方面に涉りて保護の徹底を計るべき方策の講ぜられ

其の事業も遂日發達の道程をたどりつ、あるは、吾々の欣びに堪へないところである。然し乍らこの保護事業理論の華やかなわりに、其の實行の上に陰鬱にして、其の完全なる遂行の困難な事業は他に類が少なく、其の成功は實に容易でない。吾々は世の識者の認識と同情に訴へて人類愛と社會國家の福祉の上から益々この事業の眞隨の徹底と後援とを求めて健實なる發達をせしむべく、社會と保護事業家と行刑當局との間に常に聯絡を保つて協力提携、萬全の發展策を講ぜられ一日も早く累犯絶滅、刑餘者社會復歸策の完成に依つて、犯罪亡國の叫びを社會から葬り去られんことを切望するものである。

◎寸感

長野 流水 生

今回の滿洲事變及び上海事變に際し應召兵として我長野刑務所よりも吾等の僚

友N君外五氏が出征せられた。
爾來各地に轉戦せられ而も某氏の如き携帯武器に迄敵彈を浴び乍らも、幸にして身に微傷だも負はずして常に帝國軍人として、又高原國信州兵としての剛勇と沈勇とを發揮し、赫々たる武勳を樹て無事凱旋せられ、再び吾等の僚友として勤務せらるゝ事と成られたる事は、公私共に此上もなき歡びであると思ふ。

此の出征五勇士の戰勞を稿はむが爲め本月十六日の日曜日を卜し、渡邊所長殿主催の下に、簡素にして、然も心からなる歡迎會が催された。

當夜の參會者は當務者を除き全職員は萬障を排し舉げて之れに參列し、各位とも眞に心からなる歡迎の意を表明し、五勇士又感激に充ち／＼たる面持ちにて之れを感受せられた。

其の間に於ける主客各位の打さ解けたる親愛の情景は、吾等をして更に感激の度を増長せしめた。而も所長殿及び醫務主任殿の述べられたる歡迎の辭は、身は

高等官として、又所長とし或は高級幹部としての資格も心も打ち捨て、全く單なる一會員とし、一僚友として眞に信あり義あり情ある御言葉を述べられ更に五勇士を主とし以下各位を歡待せられし眞情は吾等をして更に心より歡びと感謝の念とを深からしめた。

嗚呼此の長にして此の部下ありと云ふ可きか、吾等は各位の心からなる歡迎の誠意と、而して誠意以て之れを受けられつゝある凱旋五勇士との美しき交歓と和氣霽々たる情景とが展開せられつゝあるを見て思はず時の過ぐるも知らずに歡喜に酔ふて仕舞た。

◎刑政十月號卷頭

言を讀みて

小田原 玄 洋 生

われ／＼刑務の職にあるものは、常に人生問題の最も深刻なる半面に直接しつゝ、執務して居るので、正木學士の所謂行刑の教化上日夜其感受性の應用に始終し

て居る状態に在るのであります。定に行刑の主力は感化力をその生命線とします。従つて近來思想犯罪人の増多に伴つて吾々刑務官吏は平素感化の善なるにせよ又惡なるにつけ最も周到なる所の注意を拂はなければならぬ狀況に置かれて居るのであります。

概して思想的犯人は智術の士が尠くないやうで、従つて其識遠大で明察、現在の執務中の看守や部長乃至看守長級等の官吏の感受性を利用することなどは尋常の茶飯事に過ぎないであります然り而して一方刑務の吏員とは成程行刑法規には通曉せらるゝ、且豪毅勁直で凶人の奸行を矯むることに差したる難事でもないでありますやうが、凡そ法の術たるや中々實地に行ひにくい事が多いもので、況や教化遷善などの如き凶人の個性を善導美化せしむること等の至難なるは到底机上の議論では盡くさるべきものではないので、昔は聖人が人の性を惡なりと斷定し其善なる者は偽なりと喝破した學者のことなどを省みると、今日受刑者が偶良

友を得たるが如き刑務官に接したところ一時は改過せしめ又は遷善等の實蹟も擧がることもあらうが、累犯率が年々に増大するといふことから推して見ると之は眞にあてにならない事實であつて、要するに從來、ほんの間に合せの刑務官吏の登用されて來た現在の狀態では到底充分な期待を之に望むことが出來ないのであります。是れ一般刑務職員に對して其教養と進歩向上とが絶叫せられつゝあるの所以でありますやう。

由來、事を行ふに際しては之に従事するものの人物、學識及び其德行の云々されるは豈獨り我刑務界のみならんや、事は謂ふべく餘りに容易で、而も之が實行の困難なるべきことは想像以上なりと信じます。行刑教育化の叫ばるゝ目下の思潮に順應せんと努力しつゝあるの秋、偶本日配布された「刑政」誌上の卷頭言を一讀して、其頗輕視すべからざるが如くに直感しましたから敢て茲に豫が微衷を述べさせて載いて聊其筆者たる正木君記官に對して滿腔の敬意を表示せんと欲した次第であります。

訓令通牒

收容者恤兵金献納ニ關スル件

（司法省 行刑局 行甲第五七〇號）
昭和七年四月一日

本年二月二十九日行甲第三一九號ヲ以テ標記ノ件通牒致候處時
局ニ鑑ミ收容者中領置金ヲ有セザルモノト雖作業賞與金ヲ以テ
特ニ献納ヲ希望スルモノニ對シテハ之ヲ認容スルコトニヨリテ
教化上ノ效果ヲ一層大ナラシムルコト可有之スルモノニ付テ
ハ本件ニ關スル曩ノ通牒事項其他諸般ノ事情ヲ精査シ適當ト認
メタル場合作業賞與金給與ノ趣旨ニ悖ラザル範圍内ニ於テ適度
ニ之ヲ認容セラル、コトハ差支無之候條御了知相成候

收容者遺留ノ簡易生命保險證書並保險金
領收帳處分方ノ件

（司法省 行刑局 行甲第五八四號）
昭和七年四月四日

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通照會有之乙號ノ通回答致置候條御了
知相成度候

（甲號）
千刑甲發第七〇號

昭和七年二月十日

千葉刑務所長
司法省行刑局長殿

收容者遺留ノ簡易生命保險證書並保險金領收帳處分方
ノ件

收容者遺留ノ簡易生命保險ニ加入セシ收容者死亡後滿一ケ年ヲ
經過スルモ引取人無之場合ニ於テ其ノ遺留品中標記證書並ニ領
收帳アル場合、明治四十二年十一月監甲第一三五六號ヲ以テ司
法次官ヨリ逡信次官ニ對シ御協議相成候國庫歸屬ノ爲替證書及
貯金通帳面ノ金額受取ノ件玆明治四十年一月監丙第一〇九四號
收容者遺留ノ郵便貯金通帳處理方ニ關スル行刑局長質疑回答ノ
趣旨ニ準據シ逡信省簡易保險局ニ引繼可然哉差掛リタル案件有
之候ニ付至急何分ノ御回報相煩度候

（乙號）
司法省 行刑局 行甲第五八四號

昭和七年四月四日

司法省行刑局長

千葉刑務所長宛

收容者遺留ノ簡易生命保險證書並保險金領收帳處分方

ノ件

二月十日甲發第七〇號照會標記ノ件ハ國庫ニ歸屬シタル理由玆
遺留者ノ氏名死亡年、月日、病名、木籍地、寄留地等附記ノ上
逡信省簡易保險局宛ニ送付相成可然

電燈設備ニ關スル件

（司法省 行刑局 行甲第六三〇號）
昭和七年四月十二日

電燈費節減ニ付テハ各所トモ充分考慮セラレ遺憾ナキヲ期セラ
ル、コト、思料候得共曩ニ提出相成候電燈設備調書ヲ通覽スル
ニ料金、施設等極メテ區々ニ渉ル様思料セララレ候今後作業經
營又ハ教化施設ノ向上等ノ事由ニ基キ益電力需要ヲ必要トスベ
ク從テ電燈使用ニ關シテハ一層合理化ノ要ヲ認メ候條左記要綱
ニ準據シ經費ノ節減ト電燈合理化ニ最メラレ度候

追テ左記事項ニ基キ改良ヲ施スニ由リ電燈費前年度以上ニ増
加スルトキハ配電設備狀況等詳細ニ明記シ内議スベク尙料金
其他ニ付有利ニ改定セラレタルトキハ速ニ報告スラレ度

要綱

一、料金協定

電燈料金ニ付テハ一般ノ少量需要者ト刑務所ノ如ク大量
需要者ト同率ノ料金ヲ以テ其ノ料金協定ヲ爲スハ妥當ヲ

缺クモノト認ムルニ付別表各所料金ヲ參考トシ各刑務所
ニ於ケル毎月ノ消費量ヲ斟酌シ電力料、送電準備料、器
具損料等ニ付供給者ト協定ノ上極力値下ニ努ムルコト

二、定額燈ト從量燈トノ選定

定額燈ト從量燈トノ孰レヲ採用スヘキカニ付テハ各所ニ
於ケル施設ノ狀況ニ鑑ミ克ク其ノ利害ヲ研究シ經濟的ニ
之ヲ變更スルコト

三、配燈數

器具費及器具損料等ノ經費節減ヲ期スル爲メ配燈數ハ
可成之ヲ減少シ光束ヲ有スル燭光ヲ配燈スルコト

四、電球購買

電球ノ壽命ト能率（別表日本照明學會發表事項參照）ト
ノ關係ヲ斟酌シ電球ハ白熱タンダステン真空電球ヲ使用
スルコト、但作業又ハ照明上ノ特殊ノ事由ニ基キ一〇〇
ワット以上ノ電燈設備ヲ必要トスルトキハ瓦斯入電球ヲ
使用スルコトヲ妨ケス

「現在一〇ワット以下ノ瓦斯入電球ヲ使用スルトキハ
當分其ノ使用ヲ繼續スルモ差支ナシ」

五、居房ニ於ケル電燈設備

居房ニ於ケル電燈ハ左記ノ例ニ依リ之ヲ設備スルコト、
但特ニ必要アリト認メタルトキハ適宜斟酌ヲ加フルコ
ト

(イ) (ロ)

(イ) 獨居房ハ八燭光以下トシ二房一燈設備ノ居房ハ十六燭光以下ナルコト
(ロ) 雜居房ハ收容定員五名以下ハ十燭光十名以下ハ十六燭光二十名以下ハ二十四燭光二十名以上ハ三十二燭光トスルコト 但二十名以上ノ居房ニ付テハ便宜十
六燭光二燈ヲ設備スルコトヲ得

六、就寢後ノ消燈

消費量ノ節約ヲ期スルタメ處遇上支障ナキ限り居房ハ隨時點滅ノ裝置ヲ以テ就寢後消燈スルコト

七、工場ニ於ケル電燈設備

工場ニ於ケル電燈ハ就業者一人當平均燭光ヲ算出ノ上之ヲ基礎トシ總燭光力ニヨリ適當ニ照明總置ヲ施スコト

八、作業別燭光

作業別燭光ハ左記例ニ依ルコト

但危險ノ虞アル機械作業ニ付テハ一人當平均燭光ニ三燭光以下ヲ増加スルコトヲ得

(作業ト燭光)

業種別	一人當平均燭光	業種別	一人當平均燭光
木工	二二燭光以下	大工	同
木挽	同	紡績工	同

自動車工	同	組紐工	八燭光以下
抄紙工(機械工)	同	紙細工	同
印刷工	二〇燭光以下	和裁縫工	同
革工	同	抄紙工(雜業)	同
洋裁縫工	同	麻工	同
鍛冶工	一六燭光以下	藁工	同
金物工	同	竹工	同
石工	同	提灯工	同
飾工	同	草履工	同
陶器工	同	笠工	同
機械工	一〇燭光以下	綿工	同
彫刻工	同	蔓細工	同
塗師工	同	網工	同
堯莖工	同	刷毛工	同
經師工	同	角細工	同
墨工	同	貝細工	同
英大小工	八燭光以下	傘工	同

九、廊下食堂其他屋外燈

廊下食堂其他屋外燈等ハ戒護上支障ナキ程度ヲ基準トシ成ルヘリ燈數ヲ減少シテ照明裝置ヲ施スコト

一〇、電球及笠ノ清掃

電球及笠ハ少クトモ一週一回以上乾キタル布片ヲ以テ清掃スルコト

一一、電球取替

電球取替ハ斷線又ハ別表ニ示シタル當初光束ノ80%ヲ減退シタル場合之ヲ行フコト

(別表略)

□數個刑務所間ノ作業連絡ニ關スル件依命通牒

司法省
行刑局行甲第七五八號
昭和七年五月二日

今般軍需品ヲ製作スルニ際リ特ニ巨大ニシテ且要急ノ物品ナル爲一刑務所ノ作業能力ヲ以テシテハ到底之ニ應ズル能ハザル狀態ナリシヲ以テ當局ハ試ニ三個ノ刑務作業ヲ連絡シ之ヲ三段ニ

分チ第一刑務所ニ於テハ製材ニ從事セシメ第二刑務所ニ於テハ加工ニ從事セシメ而シテ最後ノ刑務所ニ於テハ其ノ仕上ゲニ從事セシメタルトコロ成績意外ニ良好ニシテ且受刑者ノ作業興味ヲ喚起セシメタルコト甚大ニ有之將來此ノ種連絡作業ヲ認ムルコト決シテ無爲ニ非ラザルコトヲ確信致シ候ニ付テハ左記項目ニ從ヒ連絡作業ヲ實施相成差支無之候

記

- 一、大量且要急ノ註文ナルコト
- 二、運搬用自動車ヲ使用シ得ル程度ノ近接刑務所間ニ於テ實施スルコト
- 三、製作品ノ收入金調定ハ註文ヲ引受ケタル刑務所ニ於テ之ヲ爲スコト
- 四、各所ノ就業狀態ヲ明記シ置クコト
- 五、連絡作業終了後ハ作業ノ收支關係其他實施狀態ノ詳細ヲ司法大臣ニ報告スルコト
- 六、就業費豫算ノ増額申請ハ調定刑務所長ヨリ之ヲ爲スコト

□官用品製作ニ關スル企劃統一ノ件依命通牒

司法省
行刑局行甲第七五七號
昭和七年五月二日

刑務作業ニヨリ官用品ヲ製作スルニ際リ從來各官廳殊ニ軍衙ヨ

リ非難ヲ受ケタルハ軍需品ノ性質上特ニ納期ヲ嚴守スベキニ拘ハラズ之ヲ守ラザリシコト刑務所間ノ競争ニヨリ價額不統一ナリシコト等ニ原因致シ居リ候處滿洲事變ニ引續キ上海事變ノ勃發スルヤ行刑當局ハ軍需ニ對シ軍需品製作ニ付刑務作業ノ利用方ヲ勸說シタル結果之ガ製作ニ付多量ノ註文ヲ受クルニ至リ且刑務所當局ハ毎ニ叙上ノ弊害ヲ一掃スルニ勉メ刑務作業ノ信用挽回スルニ努力セラレタル爲漸ク軍需ヨリ其ノ信用ヲ恢復スルニ至リ今日ニ到ル迄引續キ多量ノ製作註文ヲ受クルノ狀況ヲ呈シ候ニ付テハ向後此ノ種ノ大量註文ヲ引受クルニ際シテハ左記條項ニ從ヒ之ガ實行ニ當ラルル様致度候

記

- 一、大量且要急ノ官用品製作ニ關シテハ全國ヲ三區ニ分チ左ノ標準ニ從フコト
 - 第一區東京、宮城及札幌控訴院ノ管轄區域
 - 第二區大阪及名古屋控訴院ノ管轄區域
 - 第三區廣島及長崎控訴院ノ管轄區域
- 二、前項ノ官用品製作ニ從事スル爲第一區ニ於テハ集鴨刑務所ヲ第二區ニ於テハ大阪刑務所ヲ第三區ニ於テハ廣島刑務所ヲ代表刑務所ト爲シ區内ノ各所ハ其ノ代表刑務所ト連絡ヲ取り協調スベキコト但シ第一區ハ當分ノ間行刑局長ニ於テ統制スルコト
- 三、代表刑務所長ハ毎ニ左ノ事務ヲ掌理スルコト

- (イ) 官用品製作ニ關シ區内ニ於ケル各官衙トノ交渉
- (ロ) 區内各所ニ對シ大量且要急ノ官用品ヲ分賦スルコト
- (ハ) 納期確守ニ關スル各所トノ連絡
- 四、代表刑務所長ハ前項ノ事務ニ關シ少クモ毎月一同司法大臣ニ報告スルコト
- 五、從來官用品製作ニ關シ交渉ヲ續ケタル刑務所ハ直接其ノ官廳ノ註文ヲ引取クルコトヲ得ルコト但シ此ノ場合ニ於テハ速ニ代表刑務所長ニ註文引受ノ事情ヲ通知シ價額ハ代表ノ刑務所ト協議シ其ノ統制ニ從フコト
- 六、官廳ヨリ直接註文ヲ引受ケントスル刑務所ニ於テ製作餘力ナキ場合ハ一應其ノ旨ヲ代表刑務所長ニ通知シ他ノ刑務所ノ共助ヲ求メ得ルヤ否ヤ明カニシタル上其ノ註文ニ應ズベキコト
- 七、前項ノ場合ニ於テ代表刑務所長他ノ區内ノ刑務所ノ助力ヲ受クル必要アリト認メタルトキハ速ニ行刑局長ノ指揮ヲ受クルコト
- 八、同一官廳ニ對シ數個ノ刑務所ガ註文引受ノ交渉ヲ爲スコトハ之ヲ避クルコト
- 同一官廳ノ所在地又ハ其ノ附近ニ數個ノ刑務所存スルトキハ代表刑務所長ト協議ノ上其ノ直接交渉ヲ爲スベキ刑務所ヲ定ムルコト

九、代表刑務所長ハ毎ニ各官廳ヨリノ註文品ノ種類數額ヲ調査シ製作餘力アル刑務所ニ通知シ置クコト

一〇 作業共助ニ關シテハ互ニ誠實ヲ旨トシ苛モ他所ノ作業ヲ中傷シ又ハ競争ヲ爲スノ舉ニ出デサルコト

一一、軍需品ノ製作ハ軍機ニ關スルヲ以テ一切ノ事項ニ付キ秘密ヲ嚴守スルコト

刑務所用主要機械類報告方改正ノ件

司法省 行刑局 行甲第八四一號ノ一
昭和七年五月十六日

刑務所用主要機械類ノ異動ニ關シテハ昭和二年三月行甲第二六六號通牒ニ據リ爾來報告相成居リ候處今般行甲第七五七號通牒ヲ以テ官用品製作ニ關スル代表刑務所ヲ制定致候ニ付テハ各代表刑務所長ハ其區内各刑務所ニ對シ作業ノ企劃註文ノ引受又配分等ノ事務掌理上其區内各刑務所ノ主要機械類中工作機械ノ現況ヲ常ニ悉知シ置クノ要有之候條各刑務所ハ代表刑務所ニ對シ當局同様異動ノ都度報告ヲ爲スコトニ致候ニ付此際從來ノ連記式報告書ヲカード式ニ改正シ報告ノ簡易化様式ノ統一並ニ敏速ヲ期スル爲多摩刑務所ニ於テ所要カードヲ印刷調製シ之ヲ配給スルコトニ致置候同爾今該カードヲ用ヒ別記ノ方法ニヨリ主要機械類ノ異動ハ即時報告相成度様致度

追テ今同當局カード原簿ノ適正ヲ期スル爲貴所ニ於ケル主要機械類全部ニ付カードヲ記入作製シ再報告相煩度有提出期限ヲ六月末日ト致置候間整理期間ニ於ケル異動ノ報告ハ之ヲ省略相成差支無之候

一、報告方改正ノ重點

異動報告ハ從來連記式ヲ採リシ爲往々數ヶ月ニ互リ數種ノ機械類ヲ取纏メ報告セル結果品目ノ脱漏誤記ヲ生ジ當局カード原簿ト現場現況ト相異スルノ欠陥アリ本改正ニヨリ異動ヲ生ジタル場合ハ即時カードニヨリ報告スルヲ以テ常ニ現況ト適確ニ一致セシムルコトヲ得

二、カード用紙ノ制定

カードノ種類	用 運
(イ) 號表様式(直流通等ノ不動文宇ヲ印刷セルモノ)	(イ) 一號表(イ) 二號表(イ) 三號表
(イ) 五號表様式	汽罐專用
(イ) 號表様式(不動文字ナキ空欄ヲ有スルモノ)	(イ) 四號表(イ) 六號表(イ) 七號表(イ) 八號表
(ロ) 號表様式	工作機械全部
(ハ) 一號表様式	自動車、自動自轉車、自動艇等
(ハ) 號表様式	(ハ) 二號表(ハ) 三號表(ハ) 四號表(ハ) 五號表
(ハ) 六號表様式	洋火唧筒揚水唧筒專用

三、カード用紙ノ保管轉換

今回ハ豐多摩刑務所ニ於テ調製シ各所ヘ配給ス
爾後ハ年度當初所要數量ヲ豐多摩刑務所ヘ申込ミ保管轉
換ヲ受クルコト

四、カード原簿ノ作製

各刑務所ハ今般主要機械類全部ニ付現品對照ノ上新規カ
ードヲ各品目毎ニ二葉宛（但シ（ロ）號表ニ就テハ三葉宛）
作製シ一組ハ之ヲ刑務所ノ原簿トシ保管シ他ノ一組ハ之
ヲ行刑局ヘ提出スルコト
但シ（ロ）號表ニ限り更ニ他ノ一組ヲ其所屬區代表刑務
所ヘ送付スルコト

要スルニ工作機械ハ行刑局、代表刑務所、其刑務所ニ於
テ各同一原簿ヲ有シ工作機械以外ノモノニ就テハ行刑局
ト當該刑務所トニ於テ同一原簿ニヨリ現場現況ヲ悉知シ
得ルコト、セリ

注意

- (一) 今同作製報告ヲ爲ス新規カードニ附スル機械番號
ハカード作製ヲ容易トスルタメニ從來當局ヘ報告
シタル番號ニ符合スルヲ要セズ又此際報告漏其他
ノモノヲモ脱漏ナク記入作成スルコト
- (二) 本カードハ作業主管用度主管ノ別ナク作業場内外
ト倉庫其他ニ在庫ノモノヲ問ハズ遺漏ナク記載ス
ルコト

(ハ)

甲刑務所ヨリ乙刑務所ヘ保管轉換ノ場合ハ甲
刑務所ニ於テ機械類ヲ乙刑務所ヘ發送スル
同時ニ甲刑務所保管當該カードノ備考欄ニ保
管轉換年月日並ニ乙刑務所名ヲ朱書記入シ取
扱者證印ノ上之ヲ行刑局ヘ送附スルコト
行刑局ニ於テハ該報告ニヨリカード原簿ノ整
理ヲ爲シ甲刑務所ノカードニハ必要ナル記入
ヲナシ之ヲ乙刑務所ヘ送附シ乙所保管カード
原簿中ニ加ハ整理セシム

(ニ)

(イ)

工作機械（ロ）號表ニ屬スルモノ）
購入又 製作受入ノ場合ハ現品ニ就キ所要記
載事項ヲ三葉ノカードニ同様記入シ一葉ヲ其
刑務所主要機械原簿中ニ加ヘ一葉ハ行甲第七
五七號通牒ニヨル官用品製作ニ關スル所屬區
ノ代表刑務所ヘ他ノ一葉ハ行刑局ヘ夫々送附
スルコト

(三)

從來購入ノ場合ハ追番號トシ廢棄後ハ欠番號トナ
シタル處理方ヲ改メ今後ハ欠番號ヲ補充スルモ差
支ナシ

(四)

支所ノ分ハ本所ニ於テカードヲ作製シ本支所ノ別
ヲ明カニシ其異動報告ハ本所ニ於テ取扱フコト

五、主要機械類ノ異動報告

六月末日新カード提出後ノ異動ハ左記ノ取扱方ニヨリ即
時ニ報告スルコト（本報告ハ簡易化ヲ計リ封皮ニ主要機
械類異動報告ト朱書シカードヲ封入發送スルコト別ニ扉
紙又ハ添書等ヲ要セズ）

(一)

原動機及運搬機械（イ）號表及（ハ）號表ニ屬ス
ルモノ）

(イ)

購入又ハ製作受入ノ場合ハ現品ニ就キ所要記
載事項ヲ二葉ノカードニ同様記入シ一葉ヲ其
刑務所保管主要機械原簿ニ加ヘ他葉ハ行刑局
ヘ送附スルコト

(ロ)

廢棄ノ場合ハ直チニ其刑務所保管當該カード
ノ備考欄ニ廢棄ノ理由處分方法賣却價格其他
ヲ朱書記入シ取扱者證印ノ上之ヲ行刑局ヘ送
附スルコト行刑局ニ於テハ其ノ報告ニヨリ當
該カード照查ノ上整理ス

(ロ)

代表刑務所ハ其區各刑務所ノカードヲ號表別
刑務所別ニ整理保管シ常ニ各所ノ主要機械類
ノ現況ヲ悉知シ作業動員ノ資トナスコト

(ハ)

廢棄ノ場合ハ直チニ其刑務所保管當該カード
ノ備考欄ニ廢棄ノ理由處分方法賣却價格其他
ヲ朱書記入シ取扱者證印ノ上之ヲ代表刑務所
ヘ送附スルコト代表刑務所ハ其區内ノ刑務所
ヨリ廢棄處分ノカードヲ受理シタルトキハ其
所保管カード原簿ヨリ當該カードヲ引出シ備
考欄ヘ「廢棄照合」ト記入シ取扱者證印ノ上右
二葉ノカードヲ取纏メ行刑局ヘ送付スルコト
甲刑務所ヨリ乙刑務所ヘ保管轉換ノ場合ハ甲
刑務所ニ於テ機械類ヲ乙刑務所宛發送ト同時
ニ甲所保管當該カードノ備考欄ニ保管轉換年
月日並ニ乙刑務所名ヲ朱書記入シ取扱者證印
ノ上之ヲ甲所々屬區代表刑務所ヘ送附スルコ
ト

(A)

代表刑務所ハ甲刑務所ノカードヲ受理シタル
時ハ
若シ乙刑務所ガ其區内ノ刑務所ナル時ハ代表
刑務所保管當該カードノ刑務所名ノ書換並ニ
備考欄ヘ保管轉換年月日ノ記入ヲナシ取扱者

(B)

證印ノ上之ヲカード原簿中ニ整理シ甲刑務所ヨリノカードハ備考欄ニ整理濟ノ證印ヲナシ行刑局ヘ送附スルコト行刑局ニ於テハ此報告ニヨリカード原簿ヲ整理シ甲所ノカードハ之ヲ乙刑務所ヘ送附シ乙所保管カード原簿中ニ加ヘ保管セシム乙刑務所ハ行刑局ヨリ甲所カードノ送附ヲ受ケタル時ハ現品ト照査シタル後番號ノ書換ヲ爲シカード受領ノ證トシテ行刑局並ニ代表刑務所ヘ右番號及ビ其他記載事項アラバ之ヲ併記シ通知スルコト代表刑務所ハ之ガ通知ヲ受ケタル時ハ當該カードノ番號ノ書換ヲナシ取扱者證印シ完結ス

若シ乙刑務所ガ其區内ノ刑務所ニアラザル時ハ代表刑務所保管當該カードヲ引キ出シ取扱者證印ヲナシ之ヲ甲所ヨリノカードニ添ヘ行刑局ヘ送附スルコト行刑局ニ於テハ該カードニヨリカード原簿ヲ整理シタル上甲所カードハ之ヲ乙刑務所ヘ他ノ一葉ニハ必要ナル記入ヲナシ之ヲ乙所々屬區代表刑務所ヘ送附ス乙刑務所ハ行刑局ヨリ甲所カードノ送附ヲ受ケタル時ハ之ヲ現品ト照査シタル後番號ノ書換ヲナシカード受領ノ證トシテ行刑局並ニ其區

代表刑務所へ右番號及び其他記載事項ノ變更アラバ之ヲ併記シ通知スルコト代表刑務所ハ之ガ通知ヲ受ケタル時ハ當該カイドノ番號及其他ノ書換ヲナシ取扱者證印シ完結ス

當分ノ間第一區内各刑務所ニアリテハ其區代表刑務所へノ報告方ハ之ヲ省略スルコト

行甲第七五七號通牒ニヨリ官用品製作ニ關スル代表刑務所並ニ其區分ハ左ノ如シ

注意

參考

第一區	代表刑務所	區內刑務所
集鴨刑務所	東京京城及札幌 內刑務所及少年 刑務所	控訴院管
第二區	大阪刑務所	大阪及名古屋
第三區	廣島刑務所	廣島及長崎

但シ當分ノ間第一區ハ行刑局長ニ於テ統制ヲナス

□ 刑務所用主要機械類中 (ハ) 一號表報告様式
改正ノ件

司法部
行刑局
行甲第八四一號ノ二
昭和七年五月十六日

今般刑務所用主要機械類ノ報告方ヲ改正致候ニ付此際標記ノ件

ハ別記甲號様式ヲ乙號様式ニ改正致候條爾今乙號様式ニ則リ報告相成度候

甲號樣式

(八) 一號表自動車、自動自轉車、自動艇

		番 號
		型 式
		大車 輛 サノ
		ハ乗車 積載定員 量又
		馬 力 數
		ノ原 種動 類機
		氣 筒 數
		年購 月入
		用 途
		成使 績績 用
		備 考

乙號樣式

(八) 一號表自動車、自動自轉車
 (側車附、後車附) 自動三輪車、自動艇等

	番	號
	名	稱
	型	式
	車	輛ノ大サ
	乗ハ	定員又積載量
	馬	力
	原	動機ノ種類
	氣	筒
	既	定
	購	入
	購	入
	用	途
	使	用
	既	定
	賣	却
	備	廢車處分ノ事 買受人ノ住所氏名 賣法却
	考	

□自動車設置又ハ廢車處分ノ場合報告方ノ件

(司法省 行刑局 行甲第八四一號ノ三)
昭和七年五月十六日

從來標記ノ件ニ關シテハ昭和二年三月行甲第二六六號並ニ昭和四年六月行甲第一、〇一九號通牒ニ據リ夫々報告相成居候處今般刑務所用主要機械類ノ報告方ヲ改正致シ候ニ付テハ其重複ヲ避ケ行甲第一〇一九號通牒ニヨル報告ヲ行甲第二六六號刑務所用主要機械中(ハ)一號表自動車異動報告ニ併合シ改正様式カ1ドヲ以テ報告スルコトニ致候條爾今右様御取計相成度候

□大正十三年六月行甲第九二一號訓令中
改正ノ件

(司法省 行刑局 行甲第八六三號)
昭和七年五月十八日

司法大臣

大正十三年六月行甲第九二一號訓令中「高松」ノ項「京都、大阪一ヲ削リ「小菅」ノ項新潟ノ次ニ「京都、大阪」ヲ加フ右訓令ス

□刑事被告人ニ對スル教誨施行ノ件

(司法省 行刑局 行甲第八九九號)
昭和七年五月二十四日

收容者中受刑者以外ノ者ニ對スル教誨ニ關シテハ監獄法第二十九條後段ノ規定ニ依リ本人ニ於テ請フトキハ之ヲ施スコトヲ得ベキ筋ニ有之候處從來刑事被告人ヨリ進ミテ教誨ヲ請フノ例ハ極メテ尠ク從テ刑事被告人ニ對スル教誨ノ施行ハ殆ント行ハレザルノ模様ニ有之右ハ刑事被告人ガ前示規定ノ趣旨ヲ承知シ居ラザル結果トモ思考セラレ候受刑者ニ比シ特ニ精神的動搖強ク煩悶懊惱中ニ在ル刑事被告人ニ對スル適切ナル教誨ノ施行ハ其ノ拘禁生活ニ因テ生ズル諸種ノ弊害ヲ除去シ得ルノミナラズ教化上最重要ナル價值ヲ有シ從テ其效果甚大ナルモノ可有之思料候就テハ爾今刑事被告人ニ對シ教誨ヲ請フトキハ之ガ施行ヲ受クルコトヲ得ベキ旨ヲ十分ニ承知セシメ且適宜其ノ機會ヲ與ヘラレ而シテ本人之ヲ請フトキハ事情ノ許ス範圍内ニ於テ出來得ル限り適當ナル教誨ヲ施行シ教化上ノ效果ヲ擧ゲシムルコトニ精々御配意相成候様致度

追テ刑事被告人ニ對スル教誨施行ニ當リテハ左記事項ニ付御注意相成度爲念申添候

記

一 裁判所ノ審理ニ差支ヲ生ゼシメザル様特ニ注意スルコト

□行刑統計小票取扱規程及様式中改正ノ件

(司法省 行刑局 行甲第九八二號)
昭和七年六月十四日

司法大臣

- 二 被告事件ノ内容ニ觸ル、ガ如キコトハ出來得ル限り之ヲ避クルコト
- 三 被疑者ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限り教誨ヲ施行セザルコト
- 四 被告事件ノ性質上又ハ性行等ニ徴シ教誨不適當ト認メタル場合ハ之ヲ施行セザルコト

(以上)

□教化月表ニ刑事被告人ニ對スル教誨施行ノ
狀況記載方ノ件

(司法省 行刑局 行甲第一、〇〇二號)
昭和七年六月十三日

昭和七年五月行甲第八九九號ヲ以テ刑事被告人ニ對スル教誨施行ノ件通牒致候處右實施ノ狀況承知致度ニ付本月分ヨリ毎月教化月表ノ備考欄ニ左記ノ通記載報告相成度候

記

當月中刑事被告人教誨「何」人

(教誨ヲ施行シタルモノナキトキハ其旨記載ノコト)

大正二年司法省訓令第二號行刑統計小票取扱規程及様式中左ノ通改正ス
本令ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
右訓令ス

第一通則第一項中「十一種」ヲ「十二種」ニ改メ被疑者出監小票ノ次ニ「再入受刑者小票」ヲ加フ
第十病者小票ノ次ニ左ノ通追加ス

第十一 再入受刑者小票

- 一 本票ハ釋放刑務所ニ於テ釋放者再入調査簿ニ據リ記入スルモノトス
- 二 本籍地、歸住地、再犯地欄ハ府縣名ノミヲ記入ス
- 三 罪名、犯數度數、刑名刑期、個性、再犯ニ至ル期間、犯罪ノ原因、出所事由ノ記載方ニ付テハ受刑者入監小票ノ記載例ヲ準用ス但シ犯罪原因ハ番號ニ據ラズ文字ヲ以テ表示スルコト

再 入 受 刑 者 小 票

入		再		再		年	名氏	地籍本
務入 所所 刑刑	方生犯間ルニ再	地犯再	期刑名刑	名	罪	七五三十八	女男	地住歸
	法活時	縣府	(2) (1)	(2) (1)	歲歲歲歲	未未未未		
	動原犯	時犯再	性個	數度數犯	七六四二	十十十十		
	機因罪		不偶習生	度犯	十十十十	歲歲歲歲		
			詳發慣來		上未未未	滿滿滿滿		

再 入 受 刑 者 小 票 (裏)

			刑		前			
考備	事由	出所年月日	豫定生活方法	習得技能	犯罪原因	刑名	期	罪名
	滿期大赦特赦	年 月 日				(1)	(2)	(1) 罪
	減刑假釋放刑執行停止		保護方法	作業賞與金	行刑成績	(2)	(1)	(1) 罪
					有難認 稍有無	個性	數度數犯	

□再入受刑者小票送致方ノ件

（司）
行刑局 行甲第九八二號ノ二
昭和七年六月十四日

再入受刑者小票送致ノ際ハ別紙様式ノ再入受刑者小票送致票作成提出相成度候

追テ様式中發送番號トアルハ釋放者再入調査簿ノ發送番號ヲ指稱スルモノニ有之爲念申添候

□作業事務檢閱簿設置ノ件依命通牒

（司法部 行刑局 行甲第一、〇三二號）
昭和七年六月十七日

行刑事務ノ監督整理ニ付テハ事務檢閲簿ヲ設ケ之ガ適正ヲ期スベキコトハ從來屢々注意置致候次第モ有之十分御配意相成居リ候コトトハ思料候ヘ共近時作業ノ進展殊ニ官用主義ノ實行ニ伴ヒ各種作業事務激增シ就中物品會計官吏ノ主管ヲ離レタル各種作業用品ノ取扱事務ニ就テハ益々繁雜ヲ來ス現況ニ有之一面斯種作業事務ハ事生産的收支ニ係ルヲ以テ其監督整理亦容易ナラザルノ結果兎角事務ノ檢閲等閑ニ付セラレ勝ニ有之之ガ爲往々作業事務不整理ニ陥リ其ノ之ヲ發見セルトキハ既ニ收拾シ得ザル事態ヲ惹起スルノ虞有之若シ斯ノ如キコトアランカ當ニ作業ノ進展ヲ阻害スルニ止ラズ受刑者教化上ニモ至大ノ影響ヲ及ボシ洵ニ憂慮スベキモノニ之有候條自今作業事務ニ就テハ別紙様式ニ依ル事務檢閲簿ヲ設置シ左記要綱ニ據リ毎年九月、三月ノ各末日ニ於テ嚴重檢閲勵行ノ上事務ノ監督整理ノ適正ヲ期セラレ度尙檢閲ノ都度其ノ實況ノ概要本省當局ニ報告相成度候

記

作業事務檢閲ノ要綱

一、作業原簿

1、原簿原符ノ對査

[illegible]

- 2、各作業原簿記載ノ作業命令ト工場ニ於ケル現在施行ノ各種作業ノ實地對查
- 3、二ヶ月以上ニ至ル未生産作業ノ實地檢査
- 4、作業原簿記載ノ生産數量ト日課表集計生産數量ト對查

二、帳簿殘高ト現品トノ對查

- 1、作業素品交付命令票ト作業素品受拂簿トノ對查
- 2、作業素品受拂簿ト作業原簿記載ノ所要素品トノ對查
- 3、作業素品受拂簿ノ殘高ト現品トノ對查
- 4、各作業原簿記載ノ未生産ニ係ル作業材料ト原簿トノ對照

三、作業成品

- 1、成品引渡授受ニ關スル事項
- 2、賣却價格ノ算定委託賃金ノ適否
- 3、歳入金調定原簿ト作業原簿トノ對查

四、受負作業

- 1、作業原簿記載ノ生産數量ト日課表集計生産數量ト對查
- 2、作業原簿計算賃金ト受負契約書附屬賃金表トノ對查
- 3、歳入金調 原簿ト作業原簿トノ對查

(注意)

- 一、本支所別ニ檢閲ノコト
- 二、分任物品會計官吏ニ屬スル事務ノ檢閲ハ從來通施行シ主トシテ作業主任ノ事務ニ付檢閲ノコト
- 三、檢閲ニ付テハ看守長二名内一名ハ檢査ニ一名ハ立會ヲ命ジ其ノ報告ニ基キ所長自ラ更ニ檢閲ヲ爲シ其ノ概要ヲ本省當局ニ報告ノコト
- 四、報告ニ付テハ本支所別ニ報告スルコト

(様式略)

□未決拘禁者ニ看讀セシムヘキ雜誌ノ種類
指定中取消ノ件

(司法省 行甲第一、〇四六號ノ一)
行刑局 昭和七年六月二十日

昭和六年十二月行甲第二、一六五號ヲ以テ未決拘禁者ニ看讀セシムヘキ雜誌ノ種類指定ノ件通牒致置候處右指定雜誌中「エコノミスト」並「朝日」ニハ近來時事ニ關スル記事ニシテ收容者ニ看讀セシムルニ不適當ナルモノ多々有之候ニ付テハ右兩雜誌ノ指定ハ之ヲ取消シ致シ候條御了知相成度候

行 刑 統 計

昭和七年七月中入出監並月末在監人員
Prison Population during the Month of Octo, 1932

受刑者 刑 疑 者 刑 事 被 告 人 勞 役 場 留 置 者 乳 兒	總 計	男	女	入 監	出 監	現 員	前月末日 現 在	前年同月 末日現在	増 減	
									前月比較	前年比較
44,065	4,687	4,110	44,642	44,065	41,975	577	2,667			
193	1,457	1,461	189	193	179	4	10			
5,643	3,297	3,295	5,645	5,643	5,292	2	353			
766	1,293	1,206	853	766	512	87	341			
5	2	1	6	5	7	1	1			
49,888	10,464	9,818	50,534	49,888	47,213	646	3,321			
784	272	255	801	784	752	17	49			
50,672	10,736	10,673	51,335	50,672	47,965	663	3,370			
備 考				内朝鮮人受刑者男1,965人 女8人 被疑者男2人 刑事被告人男238人 女3人ナリ						

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ下ノ如シ

國 名	受刑者	被疑者	刑事被告人	計	國 名	受刑者	被疑者	刑事被告人	計	
中 華 民 國	男女	120 1	—	7	127 1	ポ ル ト ガ ル	男	—	—	—
北 米 合 衆 國	男	—	—	—	伊 太 利	男	—	—	—	
英 吉 利 亞	男	—	—	—	西 哥 哥	男	1	—	1	
露 西 亞	男	1	—	—	總 計	男女	122 1	— —	7 —	129 1

法曹會雜誌

第十卷 第十一號
昭和七年十一月一日發行
定價金五十錢

- 補充判事に就いて(一).....東京地方堀内 節
- 優先株と後配株.....長野地方永井 壽吉
- 判例を中心として観たる「内縁」の諸問題(二・完).....大阪地方小石 壽夫
- 金錢債務臨時調停法と銀行業務に就いて.....大藏省大久保 債次
- 農村金融問題.....農林省經小平 權一
- 醜業婦の収益により生活する者の取締に就いて(三・完).....司法省調査課
- 戸籍關係法令考(五).....東京控訴院長前田 牧郎
- 法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨
- 戸籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報 ○會報

司法省構内 法曹會
振替東京一五六七〇番

帝國辯護士會誌

正義

昭和七年十一月號
定價金五十錢

- 論說
リットン式歐洲不安定問題解決案の要領.....三浦彌五郎
金錢債務臨時調停法の眞體に就て.....龜山 要
商法改正要綱に對し反對すべき點(其七).....高窪喜八郎
- 講演
リットン報告書に就て.....陸軍省調査班員 岩崎 民男
- 報告
第六回全鮮辯護士大會出席報告.....理事 小齋甚治郎
昭和七年度廣島控訴院管内辯護士大會出席報告.....理事 高橋正平
昭七年度廣島控訴院管内辯護士大會出席報告.....理事 平松市藏
- 時評
法曹瑣談(其二十六).....山崎 佐
- 漫錄
金剛山に遊ぶ.....小齋甚治郎
- 文苑
俳句.....播磨龍城
- 會報
雜事社交——理事會.....長瀬雲屏

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
振替東京七二三九〇番
電話(四三八〇番) 銀座(二二五五番)

法學協會雜誌

第五十卷 第十一號
十一月一日發行

- 論說
起請文雜考(一).....東京帝國大學教授中田 薰
不動産の附合について.....東京帝國大學教授末廣 嚴太郎
外國判決の承認.....東京帝國大學助教授江川 英文
- 資料及紹介
獨逸株式會社法の改正.....東京帝國大學助教授鈴木 竹雄
古文書古記録の研究(二).....東京帝國大學助教授原田 廣吉
ケルゼン「純粹法學」の哲學的基礎(黑田覺露).....東京帝國大學教授横田 喜三郎
- 判例研究
民事訴訟法(一二七).....法學博士加藤 正治
民事法判例研究會
研究錄(昭和七年度四).....民事法判例研究會
研究錄(昭和七年度一).....民事法判例研究會
- 雜報
雜報法理研究會記事

東京・帝大内
法學協會發行

法律論叢

第十一卷 第十號
昭和七年十月一日發行

- 論說
株式の消却を論ず(一).....水口 吉藏
民事訴訟に於ける口頭辯論準備制度(七).....野間 繁
- 資料
ブラジル共和國民法總則(一).....齋藤常三郎
achenspiegel (Tandrecht) 關する研究(四).....森 吉義旭
- 判例研究
商法判例研究.....水口 吉藏
- 雜錄
金錢債務の調停に就て
- 判例
民事判例一二件 刑事判例一二件

明治大學内 明大學會發行

法學志林

第三十四卷 第十號
昭和七年十月一日發行

刑法における新機運の半世紀……牧野英一

□ロリストのマルブルヒ大學綱領五十年に際して

ステイムソン主義と國際法……松原一雄

法律解釋學の神學性は如何に……栗生武夫

リストの刑事政策的基礎觀念……木村龜二

□「刑法における目的觀念」五十年

新刊批評及思潮概観

□行刑に於ける科學化と法律化（木村龜二）

□トルストイと法律（武藤文雄）

□新刊短評

判例 民事十五件 刑事六件 行政四件 歐文

□リストのマルブルヒ（牧野英一）（佛文）
大學綱領五十年（木村龜二）

東京 法政大學發行

法學新報

第四十二卷 第十一號
昭和七年十一月一日發行
定價五十錢
郵税一錢五厘

論說

新破産法或問（四二）……

勞働法に於ける團體主義……

商法改正要綱に對し……

反對すべき點（八）……

資料

リットン報告を読む……

國際聯盟の最新恩給法……

第三債務者の保護……

判例研究

刑事判例研究（九）……中大博士 草野約一郎
判例批評（一一）……中大博士 判例研究會

海外法律事情

第三十七回國際法律協會會議に於ける主要問題——アメリカに於ける犯罪者斷種 Sterilization——一九三〇年ドイツ重犯罪統計——浮浪少年問題

發行所 中央大學内 法學新報社 發賣所 東京神田 有斐閣 巖松堂

編輯餘録

□最近ドイツ刑事學界では特に斷種の問題が各學者によつて研究されて居る。この問題は決して今日の新しい問題ではないが、しかし、今ドイツ學界が殊更にそれを大がかりで研究するに至つたことに付て一顧を拂はねばなるまい。

□刑事學界は長い間傳統的な刑罰制度を墨守した。しかし、その刑罰制度で累犯率も減らず後續犯罪がふへて來ると從來はその罪をいつも行刑に歸したものであつた。されど、壁内に押し込められて居る行刑がどうして社會の犯罪現象の防止にまで働く力があらう。

□茲にあはて出したのがクリミナリスト達である。優生學的に犯罪を防禦することは出来ぬか。性的犯行が飯よりも好きな慣習犯人に從來の刑罰以外の刑罰を定める可能性はな

いか。不法の受胎を中絶することが法律として許されぬであらうか。

□かく思索を巡らすと今日の刑罰制度ではどうしても物足らなさを感ずるのである。現にわが社會に於てもかやうな具體の場合を想像して見るとドイツ學界のこの研究はわが國にとつても亦重要な問題には違ひないのである。

□行きつまつたわが刑罰制度のこゝとだからこれからまたこの問題が新たに取扱はれ刑事政策に一轉回を與へるに違ひあるまい。

□書齋から眺めると秋の二八の月光が明滅して居る。虫の音と對應して僕にさへ淋しさをさそふ。この月こそ彼らに親の心を便り、妻の情をはこび、子のしたしみを傳へる空のボステイリヤンだ。

□三千里外故人の心と誰かがいつた。さうだ月は心だ。

昭和七年十月十四日夜

——あき羅——

定價表		廣告料		注文規定	
一冊（稅共）	金二十五錢	一冊（稅共）	金一圓五十錢	●御注文は總て前金のこと	●御注文は總て前金のこと
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二冊（稅共）	金一圓五十錢	●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて	●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて
十二冊（稅共）	金一圓五十錢	一冊（稅共）	金一圓五十錢	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること	●御注文は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		二冊（稅共）	金一圓五十錢	●御注文は新舊住所を御届下されたし。	●御注文は新舊住所を御届下されたし。
		三冊（稅共）	金一圓五十錢		
		四冊（稅共）	金一圓五十錢		
		五冊（稅共）	金一圓五十錢		
		六冊（稅共）	金一圓五十錢		
		七冊（稅共）	金一圓五十錢		
		八冊（稅共）	金一圓五十錢		
		九冊（稅共）	金一圓五十錢		
		十冊（稅共）	金一圓五十錢		
		十一冊（稅共）	金一圓五十錢		
		十二冊（稅共）	金一圓五十錢		

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年十月二十八日印刷納本
昭和七年十一月一日發行

編輯人 伊藤忠次郎
印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地 益平

印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地 益平
發行所 東京市葛飾區西比谷町一番地 益平

電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

45^e Année n° 11

Novembre 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Shiono, S. — Considérations rétrospectives sur l'administration pénitentiaire (1932).

Aoki, S. — L'intelligence des prisonniers et l'effet de l'exécution de la peine.

Hayashi, S. — Le droit et la technique dans l'exécution de la peine privative de liberté—à propos du " Manuel de droit pénitentiaire " par A. Masaki.

Mouvement des idées à l'étranger :

Delierneux, Evolution of the prison system in Belgium.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio